

山ノ内町都市計画マスタープラン（案）

令和5年1月

山ノ内町

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要 1

1. 都市計画マスタープランとは 1
2. 都市計画マスタープランの構成 3
3. 計画期間と目標年次 3

第2章 都市整備の現状と課題 4

1. 時代の潮流 4
2. 広域的にみた山ノ内町の位置付け 6
3. 山ノ内町の現状と課題 8
 - (1) 位置・地勢 8
 - (2) 沿革 9
 - (3) 気象 10
 - (4) 人口・世帯数 11
 - (5) 産業 15
 - (6) 土地利用 20
 - (7) 道路交通 31
 - (8) その他都市施設 38
 - (9) 環境 43
 - (10) 景観 44
 - (11) 防災 45
 - (12) 財政状況 46
 - (13) 町民アンケート結果概要 47
 - (14) 都市整備の課題 52

第3章 まちづくりの将来目標の設定 53

1. まちづくりの基本理念 53
2. まちづくりの基本目標 54
3. 将来人口フレーム 55

第4章 全体構想 56

1. 将来都市構造	56
(1) ゾーン	56
(2) 軸	57
(3) 拠点	57
2. 土地利用の方針	59
(1) 住宅地地域	59
(2) 沿道活用地域	60
(3) 商業地地域	60
(4) 農業集落地域	61
(5) 森林地域	61
(6) 上信越高原国立公園	61
3. 都市施設整備の方針	64
(1) 道路・交通の方針	64
(2) 公園・緑地の方針	65
(3) 下水道の方針	65
4. 自然環境保全・都市環境形成の方針	68
(1) 自然環境の保全	68
(2) 都市環境の形成	68
5. 都市景観形成の方針	69
(1) 良好な都市景観形成に向けた取り組み方針	69
(2) 景観ゾーン別の基本方針	69
6. 都市防災の方針	71
(1) 安全・安心な都市基盤の強化	71
(2) 防災体制の強化	71

第5章 地域別構想 72

1. 地域区分の設定	72
2. 中心地域の将来構想	73
(1) 地域の現状と課題	73
(2) アンケート調査結果による地域住民の意向	74
(3) 地域の将来像	76
(4) 土地利用の方針	76
(5) 都市施設整備の方針	77
(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針	77
(7) 景観形成の方針	78
(8) 都市防災の方針	78
3. 農業集落地域(森林地域含む)の将来構想	80
(1) 地域の現状と課題	80
(2) アンケート調査結果による地域住民の意向	81
(3) 地域の将来像	83
(4) 土地利用の方針	83
(5) 都市施設整備の方針	84
(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針	84
(7) 景観形成の方針	85
(8) 都市防災の方針	85
4. 国立公園地域の将来構想	87
(1) 地域の現状と課題	87
(2) アンケート調査結果による地域住民の意向	88
(3) 地域の将来像	90
(4) 土地利用の方針	90
(5) 都市施設整備の方針	91
(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針	91
(7) 景観形成の方針	92
(8) 都市防災の方針	92

第6章 実現方策の検討 94

1. 主要な都市計画制度に関する方向性	94
(1) 用途地域の見直し	94
(2) 都市計画道路の見直し	94
2. 主な方針のアクションプログラム	96
3. 町民・事業者・行政の協働によるまちづくり	97
(1) 役割分担や推進体制の構築	97
(2) 庁内組織体制の強化	98
(3) まちづくりへの参加機会の拡大	98
(4) まちづくりに関する人材育成・活動支援	98
(5) 町民・事業者に対する情報提供	98
4. 都市計画マスタープランの適正な運用・管理	99



第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

山ノ内町は、志賀高原に代表される緑豊かな山岳地と、すそ野の傾斜地に広がる果樹園、豊富な湯量を誇る温泉など恵まれた自然環境の中で、住民が生活を営みつつ、観光・レクリエーションなどで多くの人々が訪れている町です。

町の中で生活するためには、住宅や道路、公園、水道設備などが必要になります。

さらに、温泉地やスキー場などで来訪者を迎えるには、旅館やリフトなどの施設や設備が必要となります。

これらは、自然が造るものではなく、人が建てたり造りだして使用するものです。

例えば、住宅やマンションを皆が好きな場所へ自由な大きさに建てたりすると、日照や騒音など生活環境や建てた場所の自然環境に弊害が生じることも考えられます。

このため、土地の使い方、建物など構造物の建て方には共通のルールを設けて、計画的な利用を図ること、町に住む人々がマナー意識を持つことが重要であり、これらの取り組みを都市計画法のもとに行うことが都市計画です。

また、町民、事業者、行政が協働し、こうした取り組みを行うことにより、人と自然との共生、住みよい町の形成を図ることができます。

都市計画マスタープランは、上記の点を踏まえながら、総合計画に掲げた将来目標を土地利用や都市施設の整備等から実現するため、適正な土地利用及び保全の誘導、都市施設整備についての方向性を示し、まちづくりの指針として活用するものです。

◆都市計画法における基本理念（都市計画法 第2条）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

◆市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法 第18条の2）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



都市計画マスタープランは、都市全体の具体的な将来ビジョンと、住民に身近な生活空間としての地域別の将来あるべき姿を具体的に明示し、まちづくりに関する課題と、これに対応した都市整備の方針等を明らかにするために制度化されたものです。

都市計画マスタープランの策定は、都市計画の総合的な推進と住民への公表を基本として、都市計画区域を有する市町村の責務として位置付けられています。

このため、都市計画マスタープランの策定においては、市町村独自の創意工夫によって、住民意向を反映しつつ、具体性のある将来目標、将来像や地域の整備課題、整備方針等を定めていくものです。

都市計画マスタープランを取り巻く計画体系は、以下のとおりです。

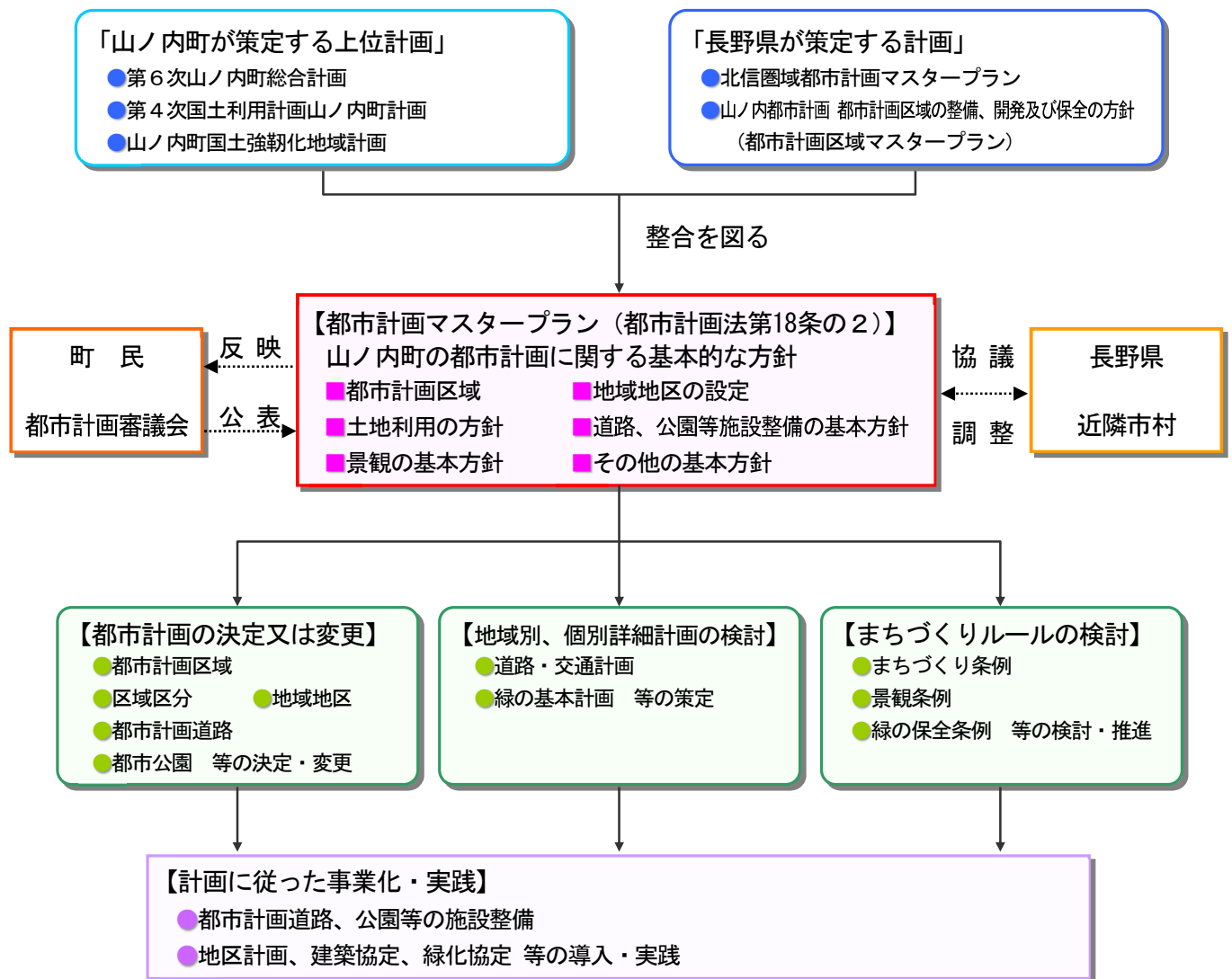


図. 都市計画マスタープランの位置付け



2. 都市計画マスタープランの構成

山ノ内町都市計画マスタープランは、本町の現状把握と課題を整理し、以下に示すような「全体構想」、「地域別構想」、「都市計画制度の活用方針」、「実現化の方策」を作成します。

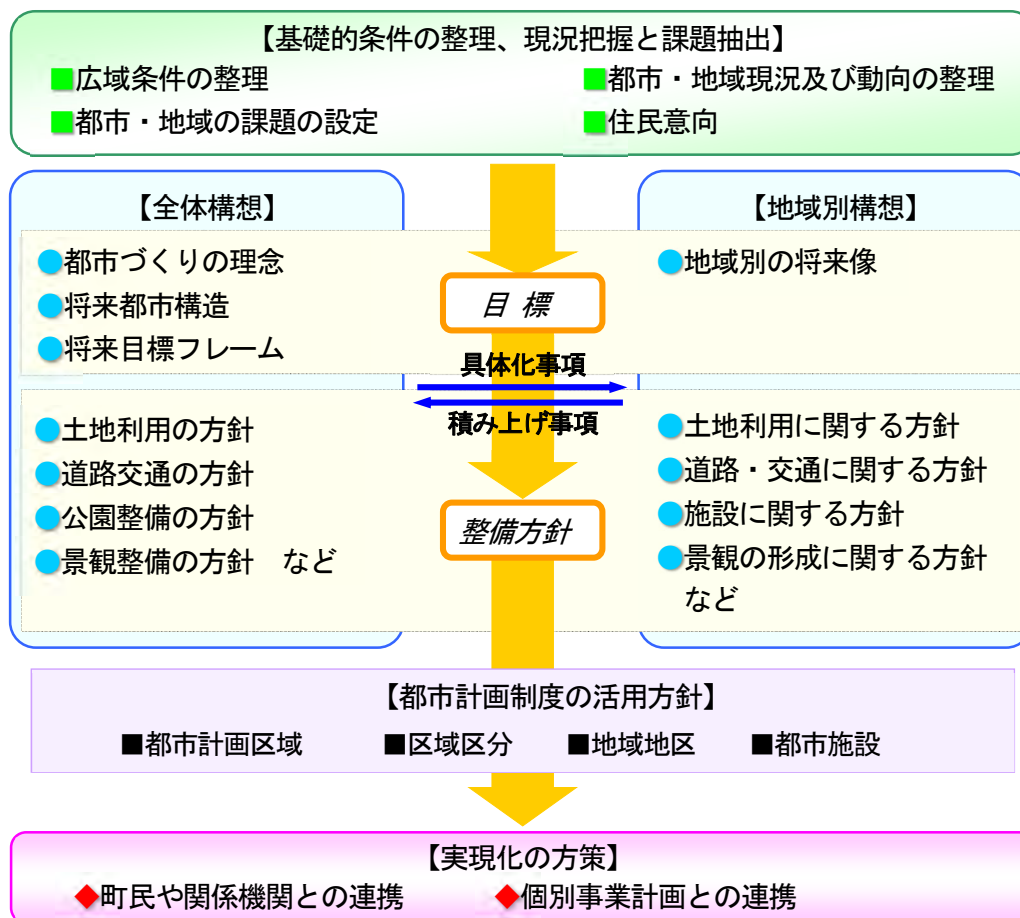


図. 都市計画マスタープランの構成

3. 計画期間と目標年次

都市計画マスタープランは、将来の都市の姿を展望し、長期的・継続的な方向性を示すものです。よってこのマスタープランの運用が始まる令和5年を基準とし、計画の目標年次を20年後の令和25年とします。

また、第6次山ノ内町総合計画などの上位計画と整合を図るものとします。

表. 計画期間と目標年次

計 画 名	基準年次	中間年次	目標年次
第6次山ノ内町総合計画	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)
第4次国土利用計画山ノ内町計画	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
山ノ内町都市計画マスタープラン	令和5年 (2023年)	令和15年 (2033年)	令和25年 (2043年)



第2章 都市整備の現状と課題

1. 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

令和2年（2020年）の日本の総人口は1億2,615万人、年少人口（0～14歳）1,503万人（11.9%）、生産年齢人口（15～64歳）7,509万人（59.5%）、高齢者人口（65歳以上）3,603万人（28.6%）となり、高齢化率は国勢調査開始以来最も高くなっています。

依然として未婚化や結婚・出産の高年齢化、出生率の低下と長寿命化等の要因から人口減少と少子高齢化は進行しています。また、大幅な転入超過が続く東京一極集中の状況は是正されず、地方においては、若い世代が少なくなる一方で高齢者が増加することから、地域社会の担い手の減少や消費市場の縮小など、様々な社会的・経済的な課題が生じています。

このため、それぞれの地域が独自性を活かし潜在能力を引き出すことで、若年層や大都市圏からの移住者に選ばれるまちづくりを推進し、流出人口の抑制と流入人口の増加を図ることなどにより、持続的な地域活動・都市機能の維持が求められています。

(2) 環境の保全と利活用による持続可能な社会の構築

温室効果ガスの排出による地球温暖化など、地球規模の環境問題が一層深刻化しており、自然災害の激甚化や経済活動などに大きく影響してきています。

将来にわたり人々が持続的に生活し続けていくため、環境負荷の低減と環境の保全が世界共通の課題となっています。

長野県は令和元年（2019年）に「気候非常事態」を宣言し、本町を含む県内全市町村がこれに賛同する中で、2050年二酸化炭素排出量ゼロを決意するとともに、将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面で地域循環共生圏に取り組んでいます。

本町は志賀高原ユネスコエコパークに登録されており、豊かな自然環境の保全と持続可能な利活用を実践するなど、今後も都市環境と自然環境の調和を維持したまちづくりが求められます。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた対応

平成27年（2015年）9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット（達成基準）を掲げています。

また、日本国内のSDGs達成に向けた取り組みとして、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（2020年）では、地方自治体の各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定などにあたってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映することを推奨しており、本町においてもSDGsの17の目標を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが求められます。



（４）安全で安心なまちづくりに向けた対応

わが国に広域かつ甚大な被害をもたらした大規模地震、地球温暖化等の影響が原因の一つとされている記録的な豪雨・豪雪や猛暑などの自然災害の脅威は以前にも増しており、それとともに災害に対する住民の意識はこれまで以上に高まっています。

また、公共建築物やインフラの老朽化が進み、今後は公共建築物等の効率的な維持管理・更新、耐震化などによる長寿命化対策が急務となっています。

さらに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、経済、社会、生活など多方面に甚大な影響を及ぼしています。

このような自然災害や感染症など様々な災害を想定し、住民の安全な生活を確保するため、さらなる防災対策、感染症対策などに取り組むことが求められます。

（５）経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 社会の実現

ICT（情報通信技術）の進展は、日常生活、企業活動、都市機能及び行政サービスなど、人々の暮らしに大きな影響を与えており、また、あらゆるモノをつなげる IoT 技術の発達により、自動運転技術やバイオテクノロジー、農作業の自動化など、情報社会の中で蓄積されたデータや AI を活かした科学技術の発展、技術革新が急速に進んでいます。

また、国では労働力の不足や地域経済の維持、生活環境など私たちの身近にある様々な課題を科学技術の革新（イノベーション）で解決することに結び付けていく新たな社会の姿として、『Society 5.0』を提唱しており、今後さらに技術革新の進展が予測されることから、まちづくりににおいても有効に活用していくことが求められます。

（６）経済活動のグローバル化

社会経済は急速にグローバル化しており、日進月歩で変化する世界経済の荒波の中で、地域経済も世界情勢・世界経済に大きく影響される時代になっています。

また、観光面においては、近年のインバウンド需要の高まりなどを踏まえ、今後もさらなる拡大が期待されます。

しかしながら、地震や台風などの大規模自然災害や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、国際紛争など、予期せぬ因子の影響により、世界経済とともに日本経済も失速の兆しが見られます。

地域においては、このようなグローバル社会の渦中であっても、状況の変化や価値観の多様化などに順応しつつ、世界的な閉塞感を打破し、景気低迷の長期化を避け、経済や人の循環を加速させる取り組み、持続可能な発展を目指していくことが求められます。



2. 広域的にみた山ノ内町の位置付け

本町は、長野県の北東部の2市1町3村（山ノ内町、中野市、飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村）から構成される北信地域に含まれており、長野県が平成16年4月に策定した「北信圏域都市計画マスタープラン」では、“ふるさとの自然の恵み（緑・雪・温泉）を地域活力につなげる北信圏域”を将来都市像に掲げ、圏域づくりが進められてきました。

同計画の中で、山ノ内町の湯田中渋温泉郷は「自然とふれあうふるさと拠点」及び「観光拠点」に、志賀高原や北志賀高原が「観光拠点（主な観光地）」に位置付けられています。

■自然とふれあうふるさと拠点

都市拠点の周辺に位置し、周辺核として観光、商業、文化等の都市機能が集積した地区（山ノ内町中心市街地 他）

■観光拠点（主な観光地）

圏域内の主要な観光地で、自然環境との共生を図りながら、今後とも魅力ある観光地として整備を図るべき地区

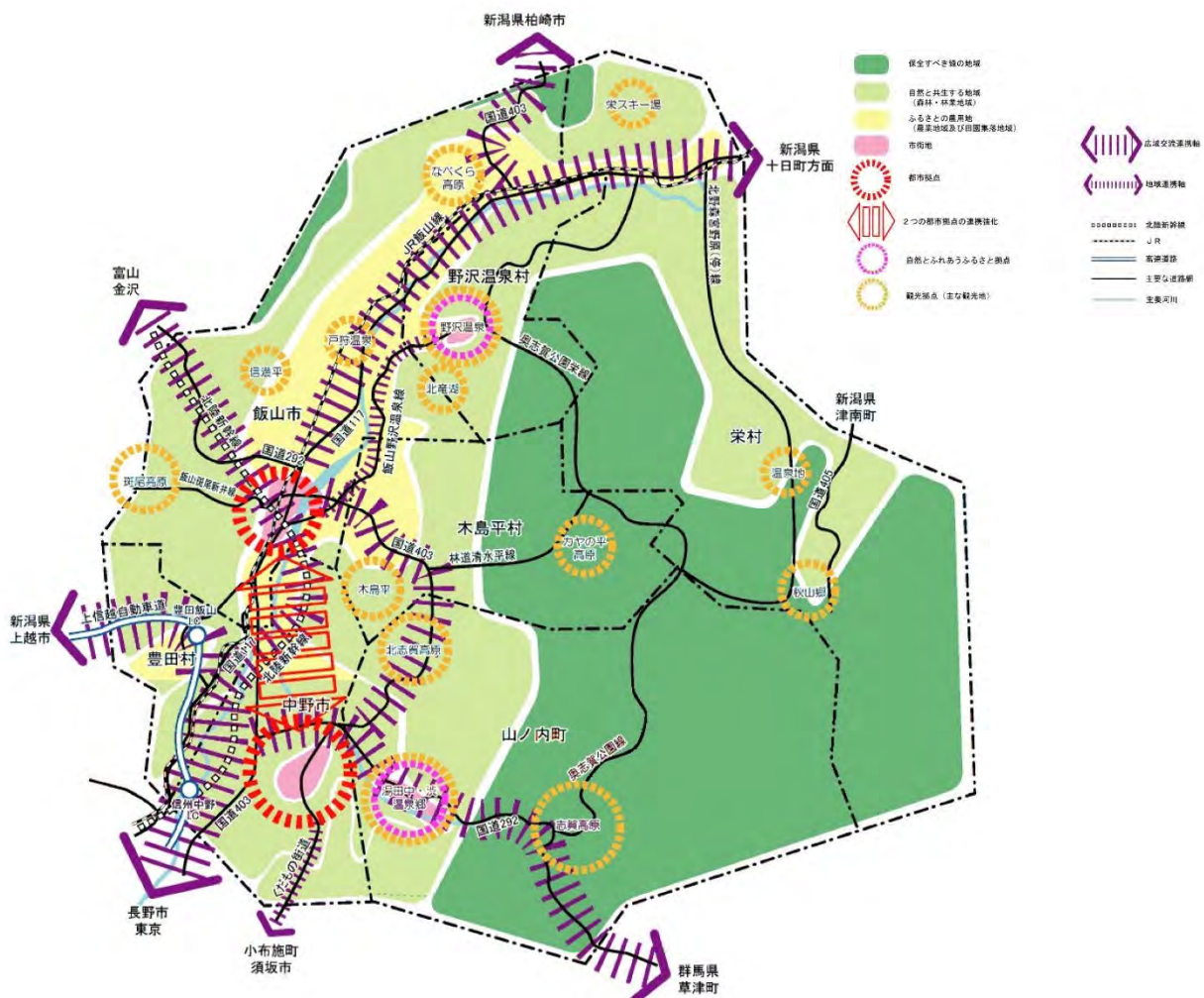


図. 北信圏域の将来都市構造図

資料：北信圏域マスタープラン



また、本町の以西には、北信圏域の中心都市となる中野市や飯山市のほか、県都である長野市が近接しており、これら都市に位置する上信越自動車道信州中野インターチェンジ（中野市）、北陸新幹線飯山駅（飯山市）や長野駅（長野市）から、国道 292 号、国道 403 号等の幹線道路や長野電鉄長野線を経由するルートが本町への主要なアクセスルートとなっています。

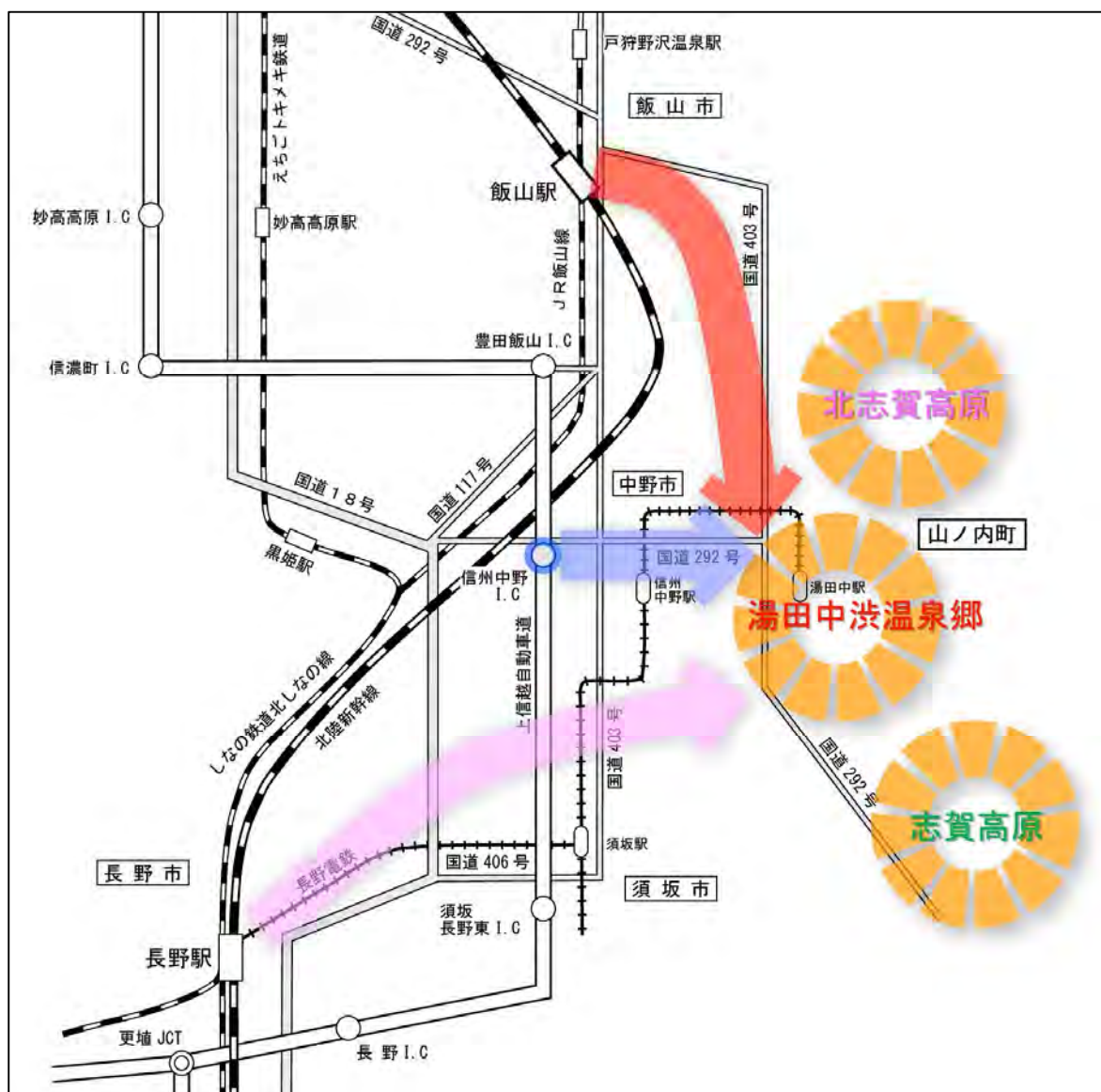


図. 高速交通網と本町の連携イメージ



3. 山ノ内町の現状と課題

(1) 位置・地勢

本町は長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心に位置しています。

西は高社山と箱山支脈を境に中野市に、北は木島平村及び栄村に、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接しており、東は群馬県と県境をなしています。

また、四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原や北志賀高原と、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を持つ本町は、周りを山地に囲まれた盆地であり、森林が 88%（うち7割余が志賀高原）を占め、集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地に発達しています。

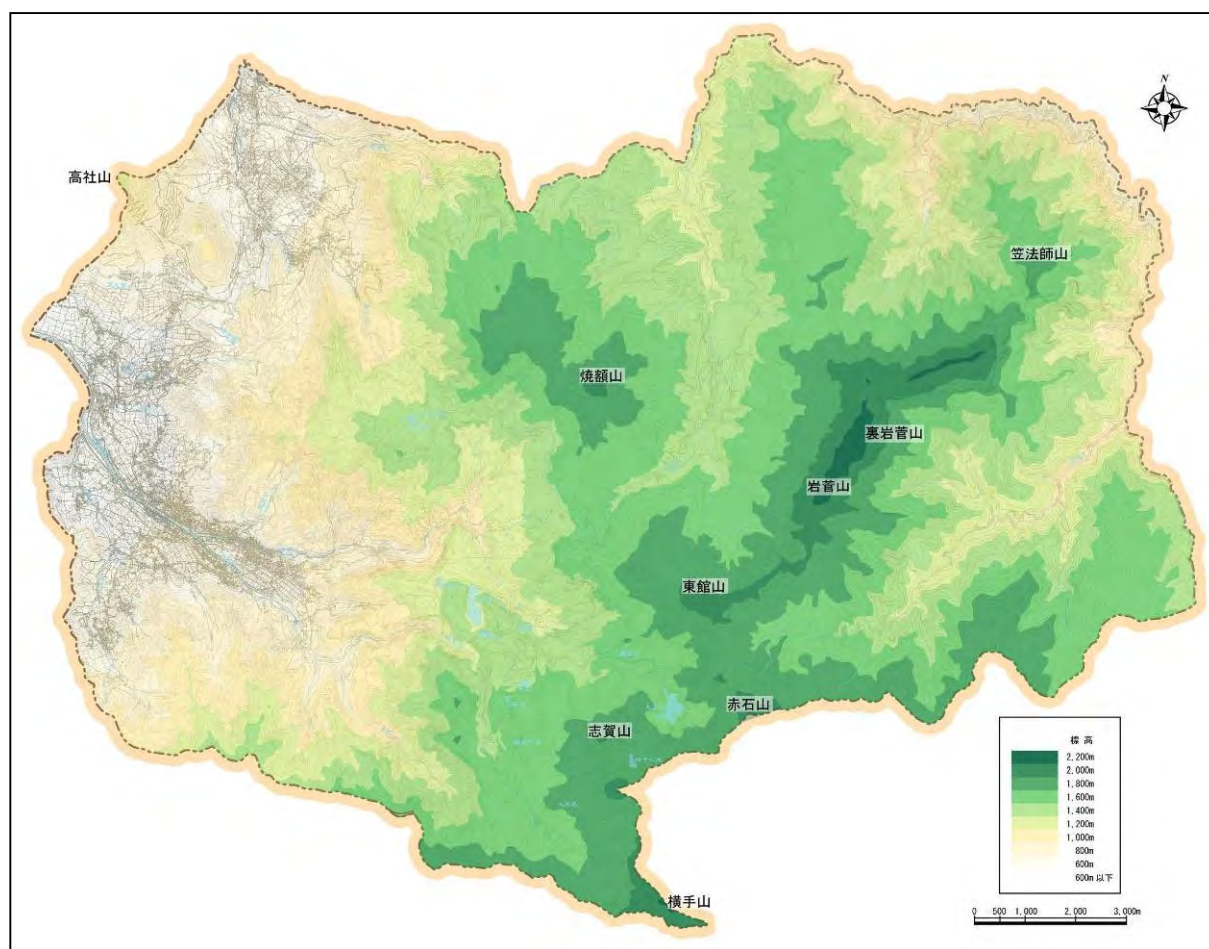


図. 山ノ内町の地形



(2) 沿革

明治22年(1889年)の市町村制の施行とともに、平穏、夜間瀬、穂波の三つの村によって構成されるようになりました。

その後、昭和29年(1954年)4月平穏村が、平穏町となり、昭和30年(1955年)4月、1町2村が合併して今日の山ノ内町となって現在に至っています。

■志賀高原ユネスコエコパークの登録

本町は、昭和55年(1980年)、志賀高原ユネスコエコパークに登録され、志賀山を中心とした大沼池や四十八池湿原を含む約700haについて長期的に保護を図っていくため『核心地域』と定め、それを囲む約17,600haを自然環境の保全を優先しながら利用する『緩衝地域』としています。

長野県(山ノ内町・高山村)と群馬県(中之条町・草津町・嬬恋村)の5町村にまたがるエリアにより構成され、上信越高原国立公園の志賀高原地域、須坂・高山地域及び草津・万座地域に位置しています。

平成26年(2014年)には、持続可能な形で農業や生活を営み、生産物や地域の価値を高める取り組みを進めるための『移行地域』約12,000haを新たに設定し、本町はほぼ全域が志賀高原ユネスコエコパークのエリアとなりました。

標高2,000m級の山々に囲まれ雄大な自然が広がる本町は、日本有数の山岳高原リゾートとしてスキー場を中心に急速な開発が進められてきましたが、一方で、町民の努力により今も『核心地域』はほとんど人為の影響がなく、原生的な森林が大面積で保たれています。

これらの豊かな自然を活用したエコツーリズムや環境教育に力を入れているほか、環境にやさしい農業や自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの推進などの環境対策、伝統文化の保護継承など自然と共存した活動を通して、自然と人間社会が共生した持続可能なまちづくりと活性化に取り組んでいます。

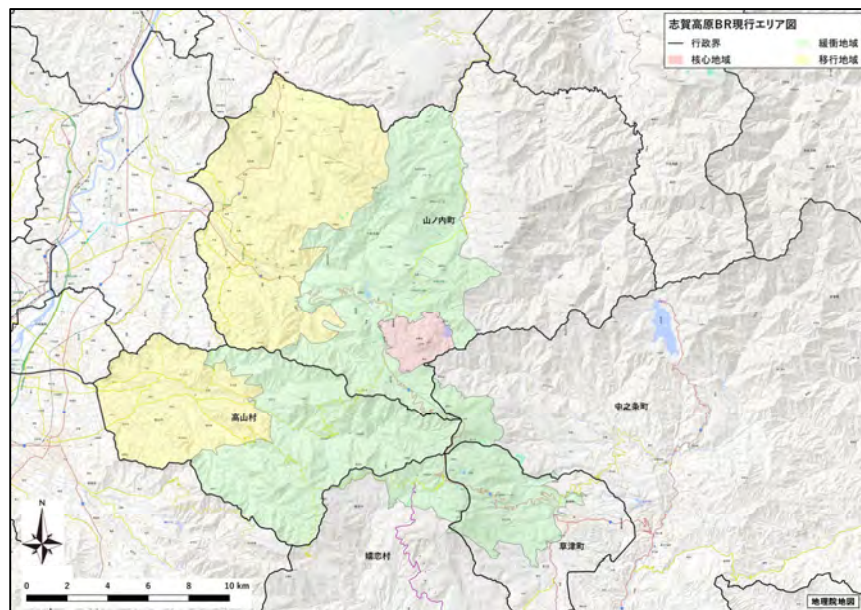


図. 志賀高原ユネスコエコパークの範囲

資料：庁内資料



(3) 気象

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏季の最高気温は30度を超え、冬季は最低気温が約-10度になります。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹栽培やそば、各種野菜の農業生産に適した環境となっています。

年間降水量は合計で1,000mm程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。



図. 気温・雨量の月別変動（令和2年（2020年））

資料：庁内資料

表. 長野県内の豪雪地帯（特別豪雪地帯）指定地域

群 名	市 町 村 名
北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	▲長野市（特別豪雪地帯は、平成17年1月1日合併前の上水内郡 旧・戸隠村、鬼無里村。豪雪地帯は、昭和41年10月16日合併前の旧・長野市、上水内郡 旧・七二会村、上高井郡 旧・若穂町、平成17年1月1日合併前の更級郡 旧・大岡村、上水内郡 旧・豊野町。平成22年1月1日合併前の上水内郡 旧・信州新町、中条村。他の地域は無指定） ※松本市（ただし平成17年4月1日合併前の南安曇郡 旧・安曇村。他の地域は無指定） ※上田市（ただし昭和45年4月1日合併前の旧・上田市、平成18年3月6日合併前の小県郡 旧・真田町。他の地域は無指定） ※須坂市（ただし昭和46年4月30日合併前の上高井郡 旧・東村。他の地域は無指定） 中野市 ※大町市（ただし平成18年1月1日合併前の旧・大町市、北安曇郡 旧・美麻村。他の地域は無指定） ●飯山市 ※飯田市（ただし平成17年10月1日合併前の下伊那郡 旧・南信濃村。他の地域は無指定） ※安曇野市（ただし平成17年10月1日合併前の南安曇郡 旧・穂高町、堀金村。他の地域は無指定） 松川村 ●白馬村 ●小谷村 ●高山村 ●山ノ内町 ●木島平村 ●野沢温泉村 ●信濃町 飯綱町 小川村 ●栄村
	豪雪地帯（9市3町8村） うち特別豪雪地帯（2市2町6村）

●：市町村全域が特別豪雪地帯、▲：市町村の一部の地域が特別豪雪地帯、※：市町村の一部の地域が豪雪地帯、それ以外は無指定、無印：市町村全域が豪雪地帯

資料：国土交通省ホームページ



(4) 人口・世帯数

1) 総人口

本町の人口は、平成12年(2000年)以降、一貫して減少を続けており、平成12年(2000年)に16,384人であったのが、令和2年(2020年)では12,148人と4,236人(25.9%)減少しています。

また、世帯数については、横ばい傾向を示しており、平成12年(2000年)に5,040世帯であったのが、令和2年(2020年)では5,032世帯と8世帯(0.2%)減少しています。

人口が減少傾向にあるなか、世帯数が横ばい傾向を示していることから、一世帯当たり人口は、平成12年(2000年)の3.25人/世帯であったのが、令和2年(2020年)では2.41人/世帯と減少しており、核家族化や小世帯化の進行がうかがえます。



図. 人口と世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、平成27年以降は外国人を含む）



2) 地区別人口

平成24年（2012年）から令和3年（2021年）における地区別人口については、全ての地区で減少傾向を示しています。

また、10年間（平成24年（2012年）～令和3年（2021年））の減少率では、北部地区が△24.27%と最も減少しており、南部地区が△14.48% 東部地区が△14.43% 西部地区が△12.95%となっています。

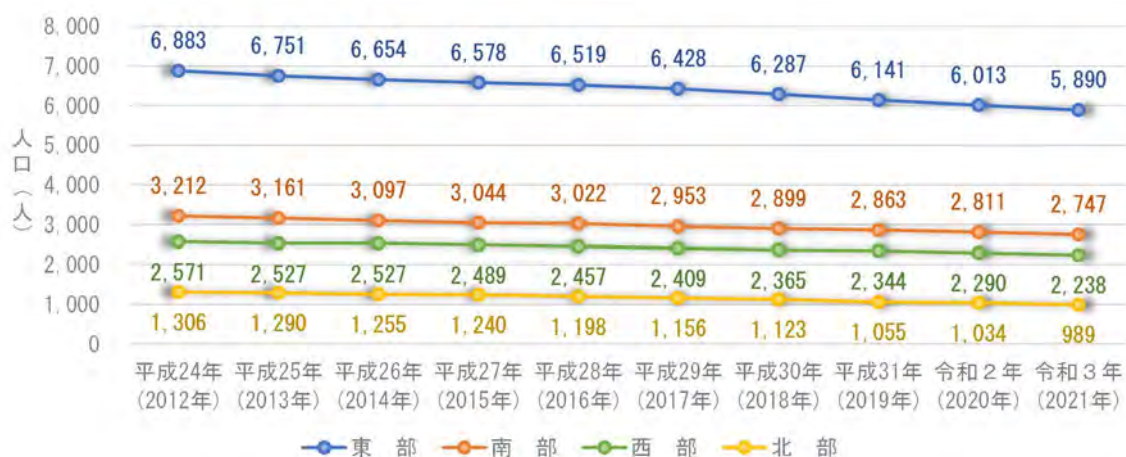


図. 地区別人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

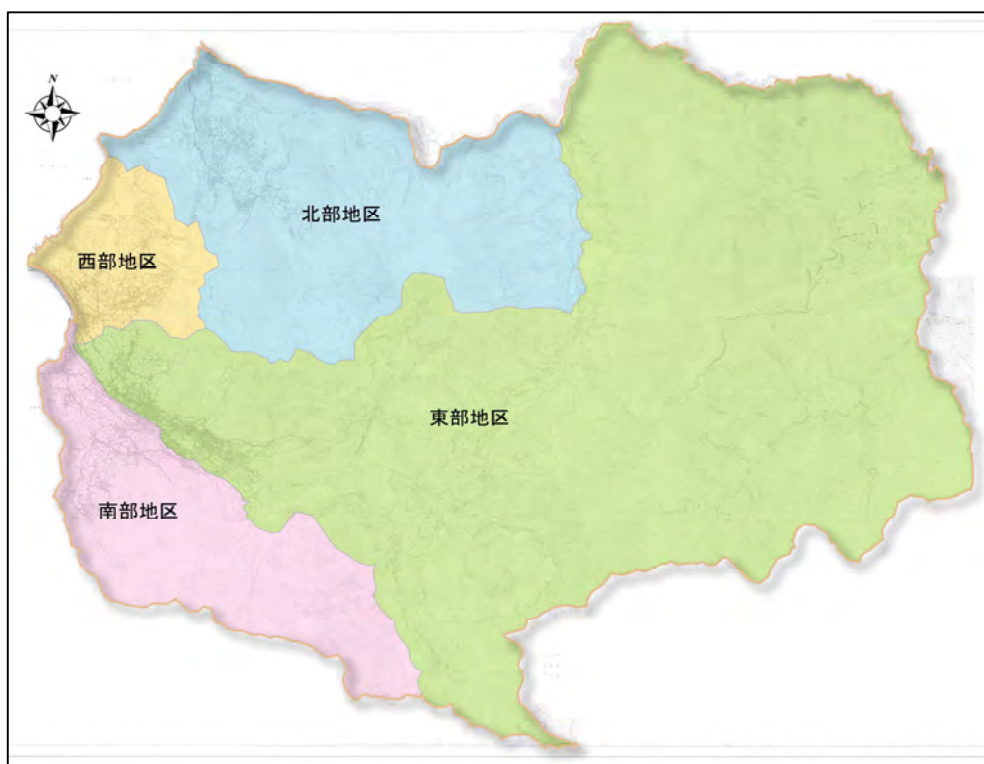


図. 地区区分図



3) 年齢別人口

年齢3区分別人口については、平成12年（2000年）に15歳未満（年少人口）が2,200人（13.4%）、15～64歳（生産年齢人口）が10,012人（61.1%）、65歳以上（老年人口）が4,172人（25.5%）であったのが、令和2年（2020年）では15歳未満（年少人口）が1,019人（8.4%）、15～64歳（生産年齢人口）が6,200人（51.0%）、65歳以上（老年人口）が4,929人（40.6%）となり、生産年齢人口と年少人口は減少し、老年人口は増加しています。

令和2年（2020年）において、年少人口割合が1割を下回る一方で、老年人口割合は4割を超えており、少子高齢化の加速が懸念されます。

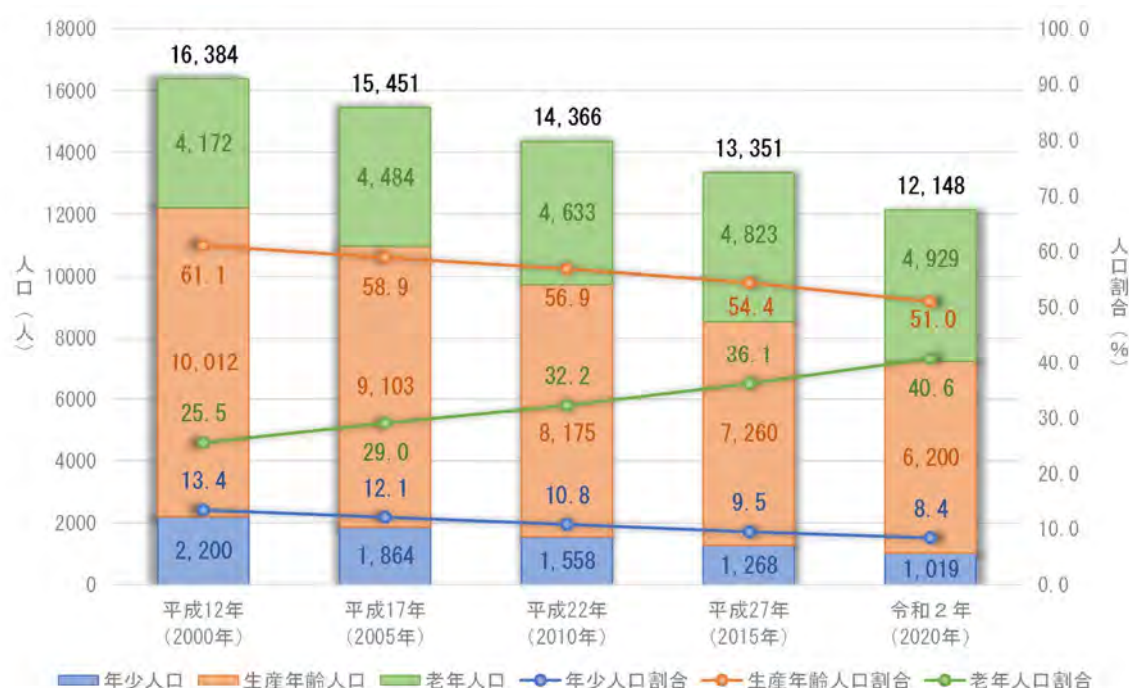


図. 年齢別人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、平成27年以降は外国人を含む）



4) 人口動態

自然動態については、平成24年（2012年）以降、一貫して出生数を死亡数が上回る自然減の状況が続いており、減少数は100人以上となっています。

社会動態については、平成24年（2012年）以降、一貫して転入数を転出数が上回る転出超過の状況が続いています。平成29年（2017年）以降は、転出数、転入数ともに増加傾向にありますが、転出数より転入数の伸びが上回り、転出超過の状況が改善してきていましたが、令和2年（2020年）に転入数が大きく減少したため、転出超過が顕著となり、令和2年（2020年）以降は減少数が100人以上となっています。



図. 自然動態の推移

資料：住民基本台帳

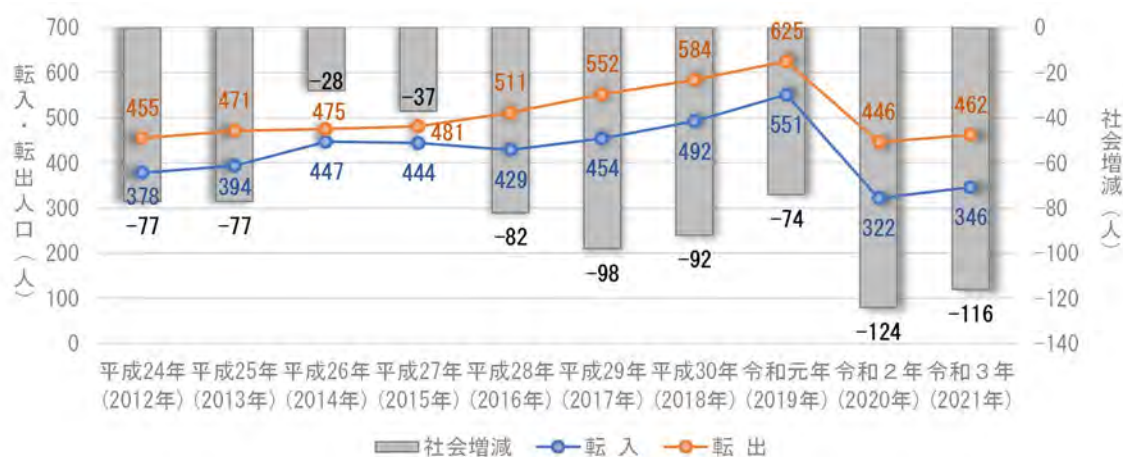


図. 社会動態の推移

資料：住民基本台帳



(5) 産業

1) 産業分類別人口

産業分類別人口については、平成12年（2000年）に9,188人であったのが、令和2年（2020年）では6,387人と2,801人（30.5%）減少しています。

令和2年（2020年）における産業分類別の割合は、農業などの第1次産業が24.6%、製造業を中心とする第2次産業が17.0%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が56.8%であり、平成12年（2000年）以降の推移では、第1次産業が24%前後、第2次産業が17%前後、第3次産業が57%前後と、概ね横ばい傾向で推移しています。



図. 産業別分類別人口の推移

資料：国勢調査（総数に分類不能を含む）

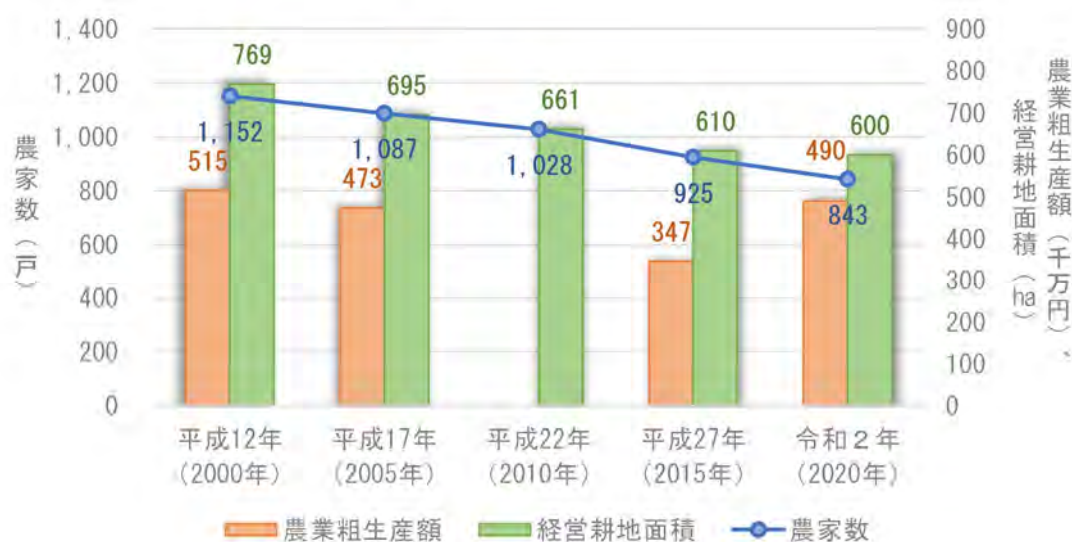


2) 農業

農家数は、平成12年（2000年）に1,152戸であったのが、令和2年（2020年）には843戸と1,000戸を下回り減少が続いており、また、経営耕地面積も平成12年（2000年）に769haであったのが、令和2年（2020年）には600haと減少しています。

その結果、農業粗生産額も平成12年（2000年）に約52億円であったのが、平成27年（2015年）には約35億円まで減少しましたが、令和2年（2020年）には、約49億円まで回復しています。

農業は本町の基幹産業であり、豊かな自然環境を活かし、果樹、菌茸、水稻などを中心に品質の向上とブランド力の強化に取り組むとともに、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の認定など食と農産物、観光の連携を推進していますが、農業従事者の高齢化とそれに伴う遊休農地の増加などの課題を抱え、厳しい状況が続いています。



※平成22年（2010年）の農業粗生産額は、公表されていないため非表示

図. 農業の推移

資料：世界農林業センサス、農林業センサス



3) 工業

令和元年（2019年）現在、事業所数は7事業所、従業者数は135人、製造品出荷額等は約17億円となっています。

製造品出荷額等については、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災や長野県北部地震などの影響により景気は低迷し減少傾向にありましたが、その後、世界的な景気回復の動きを受け、製造品出荷額や従業者数が再び増加傾向を示しています。



図. 工業の推移

資料：工業統計

4) 商業

平成28年（2016年）現在、商店数は124店舗、従業者数は442人、年間販売額は約64億円となっています。

本町の商業は、飲食料品や身の回り品、お土産物を扱う小売業等がありますが、近隣他市の大規模小売店やインターネット等を利用した無店舗販売等への流出などの影響を受け、町内の商店数や従業者数、年間販売額はともに減少傾向を示しています。



図. 商業の推移

資料：商業統計、経済センサス



5) 観光

本町は、全国に高い知名度を誇る「湯田中渋温泉郷」、「志賀高原」、「北志賀高原」を有しており、平成21年（2009年）以降、これら観光地への観光客総数は450万人前後であり、観光地別に見ても概ね横ばいで推移していましたが、令和2年（2020年）から新型コロナウイルスの影響により、観光客数は落ち込み、令和3年（2021年）では約250万人にまで減少しています。

観光消費額についても、平成21年（2009年）以降、約240億円前後と観光客数の推移に比例して横ばいに推移していましたが、令和3年（2021年）では約140億円にまで落ち込んでいます。

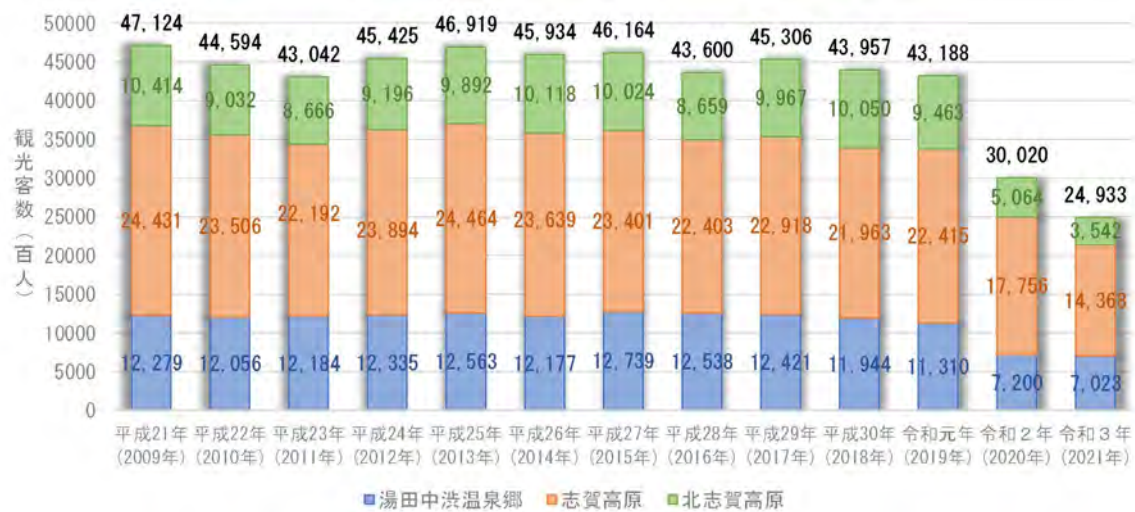


図. 観光客数の推移

資料：観光地利用者統計調査

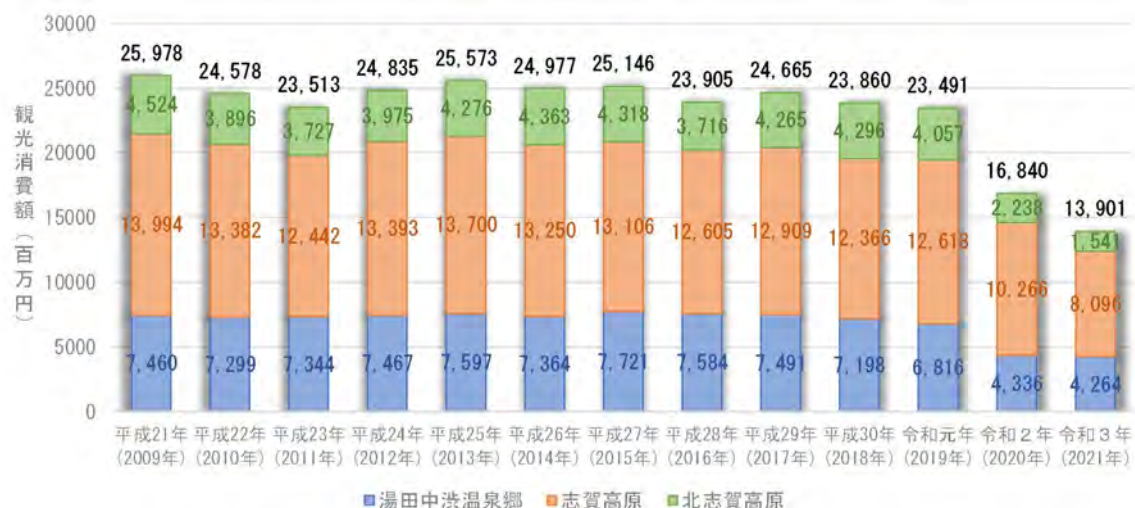


図. 観光消費額の推移

資料：観光地利用者統計調査



本町に宿泊する外国人旅行者数は、スノーモンキー、スノーリゾートを中心に人気があり、平成15年（2003年）に国の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が開始されて以降増加傾向にあり、行政と関係団体や事業者が連携を図り受入基盤整備や海外プロモーションを強化する中で、令和元年（2019年）には102,678人と急増し、10万人を超えています。

地域別ではアジアやオセアニア地域が多く、国別ではオーストラリアや中国、香港からの宿泊者数が上位を占めています。

表. 外国人延宿泊者数（令和元年（2019年））

国・地域		延宿泊者数	
		(人)	(%)
アジア	韓国	1,633	1.6
	中国	15,031	14.6
	香港	10,446	10.2
	台湾	7,241	7.1
	フィリピン	260	0.3
	シンガポール	4,874	4.7
	タイ	4,529	4.4
	インドネシア	626	0.6
	マレーシア	936	0.9
	ベトナム	111	0.1
	イスラエル	398	0.4
	その他	987	1.0
北アメリカ	アメリカ	8,098	7.9
	カナダ	1,782	1.7
	その他	138	0.1
ヨーロッパ	イギリス	3,528	3.4
	ドイツ	1,074	1.0
	フランス	1,416	1.4
	ロシア	711	0.7
	イタリア	437	0.4
	スペイン	326	0.3
	オランダ	945	0.9
	スウェーデン	206	0.2
	その他	1,758	1.7
オセアニア	オーストラリア	27,681	27.0
	ニュージーランド	1,318	1.3
	その他	186	0.2
その他（不明等）		6,002	5.8
合 計		102,678	99.9

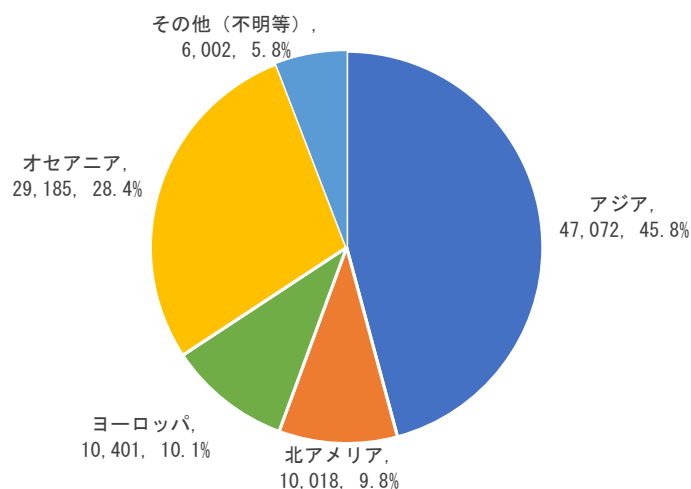


図. 地域別外国人延宿泊者数（令和元年（2019年））

資料：庁内資料

※令和2年（2020年）及び令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス拡大の影響によって外国人延宿泊者数が大きく落ち込んでいるため、令和元年の数値を掲載しています。

※比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が「100.0」にならない場合があります。



(6) 土地利用

1) 土地利用

本町の都市計画区域における土地利用状況については、山林の面積が 17,832.5ha (84.1%) と最も多く、次いで畑が 1,093.6ha (5.2%) となっています。

また、自然的土地利用は 19,672.7ha (92.8%)、都市的土地利用は 1,525.9ha (7.2%) と自然的土地利用が大半を占めています。

用途地域指定区域における土地利用状況については、住宅用地の面積が 71.8ha と最も多く、次いで畑が 33.4ha、道路用地が 24.1ha、商業用地が 22.6ha となっています。

表. 土地利用状況

市 街 地 区 分			用途地域 指定区域 (ha)	用途地域 指定外区域 (ha)	都市計画 区域合計 (ha)	都市計画 区域合計 (%)	都市計画 区域外 (ha)	合計 (ha)
自然的 土地利用	農 地	田	11.4	142.7	154.1	0.7	0.0	154.1
		畑	33.4	1,060.2	1,093.6	5.2	0.3	1,093.9
		小 計	44.8	1,202.9	1,247.7	5.9	1.0	1,248.7
	山林		12.2	17,820.3	17,832.5	84.1	5,353.1	23,185.6
	水面		5.5	369.5	375.0	1.8	35.9	410.9
	その他の自然地		4.3	209.9	217.5	1.0	0.8	218.3
	小 計		66.8	19,602.6	19,672.7	92.8	5,390.8	25,063.5
都市的 土地利用	宅 地	住宅用地	71.8	200.8	272.6	1.3	0.0	272.6
		商業用地	22.6	113.2	132.1	0.6	0.0	132.1
		工業用地	3.4	32.9	36.3	0.2	0.0	36.3
		小 計	97.8	346.9	444.7	2.1	0.0	444.7
	公共・公益用地		18.4	83.6	102.0	0.5	0.0	102.0
	道路用地		24.1	268.3	292.4	1.4	0.0	292.4
	交通施設用地		1.2	1.7	2.9	0.0	0.0	2.9
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の空地		5.7	678.2	683.9	3.2	0.6	684.5
	小 計		147.2	1,378.7	1,525.9	7.2	0.6	1,526.5
合 計			214.0	20,981.3	21,198.6	100.0	5,391.4	26,590.0
可 住 地			134.5	19,902.2	20,036.7	94.5	5,354.7	25,391.4
非 可 住 地			79.5	1,079.1	1,158.6	5.5	36.7	1,195.3

※「公共・公益用地」は、土地利用現況図の「公益施設用地」と「公共空地」の合計。

※非可住地は、以下のとおりとする。

「水面」、「その他の自然地」、「商業用地」の内で敷地面積 1ha 以上の大規模施設用地、「公共・公益用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「その他公的施設用地」。これらのほか、土地利用状況に関係なく全ての工業専用地域。

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査

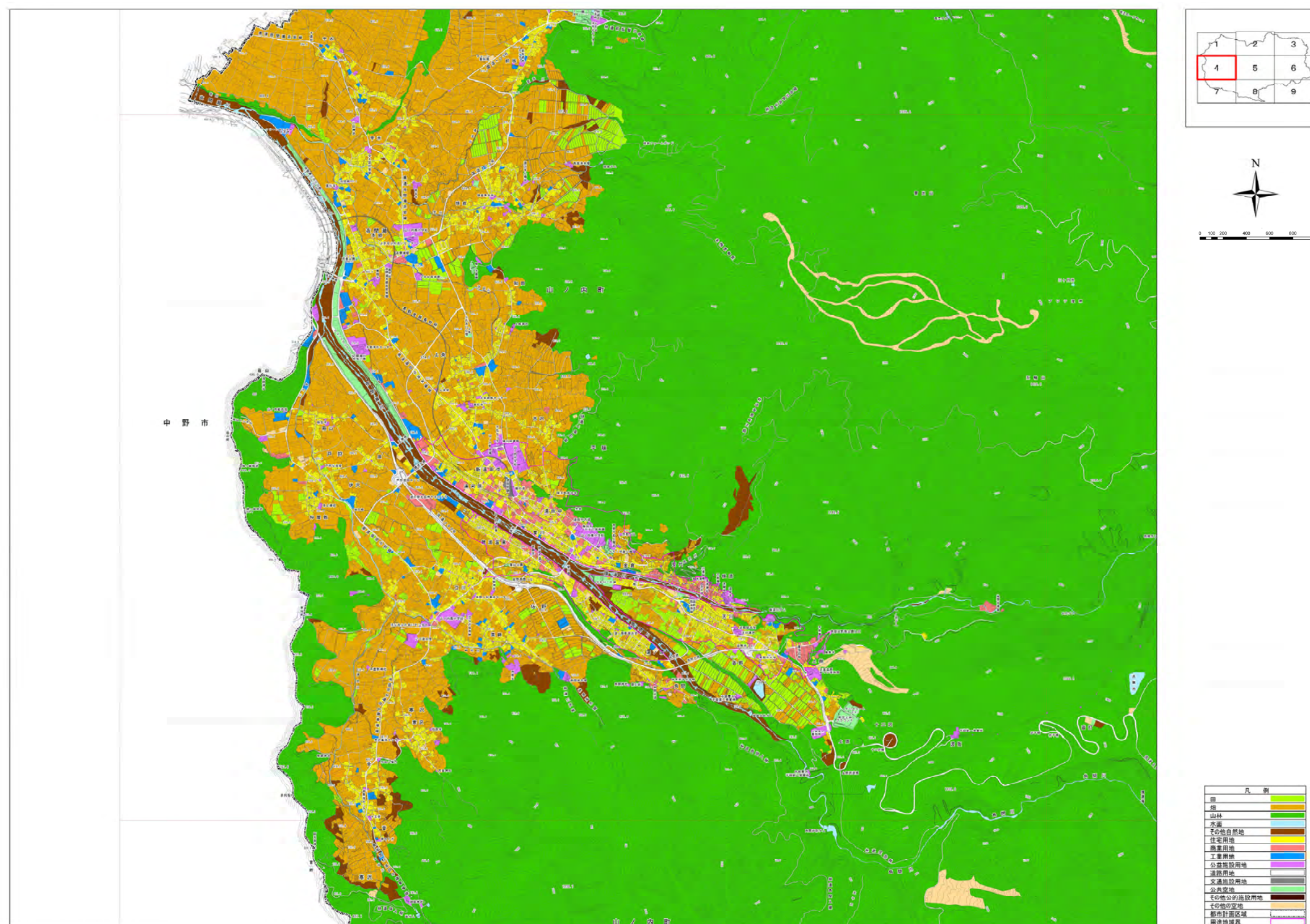


図. 土地利用現況図

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



2) 建物用途

地区別・用途別の建物延べ床面積現況については、渋地区以外は、「住宅」の割合が最も高くなっており、渋地区では、「専用店舗・事務所」の割合が最も高くなっています。

また、地区合計割合との比較では、湯河原地区の「専用工場・倉庫」、「店舗・事務所併用住宅」、「その他」の割合が比較的高くなっています。

表. 地区別・用途別の建物延べ床面積現況

地区名	住 宅		工場・倉庫併用住宅		専用工場・倉庫		店舗・事務所併用住宅		専用店舗・事務所		そ の 他		合 計	
	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)	延面積 (㎡)	比率 (%)
沓 野	101,666.20	75.4	379.27	0.3	7,876.59	5.8	982.32	0.7	21,684.88	16.1	2,297.39	1.7	134,886.65	100.0
渋	21,294.56	28.2	191.97	0.3	1,074.39	1.4	1,151.93	1.5	51,446.13	68.0	464.79	0.6	75,623.77	100.0
湯田中	162,036.71	56.3	1,196.61	0.4	10,629.98	3.7	876.66	0.3	100,889.76	35.1	12,181.79	4.2	287,811.51	100.0
湯河原	31,170.62	47.8	382.45	0.6	4,404.35	6.8	3,020.57	4.6	21,554.11	33.1	4,676.56	7.2	65,208.66	100.0
湯ノ原	30,304.34	88.1	0.00	0.0	1,499.96	4.4	1,093.38	3.2	1,286.53	3.7	209.92	0.6	34,394.13	100.0
穂 波	54,898.87	55.5	0.00	0.0	3,236.97	3.3	1,343.11	1.4	39,119.80	39.5	366.54	0.4	98,965.29	100.0
合 計	401,371.30	57.6	2,150.30	0.3	28,722.24	4.1	8,467.97	1.2	235,981.21	33.9	20,196.99	2.9	696,890.01	100.0

※「住宅」は、住宅、寄宿舎、共同住宅、「工場・倉庫」は、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所、「店舗・事務所」は店舗、事務所、旅館、料理店。

※農林漁業用の納屋は、工場・倉庫でなく、住宅に含める。

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



3) 新築

平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までの新築状況については、都市計画区域内において174件の新築があり、用途地域指定区域で53件、用途地域指定外区域で121件と、用途地域指定外区域での新築が多くなっています。

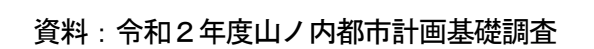
用途地域指定区域では、湯田中地区の住宅19件が最も多く、用途地域指定外区域では上条の住宅23件が最も多くなっています。

表. 新築状況

地域	地区名	新築件数					敷地面積合計 (㎡)	建築面積合計 (㎡)	延床面積合計 (㎡)
		合計 (件)	住宅 (件)	商業 (件)	工業 (件)	その他 (件)			
用途地域 指定 区域	沓野	6	3	0	1	2	4,051.73	336.09	483.97
	渋	1	1	0	0	0	482.36	108.61	195.67
	湯ノ原	6	5	1	0	0	3,355.58	859.46	1,213.90
	湯田中	27	19	6	1	1	37,417.99	4,597.40	8,544.60
	湯河原	5	2	1	1	1	4,000.56	519.61	556.89
	穂波	8	6	1	1	0	6,740.95	850.63	1,133.32
	合 計	53	36	9	4	4	56,049.17	7,271.80	12,128.35
用途地域 指定外 区域	沓野	5	1	1	0	3	2,067.60	315.52	312.63
	渋	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	湯ノ原	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	湯田中	1	1	0	0	0	52.94	27.94	27.94
	湯河原	1	0	0	1	0	1,976.70	720.00	720.00
	穂波	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	志賀	3	0	3	0	0	8,791.82	436.09	401.67
	上条	23	23	0	0	0	10,739.28	1,489.37	2,235.23
	佐野	14	9	0	2	3	12,717.50	1,107.28	1,226.63
	戸狩	11	9	0	0	2	9,755.09	725.89	1,016.89
	菅	4	4	0	0	0	2,731.27	239.80	332.21
	寒沢	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	本郷	16	13	1	0	2	25,078.03	2,060.56	2,313.86
	宇木	20	12	2	2	4	12,698.32	2,122.64	2,548.25
	横倉	15	15	0	0	0	7,866.88	1,014.95	1,518.65
	前坂	6	6	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	須賀川	2	0	1	0	1	7,991.74	652.40	975.11
	合 計	121	93	8	5	15	102,467.17	10,912.44	13,629.07
都市計画区域計		174	129	17	9	19	158,516.34	18,184.24	25,757.42

※平成27年（2015年）から令和元年（2019年）集計

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査





4) 農地転用

本町の都市計画区域における農地転用状況については、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）にかけて30件（10,620.98㎡）の転用があり、用途地域指定外区域での「住宅用地」（13件）や「その他」（9件）、用途地域指定区域の「その他」（5件）への転用となっています。

表. 農地転用状況

		住宅用地		工業用地		公共用地		その他		合計		前年末の 農地面積 (㎡)	転用率 (%)
		件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)		
用途地域 指定 区域	平成27年 (2015年)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	61.00	1	61.00	460,509.35	0.01
	平成28年 (2016年)	1	153.00	0	0.00	0	0.00	1	233.32	2	386.32	460,448.35	0.08
	平成29年 (2017年)	1	521.00	0	0.00	0	0.00	1	232.78	2	753.78	460,062.03	0.16
	平成30年 (2018年)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	465.00	2	465.00	459,308.25	0.10
	令和元年 (2019年)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	458,843.25	0.00
	合 計	2	674.00	0	0.00	0	0.00	5	992.10	7	1,666.10		0.36
用途地域 指定外 区域	平成27年 (2015年)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12,399,253.30	0.00
	平成28年 (2016年)	1	291.24	0	0.00	1	989.00	2	2,178.00	4	3,458.24	12,399,253.30	0.03
	平成29年 (2017年)	4	1,421.66	0	0.00	0	0.00	1	138.00	5	1,559.66	12,395,795.06	0.01
	平成30年 (2018年)	5	1,475.14	0	0.00	0	0.00	2	230.00	7	1,705.14	12,394,235.40	0.01
	令和元年 (2019年)	3	427.84	0	0.00	0	0.00	4	1,804.00	7	2,231.84	12,392,530.26	0.02
	合 計	13	3,615.88	0	0.00	1	989.00	9	4,350.00	23	8,954.88		0.07
合 計	平成27年 (2015年)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	61.00	1	61.00	12,859,762.65	0.00
	平成28年 (2016年)	2	444.24	0	0.00	1	989.00	3	2,411.32	6	3,844.56	12,859,701.65	0.03
	平成29年 (2017年)	5	1,942.66	0	0.00	0	0.00	2	370.78	7	2,313.44	12,855,857.09	0.02
	平成30年 (2018年)	5	1,475.14	0	0.00	0	0.00	4	695.00	9	2,170.14	12,853,543.65	0.02
	令和元年 (2019年)	3	427.84	0	0.00	0	0.00	4	1,804.00	7	2,231.84	12,851,373.51	0.02
	合 計	15	4,289.88	0	0.00	1	989.00	14	5,342.10	30	10,620.98		0.08

※転用率 = 過去1年間の農地転用面積 ÷ 前年の農地面積 × 100
 = 5年間の農地転用面積 ÷ 5年前の農地面積 × 100

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



5) 空き家

令和2年度（2020年度）空き家実態調査による本町の空き家等の数は232棟で、目視判定レベルによる利活用可能な空き家等は184棟（79.3%）です。

また、老朽化空き家等は14棟（6.0%）、周辺への影響がある空き家等は34棟（14.7%）であり、地区別では北部地区に老朽化空き家等が9棟確認され、老朽化空き家等の64.3%を占める割合となっています。

表. 地区ごとのランク別空き家等数

区 分		老朽化 空き家等	周辺影響 空き家等	利活用可能 空き家等	合計
東部地区	(棟)	3	8	97	108
	(%)	2.8	7.4	89.8	100.0
西部地区	(棟)	1	8	27	36
	(%)	2.8	22.2	75.0	100.0
南部地区	(棟)	1	6	31	38
	(%)	2.6	15.8	81.6	100.0
北部地区	(棟)	9	12	29	50
	(%)	18.0	24.0	58.0	100.0
山ノ内町全域	(棟)	14	34	184	232
	(%)	6.0	14.7	79.3	100.0

※老朽化空き家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある建物

※周辺影響空き家等：適切に管理されていないことで周辺の生活環境に悪影響を与える おそれがある建物

※利用可能空き家等：適切に管理されており利活用等が可能な建物

資料：山ノ内町空き家等対策計画（令和3年1月）

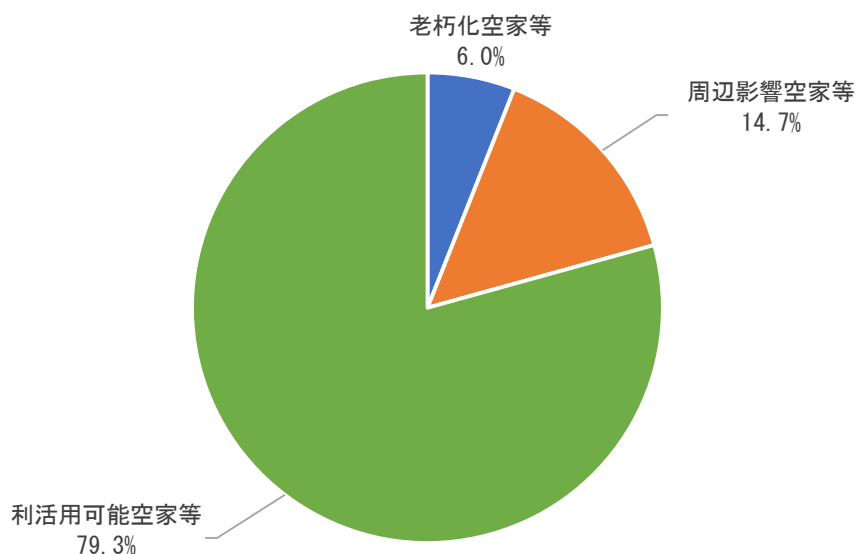


図. 山ノ内全域における空き家等の構成比

資料：山ノ内町空き家等対策計画（令和3年1月）



6) 用途地域指定状況

本町では、山ノ内都市計画区域が指定されており、現在、その区域面積は21,201ha（行政区画面積26,590haの79.7%）となっています。

また、非線引き用途地域を指定しており、現在、その区域面積は214a（都市計画区域面積の1.0%）となっています。その内訳は、住居系用途地域が5地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域）で145ha（用途地域面積の67.8%、以下同様）、商業系用途地域が1地域（商業地域）で69ha（32.2%）であり、工業系用途地域は指定されていません。

このほか、昭和14年（1925年）1月17日に「志賀高原風致地区」（面積：第1種328.0ha、第2種128.5ha、計456.5ha）が地区指定されています。

表. 用途地域指定状況

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	21,201	—	—	—
第1種低層住居専用地域	10	4.7	50	80
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	44	20.6	60	200
第2種中高層住居専用地域	—	—	—	—
第1種住居地域	26	12.1	60	200
第2種住居地域	49	22.9	60	200
準住居地域	16	7.5	60	200
田園住居地域	—	—	—	—
（住居系計）	145	67.8	—	—
近隣商業地域	—	—	—	—
商業地域	69	32.2	80	400
（商業系計）	69	32.2	—	—
準工業地域	—	—	—	—
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
（工業系計）	—	—	—	—
用途地域	214	100.0	—	—

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査、山ノ内都市計画図

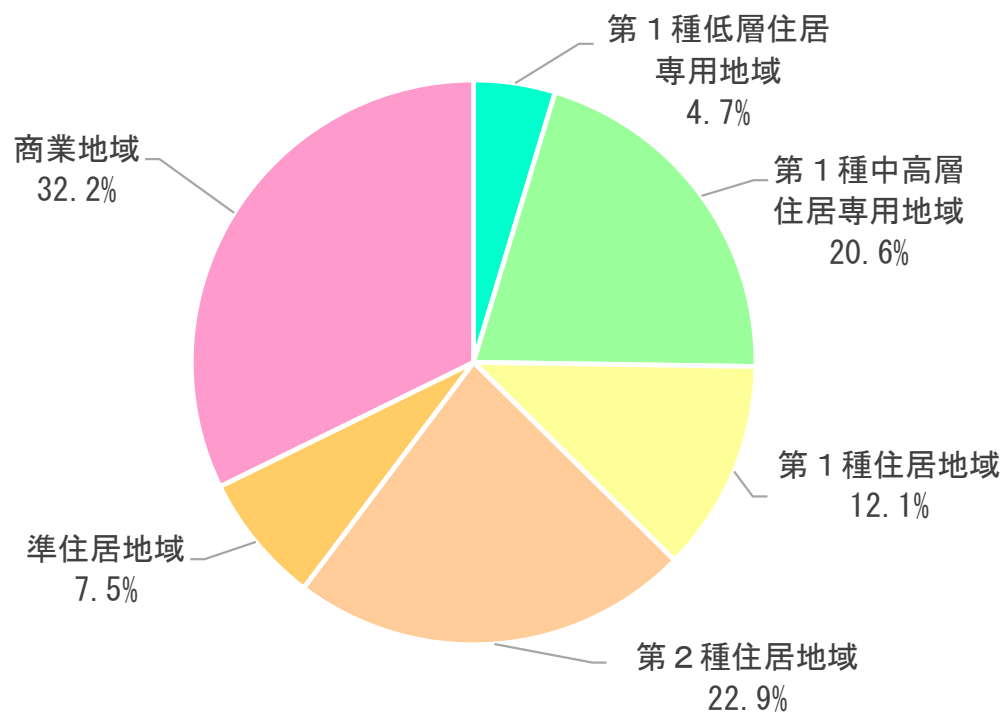


図. 用途地域指定状況

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査

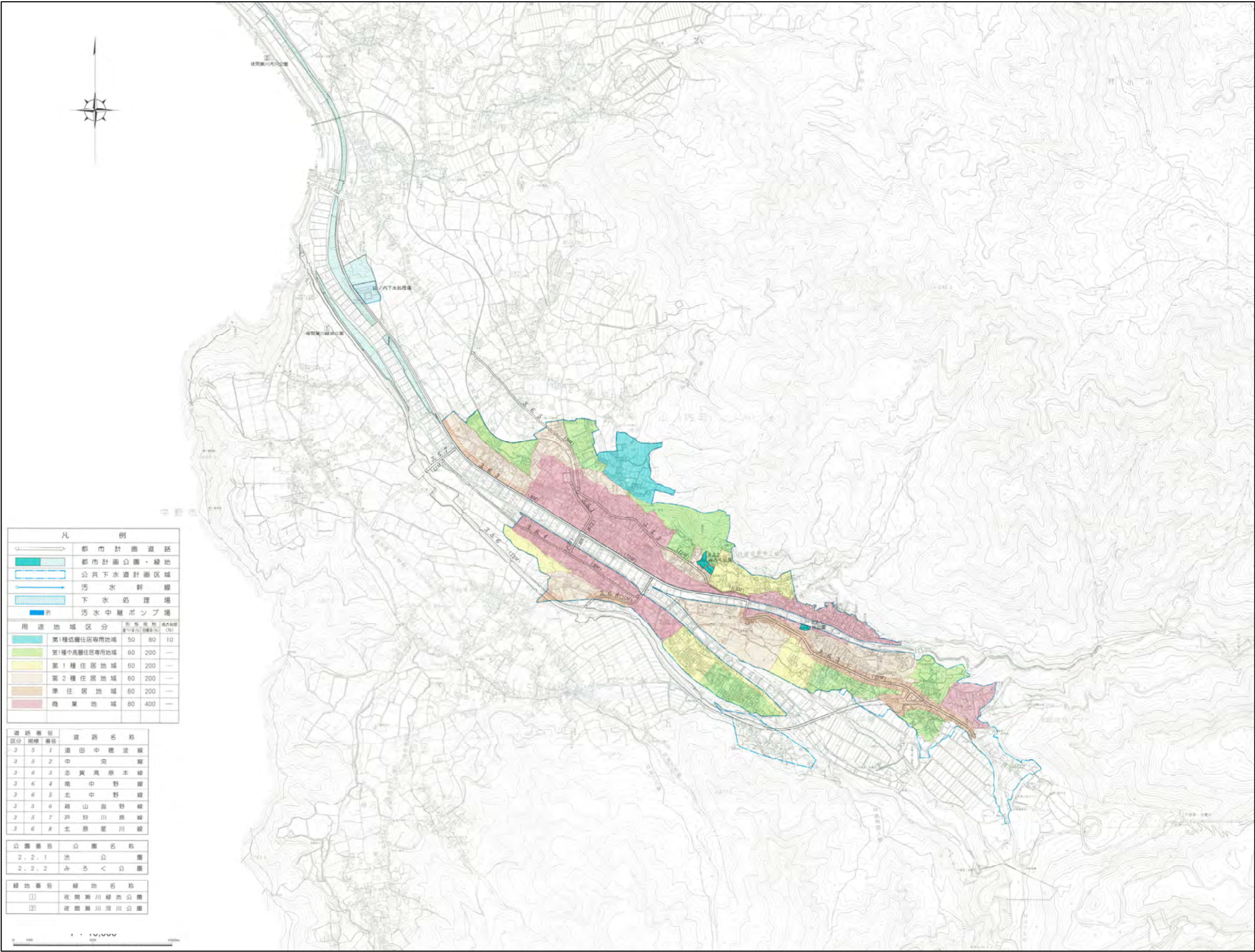


図. 山ノ内都市計画図



(7) 道路交通

1) 道路網

本町では、町西側に形成された市街地を東西方向に国道 292 号が横断し、中野市や群馬県方面とを連絡するとともに、町西側を南北方向に国道 403 号が縦断し、中野市や飯山市方面とを連絡しており、他都市との広域的な連携を担う幹線道路となっています。

また、町の中央で上信越高原国立公園を南北方向に縦断する主要地方道豊野南志賀公園線、一般県道奥志賀公園線、一般県道奥志賀公園栄線が走っています。

このほか、国道 292 号や国道 403 号と連絡する一般県道宮村湯田中停車場線、一般県道角間中野線、一般県道夜間瀬赤岩線、一般県道湯田中停車場線や町道が主要な幹線道路を補完しながら地域間を連絡し、円滑な交通を確保しています。

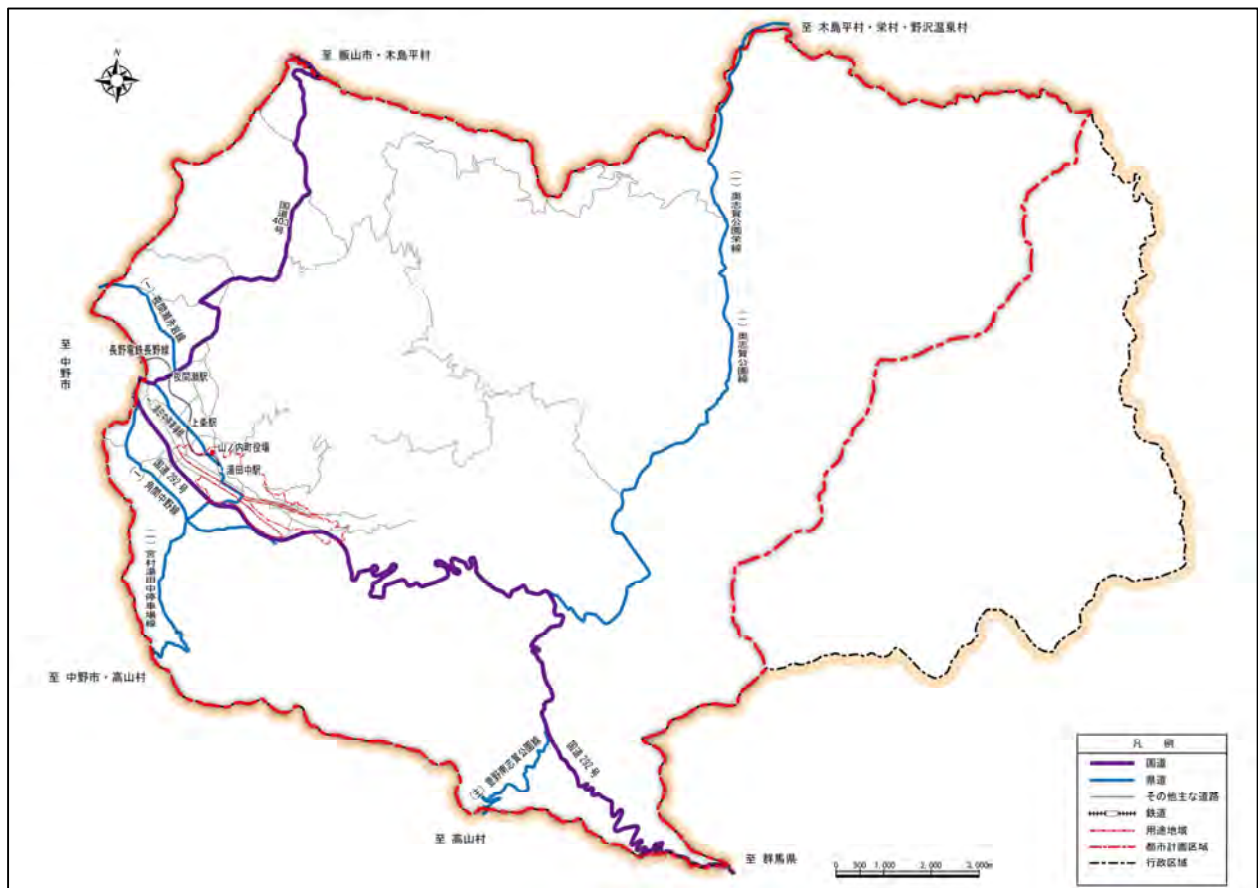


図. 主な道路網図



2) 交通量

平成27年（2015年）における平日12時間交通量は、国道292号が6,646台（観測地点：戸狩）で最も多く、次いで国道403号が6,120台（観測地点：夜間瀬）が続く一方、一般県道夜間瀬赤岩線が204台（観測地点：中野市赤岩）で最も少なくなっています。

混雑度は推計値を除くと国道292号の0.76から一般県道夜間瀬赤岩線の0.04までの範囲にあり、1.00を超える路線はなく、円滑に通行が可能であるとともに、混雑時平均旅行速度は21.8km/hから58.4km/hとなっています。

表. 交通量の状況（平成27年（2015年））

No	路線名	平日12時間 交通量 (台)	混雑度	混雑時平均 旅行速度 (km/h)
1	国道292号	1,297	0.23	39.5
2	〃	1,297	0.23	47.6
3	〃	3,459	0.55	51.6
4	〃	6,646	0.76	58.4
5	国道403号	3,192	0.51	44.9
6	〃	3,192	0.51	29.7
7	〃	6,120	0.68	21.8
8	豊野南志賀公園線	1,956	1.05	30.8
9	宮村湯田中停車場線	1,021	0.77	39.4
10	〃	729	0.13	39.4
11	〃	729	0.13	31.6
12	〃	729	0.13	27.5
13	角間中野線	441	0.14	42.7
14	〃	1,822	0.20	51.5
15	夜間瀬赤岩線	204	0.04	38.1
16	奥志賀公園線	2,155	0.70	40.9
17	湯田中停車場線	2,217	0.33	30.4
18	奥志賀公園栄線	2,155	1.13	37.3

※斜体は推計値

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査

※混雑度とは、道路の交通容量に対する交通量の比である。

混雑度	交通状況の推定
1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはそれほどない。
1.0～1.25	昼間12時間のうち混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

資料：道路の交通容量（社団法人日本道路協会）

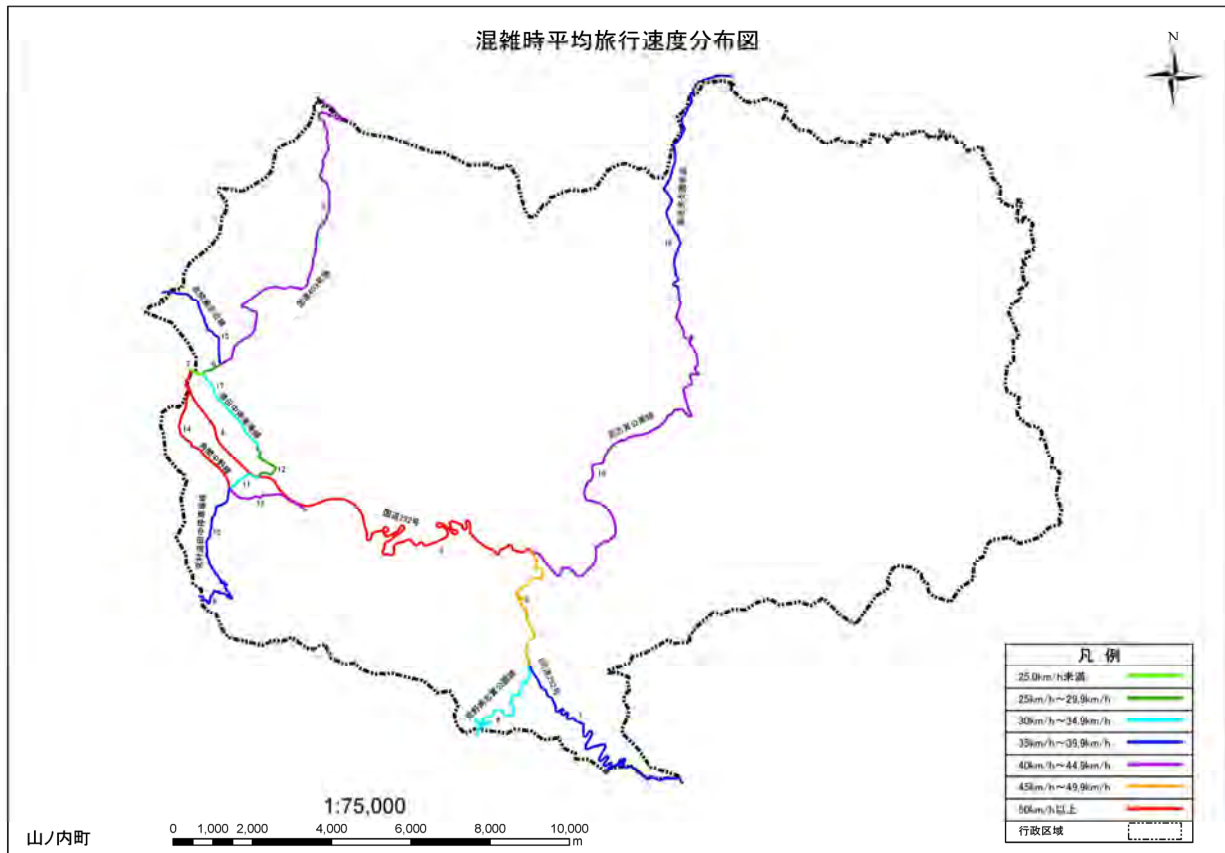


図. 混雑時平均旅行速度分布図

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



3) 都市計画道路

本町の都市計画道路は、昭和33年（1958年）に計画決定し、平成6年に新規路線の計画決定を経て現在に至っており、路線数8路線、延長16,262mが都市計画で定められています。

都市計画道路の整備率は、84.6%と高い水準にありますが、町中心地域の都市計画道路は、依然整備が遅れています。

しかし、計画どおりに都市計画道路の整備を実行すると、中心地域に形成している温泉街及び商店街の風情、まちなみが失われることが危惧されます。

本町にとって温泉街は、町の歴史・文化であるとともに観光経済の基盤であるため、観光を中心とした温泉街・商店街の活性化に取り組む中で、来訪者や高齢者にやさしいまちづくりが特に求められ、今後のまちづくりに必要な道路網のあり方を見直すことが急務です。

表. 都市計画道路の整備状況

No	路線番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	改良済 延長 (m)	概成済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	整備率 (%)	決定 年月日
1	3.5.1	湯田中穂波線	12	487	0	92	395	18.9	S33. 3.28
2	3.5.2	中央線	6.5～12	1,343	395	350	598	55.5	S33. 3.28
3	3.6.3	志賀高原本線	9～12	5,150	2,366	2,784	0	100.0	H6. 3.22
4	3.6.4	南中野線	9	1,540	0	957	583	62.1	H6. 3.22
5	3.6.5	北中野線	9	1,152	0	450	702	39.1	S33. 3.28
6	3.5.6	箱山沓野線	12	5,790	5,570	0	220	96.2	H6. 3.22
7	3.5.7	戸狩川原線	12	250	250	0	0	100.0	H6. 3.22
8	3.6.8	北原星川線	10	550	445	105	0	100.0	H6. 3.22
合計		路線数8	—	16,262	9,026	4,738	2,498	84.6	—

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査

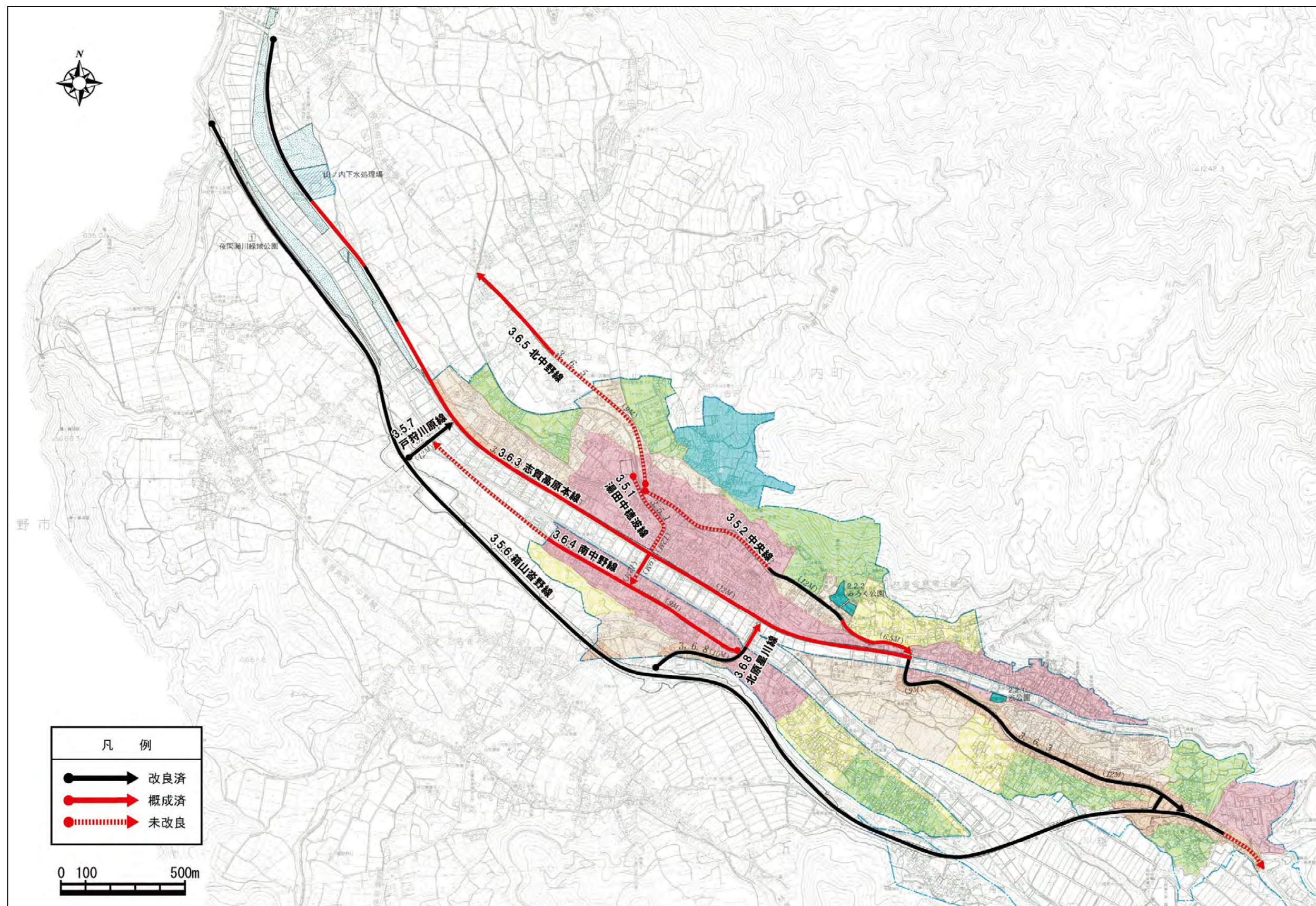


図. 都市計画道路整備状況図



4) 駐車場

昭和59年（1984年）、志賀高原の琵琶池に整備された「琵琶池駐車場」が、都市施設として都市計画決定されています。

表. 駐車場の状況

駐車場名	都市計画決定事項	決定年月日
琵琶池駐車場	平面式駐車場、0.16ha、27 台	S59.10. 4

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査

5) 公共交通状況

①鉄道の現状

本町には、長野電鉄長野線の3駅（湯田中駅・上条駅・夜間瀬駅）が位置しています。

長野電鉄長野線では、特色のある特急車両の「ゆけむり」や「スノーモンキー」を導入するとともに、列車の旅を楽しめる「北信濃ワインバレー列車」などを運行し利用者の増加に取り組んでいます。

平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）における各駅の1日平均乗降人員を見ると、終点の湯田中駅が最も多く、令和元年度（2019年度）までは約1,080人～1,260人の間で推移しており、北陸新幹線（長野～金沢駅間）開業直後の平成27年度（2015年度）が1,255人と最も多くなっていますが、令和2年（2020年）には新型コロナウイルスの影響により落ち込み、約690人となっています。

また、令和元年度（2019年度）までの夜間瀬駅は約130人～240人、上条駅は約40人～80人の間で推移していますが、各駅とも利用者数が減少傾向を示しているとともに、令和2年（2020年）には新型コロナウイルスの影響により落ち込み、それぞれ約110人、約40人となっています。



図. 駅別一日平均乗降人員の推移

資料：長野県統計書、庁内資料



②バス利用の現状

本町では、路線バス「長電バス」と主な公共施設、鉄道駅等をつなぐコミュニティバス「楽ちんバス」が運行されており、日常生活に欠かせない移動手段として多くの町民が利用しています。なお、奥志賀高原線については、大半が観光客による利用となっています。

表. バス利用の状況

年 度	西・北部 ルート① (人)	西・北部 ルート② (人)	南部 ルート (人)	上林線 (路線バス) (人)	菅線 (路線バス) (人)	奥志賀高原線・白根火山線 (路線バス) (人)
令和2年度 (2020年度)	3,420	1,854	1,209	約 20,800	約 9,100	約 201,000

※年度は前年10月から当年9月までの期間

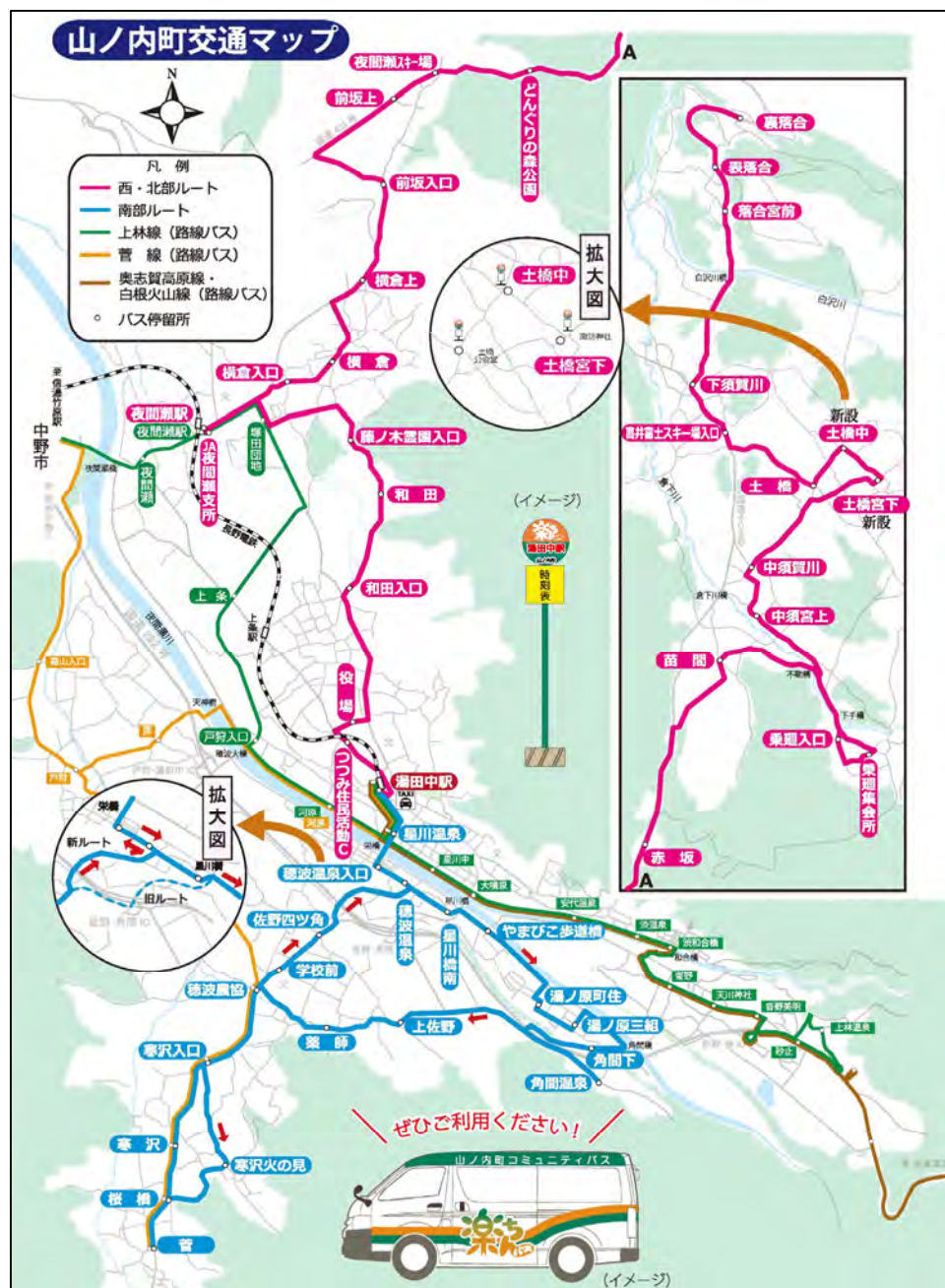


図. 山ノ内町交通マップ

資料：庁内資料



(8) その他都市施設

1) 公園緑地

本町には、街区公園2箇所、緑地1箇所、合計3箇所（計画決定面積 11.98ha）が公園緑地として都市計画決定されており、計画決定面積すべてが開設済となっています。

また、都市計画決定されている公園緑地の他に2箇所の都市公園（夜間瀬川河川公園、象山公園）があります。

表. 公園緑地の状況

番号	公園名	計画決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)	決定年月日
2.2.1	洪公園	0.20	0.20	S42.10.5
2.2.2	みろく公園	0.58	0.58	S53.12.7
	夜間瀬川緑地公園	11.20	11.20	S56.11.30
	夜間瀬川河川公園	—	3.00	—
	象山公園	—	0.06	—
合 計	5ヶ所	11.98	15.04	—

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査、庁内資料



図. 公園緑地位置図



2) 公共下水道

本町の下水道については、公共下水道（山ノ内処理区）及び特定環境保全公共下水道（上条南部処理区）により、計画的な整備・処理が進められています。

その他、西部と北部は農業集落排水により、処理が進められています。

表. 公共下水道の状況

処理 区名	関連	全体計画							都市計画決定	
		目標年 次	計画 面積 (ha)	計画人口		計画汚水量 (m ³ /日最大)	排除 方式	処理 方式	計画 面積 (ha)	決定年月日 (最終)
				定住 (人)	観光 (人)					
山ノ内	上条南部	令和6年	239	5,151	5,900	3,637	分流	標準	239	H8.10.28

※「関連」欄について、「流関」は流域関連公共下水道を示す。その他は関連する処理区を示す。

処理区域のみ記載処理区は当該処理区に係る公共関連特環公共下水道もしくは特環関連公共下水道の処理区名を示す。

※処理方式の標準とは、標準活性汚泥法を示す。

資料：2020年長野県の都市計画

表. 特定環境保全公共下水道の状況

処理 区名	関連	全体計画						
		目標年 次	計画 面積 (ha)	計画人口		計画汚水量 (m ³ /日最大)	排除 方式	処理 方式
				定住 (人)	観光 (人)			
上条南部	山ノ内	令和6年	95	3,114	—	1,012	分流	—

※「関連」欄について、「流関」は流域関連公共下水道を示す。その他は関連する処理区を示す。

処理区域のみ記載処理区は当該処理区に係る公共関連特環公共下水道もしくは特環関連公共下水道の処理区名を示す。

資料：2020年長野県の都市計画

表. 農業集落排水の状況

処理 区名	全体計画					
	処理区域面積 (ha)	計画人口		計画汚水量 (m ³ /日最大)	排除 方式	処理 方式
		定住 (人)	観光 (人)			
西部	103.0	2,950		885	分流式	連続流入簡潔曝気
北部	72	1,120		336	分流式	連続流入簡潔曝気

資料：庁内資料



3) 処理施設

本町では、ごみ焼却場である「北信保健衛生施設組合東山清掃工場」が都市計画決定されています。

表. 処理施設の状況

施設名	都市計画決定事項	決定年月日	備考
北信保健衛生施設組合 東山清掃工場	ごみ焼却場、1.52ha	H7. 3. 6	計画決定のみ

資料：令和2年度山ノ内都市計画基礎調査



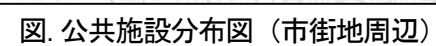
4) 公共施設分布

本町の公共施設については、庁舎等施設である「役場庁舎」、文化・コミュニティ施設である「志賀高原ロマン美術館」など以下の施設があります。

表. 公共施設の状況

所管部署別類型	所管	施設数	主な施設
文化・コミュニティ施設	教育委員会	10	文化センター、蟻川図書館、ふれあいセンター、旧北部公民館、志賀高原ロマン美術館、すがかわ体育館等
学校施設		14	教員住宅、東小学校、南小学校、西小学校、山ノ内中学校、学校給食センター等
子育て支援施設	健康福祉課	7	保育園、子育て支援センターゆめっこ
健康福祉施設		4	地域福祉センター、保健センター、旧北部診療所、清掃事業所
住宅施設	建設水道課	24	町営住宅、町民住宅
公園		2	みろく公園便所、夜間瀬川緑地公園公衆便所
観光施設	観光商工課	18	志賀高原総合会館 98、志賀高原総合案内所、情報物産館、楓の湯、公衆便所、やまびこ広場、上林グラウンド、上林テニスコート、ゲートボール場等
農林施設	農林課	4	よませ活性化センター、志賀高原地域交流センター、種菌培養センター、農産物加工センター
庁舎等施設	総務課	5	役場庁舎、役場分室、大悲殿、旧和合保育園、田舎暮らし体験住宅
消防施設	消防課	46	山ノ内消防署、コミュニティ消防センター、分団詰所、器具置場、水防倉庫、有線本部庁舎跡資材庫
合 計		135	

資料：山ノ内町公共施設等総合管理計画（令和4年12月改訂）、庁内資料





(9) 環境

本町は、昭和55年（1980年）、志賀高原ユネスコエコパークに登録され、志賀山を中心とした大沼池や四十八池湿原を含む約700haについて長期的に保護を図っていくため『核心地域』と定め、それを囲む約17,600haを自然環境の保全を優先しながら利用する『緩衝地域』としています。このように志賀高原ユネスコエコパークや上信越高原国立公園の中心にある山ノ内町では、経済活動を営む都市環境と緑豊かな自然環境との共存、共生が必要です。

一方、全国的に循環型社会の構築に向けた様々な取り組みが展開される中、本町では、廃棄物の最終処分量の削減を目的とした分別収集を行うとともに、ごみの減量化を推進するため、町民意識の啓発などを進めています。

また、世界的に地球温暖化問題への関心が高まる中、本町においては、長野県が宣言した「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」並びに「気候非常事態宣言」に賛同し、具体的な取り組みを検討しています。

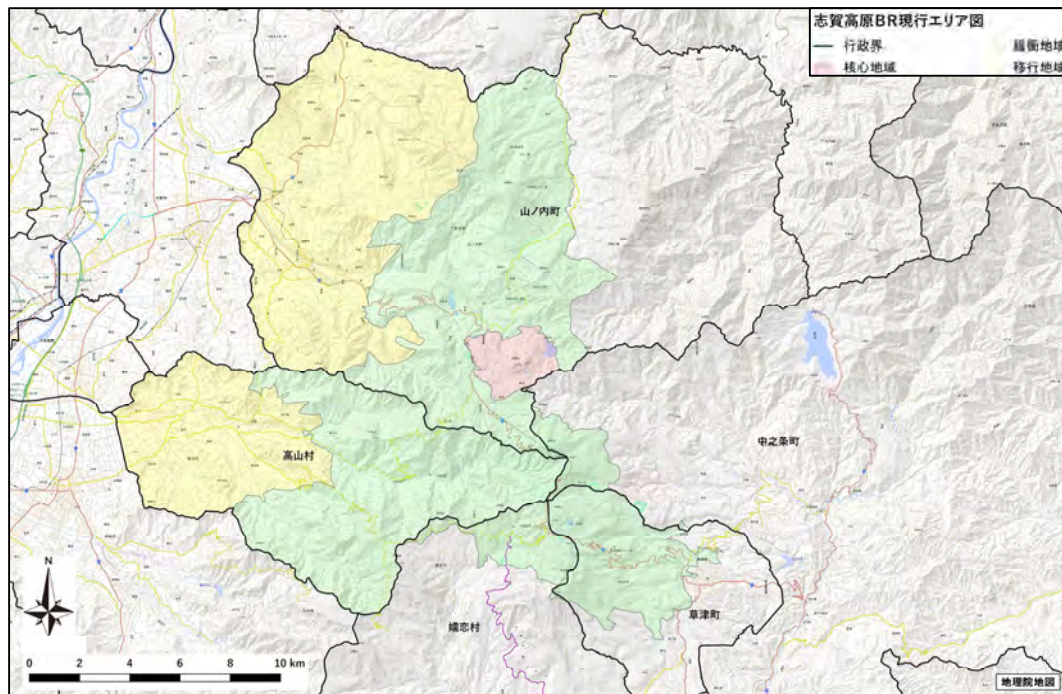


図. 志賀高原ユネスコエコパークの範囲

【核心地域】とは

- 自然環境の世界全体の財産として厳格な保護を目的とした地域です。
- この地域では自然環境のモニタリングや科学的なデータの収集などに利用されます。
- 国内の法律により保護されます。

（志賀高原ユネスコエコパークでは国立公園の特別保護地区と同一の範囲であり自然公園法などにより保護されています）

【緩衝地域】とは

- 保護と活用の両立を目指す地域です。
 - この地域では、核心地域を保護する役割と、自然環境に負担がかからない範囲での活用ができます。
 - 生物多様性に配慮した森林経営や、教育・観光などに利用されます。
- （調査研究活動、森林復元、ESDなどの環境教育、エコツアーなどの観光・レジャーでの利用）

【移行地域】とは

- 地域住民の生活の場、地域発展のための様々な社会・経済活動の場です。
- 自然と共存した経済活動を通じて、新たな環境対策、伝統文化の保護継承、コミュニティの振興などを行います。

※志賀高原ユネスコパーク協議会では、保護林として原生的な森林環境が維持されている岩菅山東側の魚野川源流域を核心地域及び緩衝地域への追加を目指し、ユネスコに申請するための準備を進めています。

資料：庁内資料



(10) 景観

本町は、緑豊かな上信越高原国立公園、市街地に沿って流れる夜間瀬川などの自然景観、湯田中渋温泉郷を核とする市街地景観、扇状地状の緩やかな傾斜地に分布した果樹栽培中心の農業・集落景観など、本町特有の多様な景観を有しています。

平成16年（2004年）の景観法の制定を受けて、本町では「山ノ内町景観条例」を制定し、平成24年（2012年）5月には景観法に基づく「景観行政団体」になるとともに、景観計画を策定し、地域別に景観目標を定め景観形成に取り組んでいます。

また、本町では、地域や通り単位による「景観協定」や「景観づくり住民協定」の締結を促しながら、景観形成に取り組む“意欲的な地域”に対して支援を展開するため、「山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱」を制定しており、この要綱に基づき、現在、「金倉組景観づくり住民協定」、「渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定」が締結されています。

今後も、景観は町民共有の財産であることを認識しながら、町民、事業者、行政の協働によって山ノ内町らしい景観を次世代に継承するため、今後も本町の優れた景観を保全し、まちづくりに活用していくことが求められます。





(11) 防災

近年、全国的に甚大な被害をもたらす大規模地震、記録的な豪雨・豪雪や猛暑などの自然災害が頻発しています。

本町においても、令和元年（2019年）10月12日から13日にかけて上陸した令和元年東日本台風（台風19号）の際には、人的被害・住家被害はなかったものの、道路・河川・農地等の被害が発生しました。

本町では、このような様々な自然災害に対応するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの災害時における事項について定めた「山ノ内町地域防災計画」を策定するとともに、町民一人ひとりが日常的に災害に備え、緊急時には必要な行動を迅速にとれるよう土砂災害や洪水に関するハザードマップを作成・周知しています。

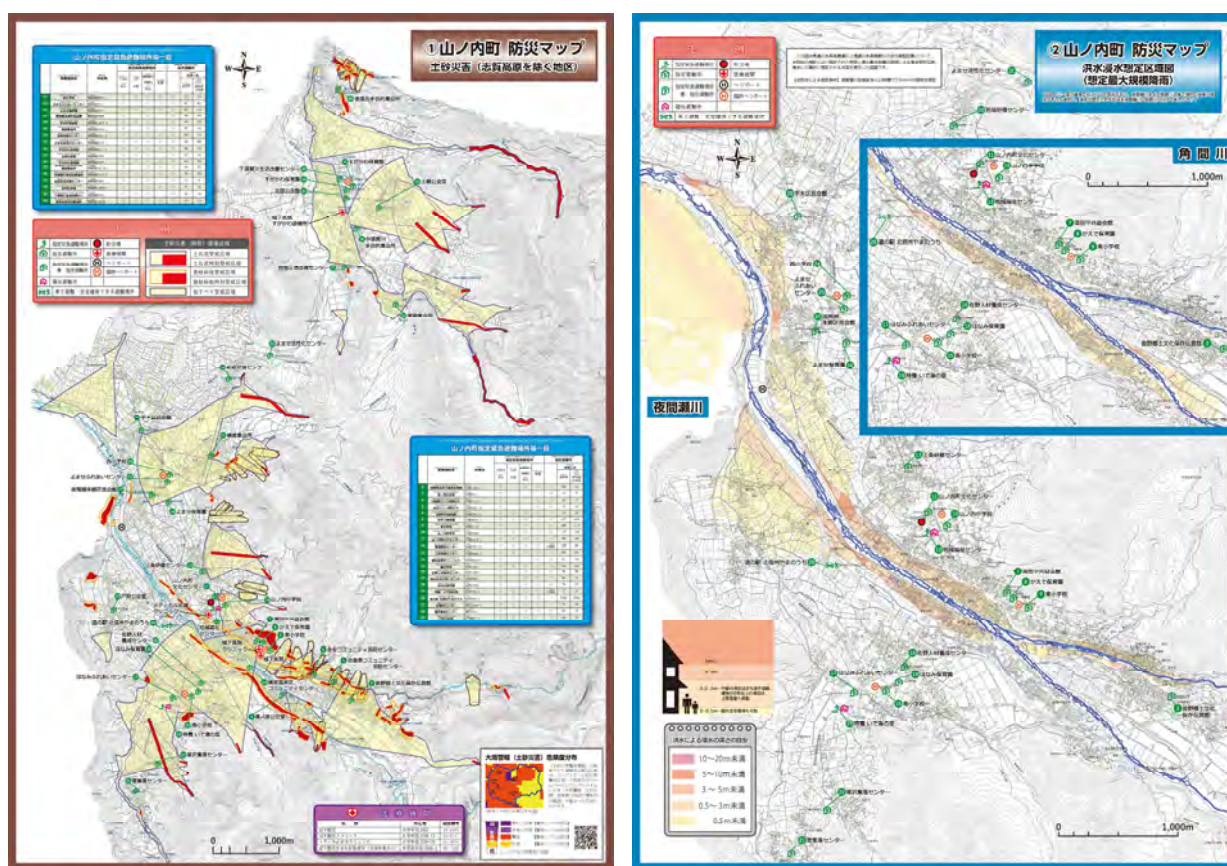


図. 山ノ内町防災マップ

資料：庁内資料



(12) 財政状況

平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)における本町の歳出状況については、平成27年度(2015年度)までは増減を繰り返し、それ以降は増加傾向を示しており、令和2年度(2020年度)には8,659百万円となっています。

歳出の内訳では、義務的経費である人件費、公債費、扶助費や、経常的経費である維持補償費は横ばい傾向を示しています。

また、経常的経費である補助費等については、令和2年(2020年)には新型コロナウイルスの影響による感染症対策として特例給付金や事業者支援等により大きく増加しています。

一方、投資的経費である普通建設事業費については、年による変動が大きく、令和2年(2020年)に減少しているものの、近年、増加傾向を示しているとともに、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源への影響が懸念されることから、今後のまちづくりにおいては、これまで通り財政の健全化に努めながら、公共建築物やインフラの老朽化の進行などを踏まえ、公共施設等の長寿命化対策などに取り組むことが求められます。

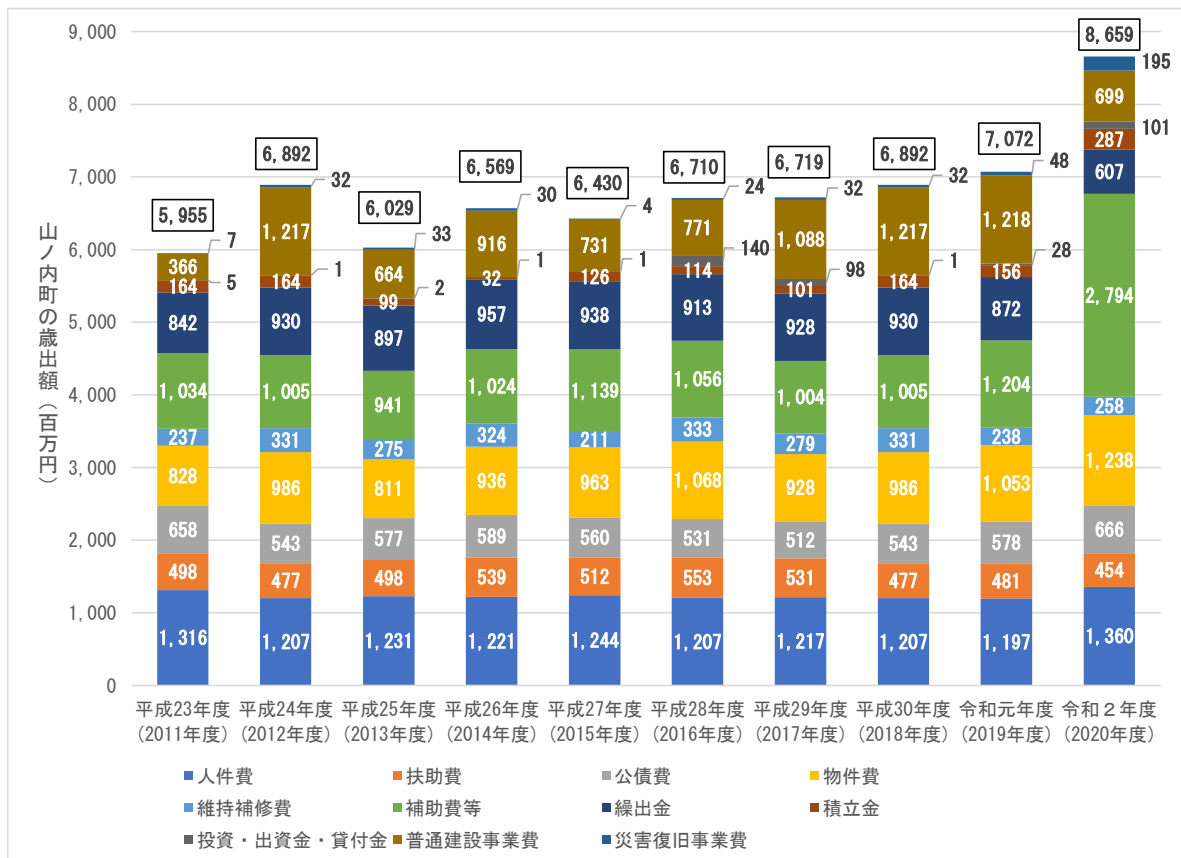


図. 歳出額の推移

資料：市町村財政状況資料集



(13) 町民アンケート結果概要

1) 調査概要

①調査目的

都市計画マスタープランの見直しにあたり、町民に本町の現状や将来像などを伺い、今後のまちづくりの在り方を検討するために実施。

②調査対象

山ノ内町在住の満 15 歳以上の方から無作為に 1,000 名を抽出

③調査方法

郵送による配布・回収（インターネットでも回答可）

令和3年（2021年）11月5日～11月22日に実施

④配布・回収状況

配布数：1,000 通 回収数：436 通 回収率：43.6%

2) 調査結果（抜粋）

①生活環境の満足度について

満足度（「満足」と「やや満足」の合計）については、「下水道の整備」が 36.0%と最も高く、次いで、「上水道の整備」が 33.5%、「住宅地の整備」が 22.7%と続いています。

一方、不満度（「不満」と「やや不満」の合計）については、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」が 70.7%と最も高く、次いで、「買い物の便利さ」が 60.8%、「歩行者・自転車道の整備」が 52.8%と続いています。

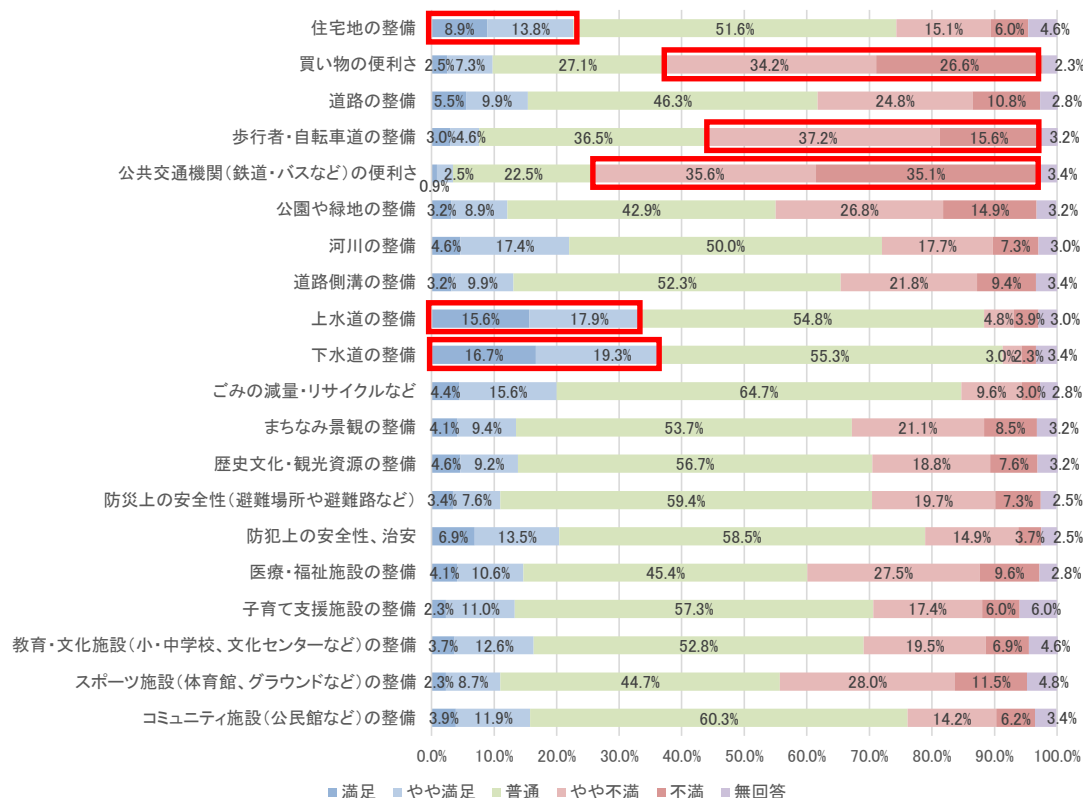


図. 生活環境の満足度について



②将来の山ノ内町について

「観光・交流が盛んなまち」、「医療・福祉環境が充実したまち」が 34.9%と共に最も高く、次いで、「災害に強い安全・安心なまち」が 31.0%と続いています。

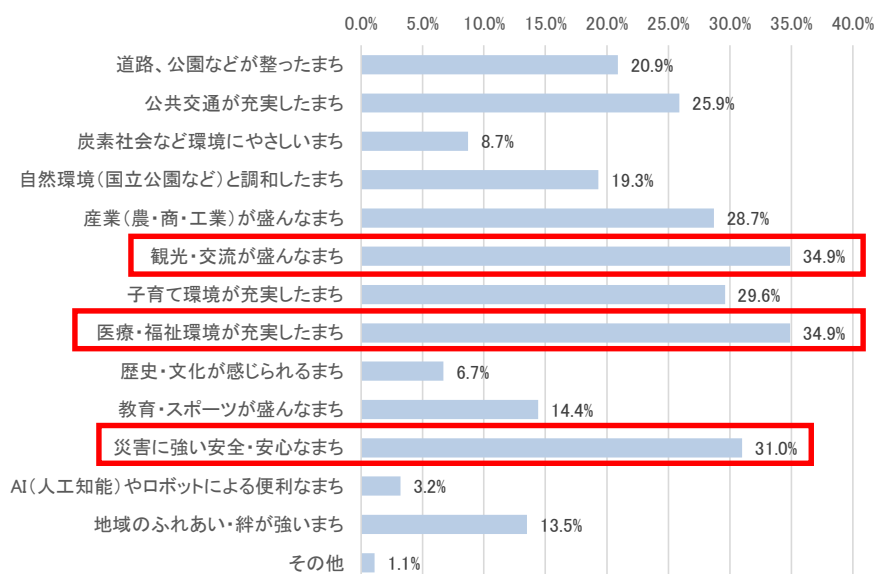


図. 将来の山ノ内町について

③今後の『計画的な土地利用の推進』について

「用途地域において道路や上下水道、公園等の整備を集中して行い、周辺地域は規制しつつ、計画的な土地利用を推進することが望ましい」が 52.5%と最も高く、次いで、「町全体にミニ開発が点在する中で、用途地域による土地利用規制は難しく、それ以外の方法で規制することが望ましい」が 18.1%、「しばらくは現状維持が望ましい」が 17.9%と続いています。

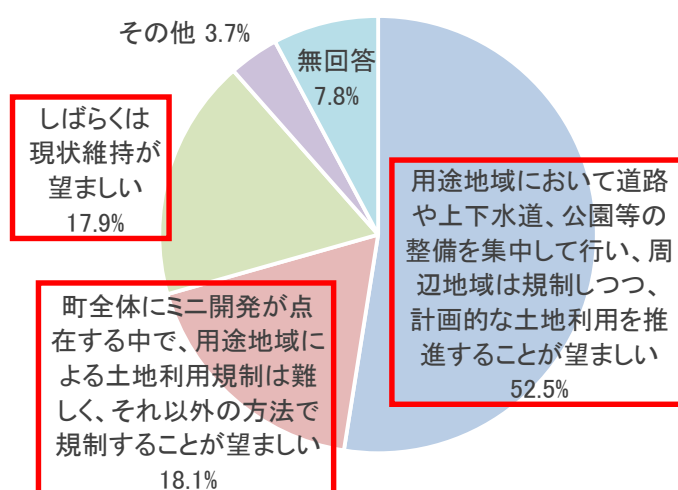


図. 今後の『計画的な土地利用の推進』について



④まちづくりの優先度について

「市街地と農村」の優先度では、“どこでも暮らせるまち”、「都市環境と自然環境」や「住民生活と観光振興」の優先度では、“同じ”が最も高くなっています。

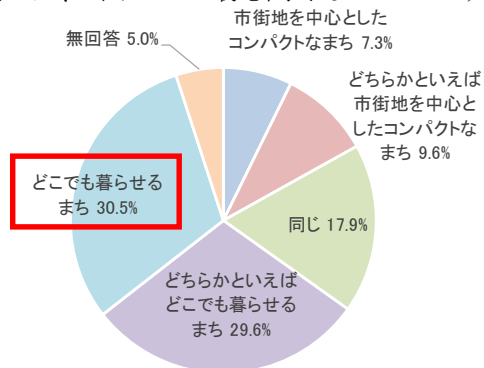


図. 市街地と農村

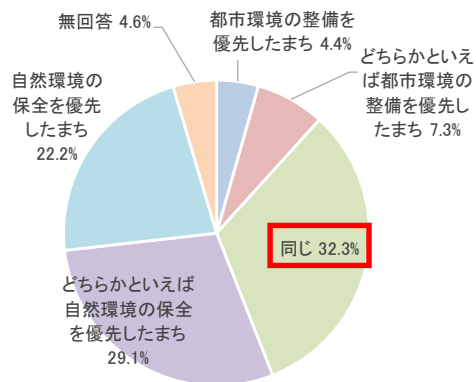


図. 都市環境と自然環境

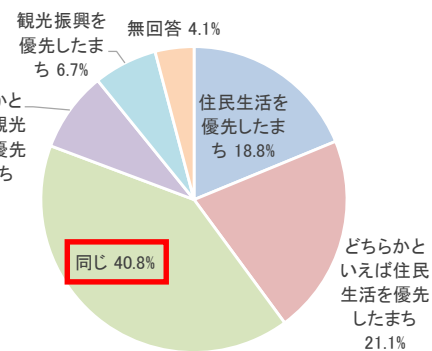


図. 住民生活と観光振興

⑤コンパクトなまちづくりについて

「空き家・空き地などの活用」が 47.7%と最も高く、次いで、「医療・福祉環境の向上」が 45.4%、「子育て環境の向上」が 41.5%と続いています。

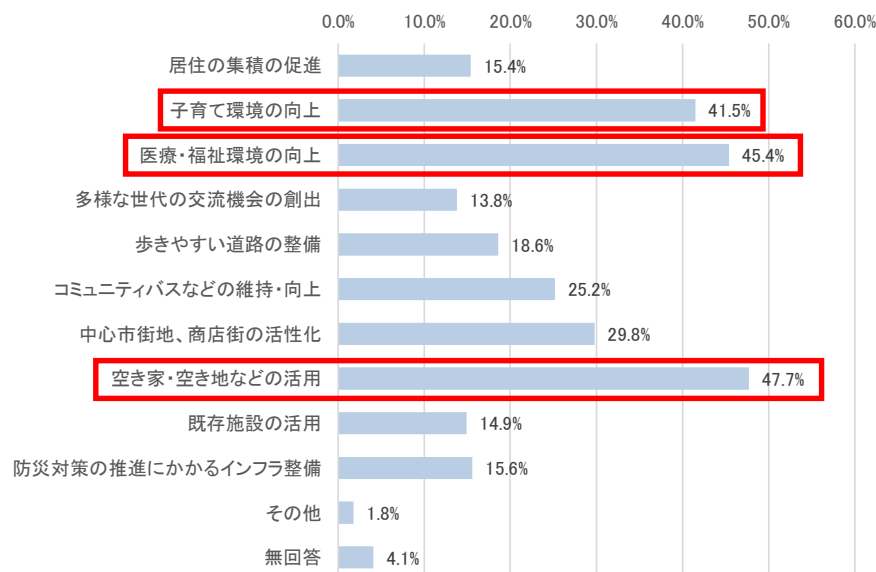


図. コンパクトなまちづくりについて



3) 調査結果まとめ

①居住地域における生活環境について

- 生活環境の満足度については、“上・下水道”や“住宅地”の整備に関する項目の満足度が高い一方で、“公共交通”や“買い物”の利便性、“歩行者・自転車道”の整備に関する項目の不満度が高くなっていることから、**町民の意向を踏まえた公共交通や買い物の利便性向上、歩行者・自転車道の整備などの検討**が求められます。

②今後のまちづくりの方向性について

将来の山ノ内町について	● 「観光・交流が盛んなまち」、「医療・福祉環境が充実したまち」、「災害に強い安全・安心なまち」などの回答が多く、“観光・交流”、“医療・福祉”、“安全・安心”を念頭に置いたまちづくりが求められます。
今後の『計画的な土地利用の推進』について	● 都市施設整備などを集中して行う“用途地域”と開発の抑制を基本とする“周辺地域”を明確に区分し、計画的な土地利用を進めることが求められています。
将来の都市施設について	● 将来のまちのイメージにも挙げた“医療・福祉施設の整備”のほか、“道路の整備・維持管理”や“公共交通の充実”などの回答が多くなっています。現在の生活環境の満足度でも、“公共交通”や“歩行者・自転車道”の不満度が高くなっていることから、今後、道路の整備・維持管理や公共交通の更なる充実が必要と考えられます。
まちづくりの優先度について	● 市街地と農村では、“どこでも暮らせるまちづくり”（約6割）を優先する方が、“市街地を中心としたコンパクトなまちづくり”（約2割）を優先する方を上回っています。 ● 都市環境と自然環境では、“自然環境の保全”（約5割）を優先する方が、“都市環境の整備”（約1割）を優先する方を上回っています。 ● 住民生活と観光振興では、“住民生活”（約4割）を優先する方が、“観光振興”（約2割）を優先する方を上回っています。 ⇒今後の土地利用に対する設問では、“用途地域”と“周辺地域”の明確な区分を望む声が多くある一方で、暮らし・生活の視点からは、“（農村部であっても）今ある暮らしを維持したい”、“住民生活を優先しつつ、観光振興を進めたい”との町民意向が推測されます。また、本町の貴重な財産である“自然環境の保全が優先”との意向も強く、将来的な人口減少なども踏まえつつ、「市街地と農村」、「都市環境と自然環境」、「住民生活と観光振興」が相互に共生できるまちづくりが求められます。
コンパクトなまちづくりについて	● “空き家・空き地”などの活用、“医療・福祉環境”や“子育て環境”の向上などの回答が多く、町民の将来的な人口減少や少子高齢化社会の進行に対する不安が顕著に見られることから、空き家・空き地対策、医療・福祉や子育て環境の向上に率先して取り組んでいくことが求められます。
新型コロナウイルスを契機としたまちづくりについて	● “新たな生活様式に合わせた機能を持つ施設整備の促進”、“災害・感染症等リスクへの対応、運動不足やストレス緩和に役立つオープンスペース・緑の確保”などの回答が多く、新たな生活様式に合わせた機能を持つ施設整備、オープンスペース・緑の確保の検討が求められます。



②今後のまちづくりの方向性について（つづき）	
住宅地について	● “空き家や空き地の活用”、“既存住宅地の生活環境の整備・改善”、“高齢者・障がい者に配慮した住環境の整備”などの回答が多く、<u>既存ストックの活用・改善、バリアフリー化やユニバーサルデザインを意識した住宅地づくり</u>が求められます。
商業地について	● “空き店舗・空き地の活用”、“温泉街への活性化支援”、“コンビニ・スーパー・飲食店の立地誘導”などの回答が多く、<u>空き店舗・空き地の活用、日常生活・観光振興に必要な商業施設の確保などを検討しながら、商業地・温泉街の活性化</u>を図ることが求められます。
工業地について	● 工業の活性化については、“緑化などによる周辺環境との調和”、“助成制度などを活用した企業立地の推進”などの回答も多く、<u>周辺環境との調和を促すとともに、企業立地の推進を検討</u>していくことが求められます。
農地について	● “保全と開発の調整を図るべき”（約4割）、“開発を抑制し積極的な保全に努めるべき”（約3割）などの回答が多く、町民意向を踏まえながら、<u>保全と開発の地区を明確化し、保全すべき優良農地は積極的に保全</u>していくことが求められます。
森林・山林について	● “今後も開発は抑制し、保全に努めるべき”、“自然環境に配慮しつつ、一定の開発はやむを得ない”、“林道整備など林業の振興につながる整備”との回答が共に約3割と拮抗しています。上信越高原国立公園を含む本町においては、<u>森林・山林の保全を基本としながらも、保全と開発のバランスがとれた取り組み</u>が求められます。
河川について	● “きれいな川の保全に努めながら、災害に備えた一定の整備”（約6割）、“水辺で親しめるような河川公園等の整備”（約2割）などの回答が多く、<u>環境保全に配慮するとともに、災害対策や親水空間に活用できる河川の整備</u>が求められます。
道路について	● “冬期間も安全な道路整備”、“住宅地や通学路などの身近な道路整備”、“安全に歩ける歩道整備”などの回答が多く、<u>雪対策や歩行者などに配慮した生活道路の整備強化</u>が求められます。
公共交通について	● “長野電鉄”や“コミュニティバス「楽ちんバス」”の利便性の向上・施設の充実、“鉄道とバスなどの乗り継ぎ連携の充実”などの回答が多く、<u>長野電鉄や「楽ちんバス」の更なる利便性の向上、鉄道とバスの連携強化</u>が求められます。
公園や広場について	● “山・川・温泉地など周囲の環境を活かした公園整備”をはじめ、“散策路や広場などがある公園整備”、“遊具のある身近な公園整備”などの回答が多く、<u>本町の自然や温泉地を活かした公園、子どもから高齢者までが気軽に利用できる公園の整備</u>が求められます。
景観形成について	● “空き家・空き地の解消”、“温泉街特有のまちなみ保全”、“緑豊かな自然景観の保全”などの回答が多く、<u>空き家・空き地対策、本町の特長となる温泉街や緑豊かな自然景観の保全に率先して取り組んでいく</u>ことが求められます。
安全・安心なまちづくりについて	● “空き家の解消”、“防災備品の拡充”、“橋や建物の耐震化の促進”などの回答が多く、他の設問でも多く回答が見られる<u>空き家対策をはじめ、防災備品の拡充、耐震化の促進</u>が求められます。



(14) 都市整備の課題

これまでに整理してきた、時代の潮流、広域的にみた山ノ内町の位置付け、山ノ内町の現状などを踏まえ、今後の都市整備の課題を整理します。

1. 時代の潮流 ①人口減少・少子高齢化の進行 ②環境の保全と利活用による持続可能な社会の構築 ③SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた対応 ④安全で安心なまちづくりに向けた対応 ⑤経済発展と社会的課題の解決を両立する Society 5.0 社会の実現 ⑥経済活動のグローバル化	2. 広域的にみた山ノ内町の位置付け (1) 北信圏域マスタープランでの位置付け ①湯田中渋温泉郷は「自然とふれあうふるさと拠点」及び「観光拠点」に位置付け ②志賀高原や北志賀高原は「観光拠点（主な観光地）」に位置付け (2) 隣接・近接する主要都市 ①北信圏域の中心都市となる中野市や飯山市、県都である長野市と近接 ②上信越自動車道信州中野インターチェンジ（中野市）、北陸新幹線飯山駅（飯山市）や長野駅（長野市）が本町への主要なアクセスルート
3. 山ノ内町の現状 (1) 位置・地勢 ①長野県の北東部、上信越高原国立公園の中心に位置 ②四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原や北志賀高原、湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有する ③周りを山地に囲まれた盆地であり、森林が88％（うち7割余が志賀高原） ④集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地に発達 (2) 沿革 ①昭和30年（1955年）4月に1町2村（平穏町、夜間瀬村、穂波村）が合併し山ノ内町が誕生 ②昭和55年（1980年）、志賀高原ユネスコエコパークに登録 (3) 気象 ①本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候 ②昼夜の寒暖差が大きい平地は、果樹栽培やそば、各種野菜の農業生産に適した環境 ③冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾート (4) 人口・世帯数 ①人口は減少、世帯数は横ばいで、令和2年（2020年）では12,148人、4,236世帯 ②地区別では、全ての地区で減少傾向にあり、平成24年（2012年）以降の10年間では、北部地区が△24.27％と最も減少 ③年齢別では、令和2年（2020年）において、年少人口割合が1割を下回る一方で、老年人口割合は4割を超えており、少子高齢化の加速が懸念 ④人口動態では、自然減、転出超過が継続 (5) 産業 ①産業分類別人口割合は、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに横ばい傾向 ②農業は、農家数、経営耕地面積、農業粗生産額ともに減少傾向 ③工業は、製造品出荷額や従業者数が再び増加傾向 ④商業は、商店数、従業者数、年間販売額ともに減少傾向 ⑤観光は、観光客総数、観光消費額は令和2年（2020年）まで横ばいも、令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルスの影響で大幅に減少 ⑥外国人旅行者（宿泊）は、オーストラリア、中国、香港が上位（新型コロナウイルスの影響による外国人旅行者減少前（令和元年（2019年））の状況） (6) 土地利用 ①都市計画区域の土地利用状況では、山林が最も多く、畑が続く ②自然的土地利用は約9割、都市的土地利用約1割と自然的土地利用が大半 ③用途地域指定区域の土地利用状況では、住宅地が最も多く、畑、道路用地、商業用地が続く ④新築状況は、用途地域指定区域より用途地域指定外区域での新築が多い ⑤農地転用状況は、用途地域指定外区域での「住宅用地」などへの転用が多い ⑥空き家は、北部地区での老朽化空家等の割合が高い ⑦山ノ内都市計画区域（21,201ha、行政区域名積の79.7％）、非線引き用途地域（214ha、都市計画区域面積の1.0％）が指定 ⑧用途地域は、住居系用途地域が5地域（145ha、用途地域面積の67.8％）、商業系用途地域が1地域（69ha、32.2％）であり、工業系用途地域の指定なし ⑨志賀高原風致地区（456.5ha）が指定 (7) 道路交通 ①国道292号、国道403号などが他都市との広域的な連携を担う幹線道路 ②都市計画道路は8路線あり、整備率は約8割と高いが町中心地域の整備は遅れている ③長野電鉄長野線の3駅（湯田中駅・上条駅・夜間瀬駅）が位置 ④路線バス「長電バス」とコミュニティバス「楽ちんバス」が運行 (8) その他都市施設 ①公園緑地は、街区公園2箇所、緑地1箇所の合計3箇所（11.98ha）あり ②公共下水道は、公共下水道（山ノ内処理区）及び特定環境保全公共下水道（上条南部処理区）によって処理 ③処理施設は、北信保健衛生施設組合東山清掃工場の1施設あり (9) 環境・景観・防災・財政状況 ①志賀高原ユネスコエコパークや上信越高原国立公園の中心にあり、緑豊かな自然環境を有する ②上信越高原国立公園、夜間瀬川などの自然景観、湯田中渋温泉郷を核とする市街地景観、果樹栽培中心の農業・集落景観などの本町特有の景観を有する ③本町では、「山ノ内町景観条例」を制定、「景観計画」を策定 ④令和元年東日本台風（台風19号）では、道路・河川・農地等の被害が発生 ⑤歳出額のうち、普通建設事業費は増加傾向を示しており、公共施設等の老朽化を踏まえ、計画的な長寿命化や維持修繕を念頭に置いた財政運営が求められる (10) 主な町民アンケート結果 ①将来の山ノ内町については、“観光・交流”、“医療・福祉”、“安全・安心”を念頭に置いたまちづくりが必要 ②今後の計画的な土地利用の推進については、都市施設整備などを集中して行う“用途地域”と開発の抑制を基本とする“周辺地域”を明確に区分 ③将来の都市施設については、医療・福祉施設の整備、道路の整備・維持管理、公共交通の更なる充実が必要 ④まちづくりの優先度については、“どこでも暮らせるまちづくり”、“自然環境の保全”、“住民生活”を優先 ⑤コンパクトなまちづくりについては、空き家・空き地対策、医療・福祉や子育て環境の向上に率先した取り組みが必要 ⑥道路については、雪対策や歩行者などに配慮した生活道路の整備強化が必要 ⑦公共交通については、長野電鉄や「楽ちんバス」の更なる利便性の向上、鉄道とバスの連携強化が必要 ⑧景観形成については、空き家・空き地対策、本町の特長となる温泉街や緑豊かな自然景観の保全に率先した取り組みが必要 ⑨安全・安心なまちづくりについては、空き家対策をはじめ、防災備品の拡充、耐震化の促進が必要	

4. 都市整備の課題

(1) 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり

- 今後の人口減少や少子高齢化社会の進行を踏まえ、市街地を中心とした持続可能なまちづくりが必要です。
- 用途地域指定外区域における無秩序な開発によるスプロール化を抑制し、自然環境と調和したまちづくりが必要です。
- 若者などの流出を抑制するため、若者などの定住・移住を促す快適で魅力的な住環境の形成、雇用の場の創出などが必要です。

【1-①③⑤、3-(2)-①・(3)-②③・(4)-①～④・(5)-①～④
・(6)-③～⑧・(8)-①～③・(10)-①～⑤】

(2) 道路交通ネットワークが充実したまちづくり

- 市街地や集落地など、誰もが住み慣れた土地で快適に暮らすため、公共交通ネットワークの充実が必要です。
- 他都市との広域連携、町内の地域間連携をさらに円滑化するため、適切な道路整備や維持管理が必要です。

【1-③⑤、2-(2)-①②、3-(4)-②・(7)-①～④・(10)-③⑥⑦】

(3) 本町らしい自然環境や景観と調和したまちづくり

- 本町の豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境と共生し、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会のまちづくりが必要です。
- 本町の美しい自然景観、市街地景観、農業・集落景観を保全・活用するとともに、景観を阻害する空き家対策など、改善・創出が必要です。
- 本町の自然環境や景観、観光資源を活かしながら、町内外の交流・観光を促進することが必要です。

【1-②③⑤⑥、2-(1)-①②、3-(1)-①～④・(2)-②・(3)-①～③
・(5)-①～⑥・(6)-①②⑥⑨・(9)-①～③・(10)-①④⑧】

(4) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

- 地震、風水害・土砂災害、雪害などの自然災害に備えた防災・減災対策を講じるとともに、公共施設やインフラの適切な更新、維持管理などが必要です。
- 倒壊の危険や防犯・衛生面の低下が懸念される空き家対策が必要です。

【1-③～⑤、3-(6)-⑥・(9)-④⑤・(10)-①⑨】

(5) 町民・事業者・行政の協働によるまちづくり

- 本町に暮らす町民・事業者・行政が協働しながらまちづくりを進めるとともに、まちの将来像を共有していくことが必要です。

【1-③⑤、3-(4)～(9)のすべて】

※【 】内は、時代の潮流、広域的にみた山ノ内町の位置付け、山ノ内町の現状との関連性を示す



第3章 まちづくりの将来目標の設定

1. まちづくりの基本理念

本計画におけるまちづくりの基本理念は、第6次山ノ内町総合計画に掲げる将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}」との整合を図るとともに、都市整備の現状と課題を整理した結果を踏まえ、次のように設定します。

**都市と自然、市街地と農村、生活と観光が共生した
環境を次世代につなぎ、夢と希望があふれるまち**

山ノ内町は、恵まれた豊かな大自然の恩恵を受けながら、「都市環境と自然環境」、「市街地と農村集落」、「住民生活と観光振興」がともに共生しながら発展してきました。

これら3つが共生した類まれな環境は、先人たちが守り、育て、伝えてきたかけがえのない財産であり、これを次世代に引き継いでいくことにより、持続可能なまちづくりを推進します。

そして、町民・事業者・行政が協働しながら、町内に暮らす人々や町を訪れる人々で賑わうまちを創出するとともに、誰もが住み慣れた土地で快適に暮らし続けることができ、未来への夢と希望であふれるまちづくりを推進します。

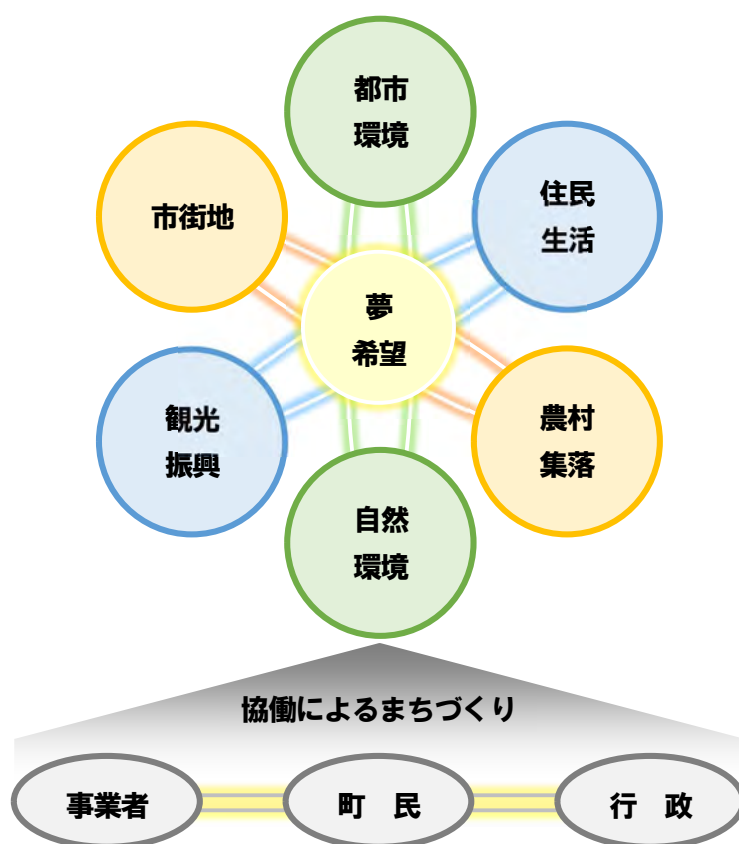


図. まちづくりの基本理念の概念



2. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念を受けて、まちづくりの基本目標を次のように設定します。

【目標1】 都市環境と自然環境が共生したまち

本町は、志賀高原ユネスコエコパークに登録された上信越高原国立公園に属する志賀高原や高社山などの山々と夜間瀬川・角間川・横湯川などの河川からなる豊かな自然環境を有しています。

これら自然環境は本町の貴重な財産として積極的に保全・形成していくとともに、無秩序な開発によるスプロール化を抑制しながら、自然環境と共生した環境負荷が少ない都市環境の形成を図ります。

また、頻発する地震、風水害・土砂災害、雪害などの自然災害に備えた防災・減災対策や公共施設やインフラの適切な更新や維持管理、空き家対策などにより持続可能な都市環境の形成を図ります。

【目標2】 市街地と農村集落が共生したまち

本町では、将来的な人口減少や少子高齢化社会の進行に対応するため、湯田中渋温泉郷を核とする市街地を中心とし、都市機能の集約化などによる持続可能なまちづくりを推進します。

一方、誰もが住み慣れた土地で快適に暮らすため、農村集落における生活拠点を維持・形成するとともに、市街地と農村集落などを連絡する道路整備や公共交通ネットワークの充実を図ります。

また、本町特有の湯田中渋温泉郷を核とする市街地景観、扇状地状の緩やかな傾斜地に分布した農業・集落景観を保全・活用していきます。

【目標3】 住民生活と観光振興が共生したまち

本町は、恵まれた自然環境・景観を活かし、志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の3つの観光地（観光）や、観光客などにも人気がある果樹、菌茸、水稻などを中心とした農産物（農業）を有しています。

本町にとって観光と農業は、町民の生活・経済活動を支える基幹産業であり、今後も農業の競争力を高めるとともに、リゾート空間の魅力向上に寄与する取り組みを推進しながら、町内外の交流を促進します。

一方、本町に暮らす住民の生活利便性や安全性を確保するとともに、若者などの流出を抑制するため、若者などの定住・移住を促す快適で魅力的な住環境の形成、雇用の場の創出など生活空間の整備を推進します。



3. 将来人口フレーム

「第2期 山ノ内町人口ビジョン」(令和3年3月)によれば、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を用いた推計結果では、本町の令和27年(2045年)における将来人口は6,756人^{※1}となっています。

一方、「第2期山ノ内町人口ビジョン」における人口の将来展望では、移住定住施策のさらなる加速や、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に取り組むことなどが望ましく、「第6次山ノ内町総合戦略前期基本計画」(イノベーション戦略プラン2.0)及び「第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における具体的な方針・施策を展開することにより、令和17年(2035年)の人口は9,812人、令和27年(2045年)の人口は8,635人を目指すこととしています。

このことから、本計画では、「第2期 山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づく様々な方針・施策を講じることにより、「第2期山ノ内町人口ビジョン」に掲げる目標値が達成されることを想定し、本計画の目標年次である令和25年(2043年)の将来人口を約8,900人^{※2}と設定します。

※1：国立社会保障・人口問題研究所が公表している山ノ内町の人口推計は2015年(平成27年)の総人口を国勢調査の値を用いているため、住民基本台帳の実績値を用いるここでの推計結果とは多少異なっています。

※2：本計画の目標年次である令和25年(2043年)の値は、「第2期山ノ内町人口ビジョン」の人口の将来展望をもとに按分しています。

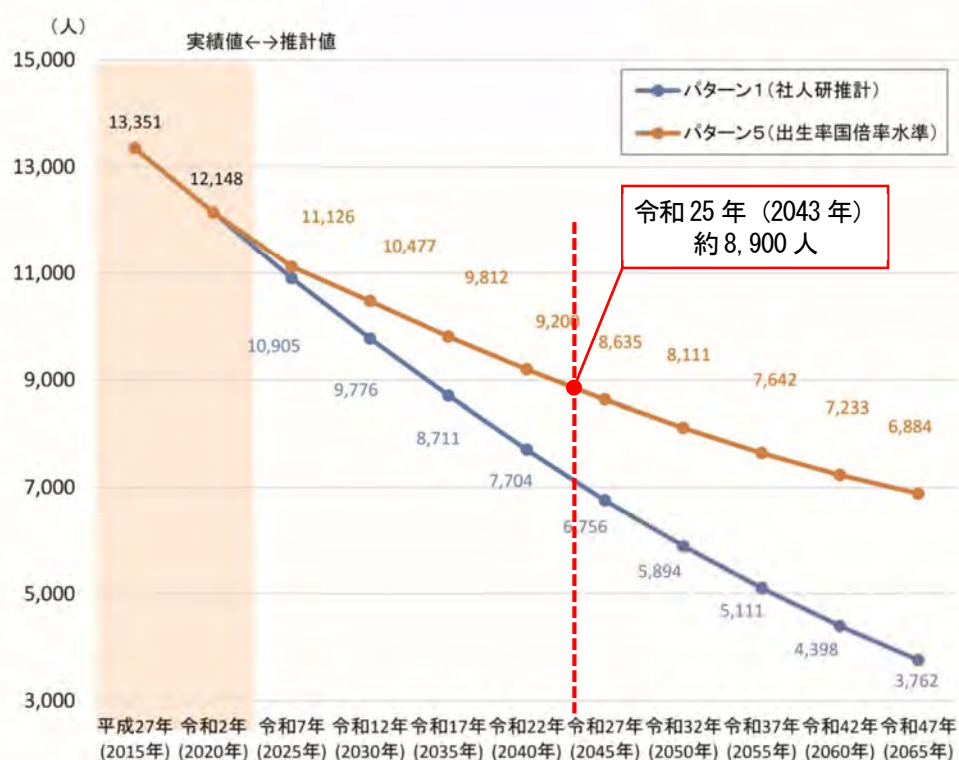


図. 人口の将来展望

資料：第2期 山ノ内町人口ビジョン(令和3年3月)



第4章 全体構想

1. 将来都市構造

本町の地形や都市の成り立ち、地域特性を踏まえ、都市構造を構成する「ゾーン」、「軸」、「拠点」について、以下の通り設定します。

(1) ゾーン

1) 市街地ゾーン

- 夜間瀬川・角間川・横湯川流域の河岸段丘に形成された市街地（用途地域が指定された地域）を「市街地ゾーン」として位置付けます。
- 河岸段丘による地形的制約がある中、住宅、商業施設、行政などの都市機能が集積しており、今後も安全性・快適性・利便性の高い市街地の形成を図ります。

2) 田園ゾーン

- 市街地ゾーンの西側などに広がる農地や農村集落が点在する地域を「田園ゾーン」として位置付けます。
- 本町の基幹産業の一つである果樹などの農業を維持・育成していくため、今後も優良農地を保全していくとともに、農村集落における住環境の維持、農地と農村集落の調和した良好な景観の保全を図ります。

3) 山間ゾーン（国立公園を除く地域）

- 本町の市街地を取り巻く高原、山地等に広がる森林地域（国立公園を除く）を「山間ゾーン」として位置付けます。
- 緑豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然環境と触れ合う空間づくり、木材資源の有効活用などにより、市街地を取り巻く自然環境との共生を図ります。
- 北志賀高原については、高原の観光地としてふさわしい景観の保全・創出を図るとともに、通年利用できる観光資源の活用方策を検討し、活性化に取り組みます。

4) 国立公園ゾーン

- 上信越高原国立公園（自然公園）の一部として指定された志賀高原を「国立公園ゾーン」として位置付けます。
- 雄大な自然と豊かな生態系が残る貴重な財産であり、志賀高原ユネスコエコパークの核心地域などを含む本町の重要な地域資源として、関係する他の法令と連携を図りながら、自然環境の保全を優先的に取り組みます。
- リゾート地として魅力的な景観の保全・創出に取り組むとともに、志賀高原のブランドを活かし、森林セラピー基地や高原の観光地として通年利用できる観光資源の活用方策を検討し、活性化に取り組みます。



(2) 軸

1) 主要幹線道路軸

- 本町と広域的な連携を担う国道 292 号、国道 403 号を「主要幹線道路」として位置付けます。
- 長野市、新潟県、群馬県の各方面の都市と広域的に連絡する道路軸として、広域的な交流促進や円滑な交通の確保に必要な改良・整備に取り組みます。

2) 幹線道路軸

- 主要幹線道路を補完しながら、本町と隣接市町村や町内の地域間を連絡する主要地方道豊野南志賀公園線、一般県道奥志賀公園線、一般県道奥志賀公園栄線、一般県道宮村湯田中停車場線、一般県道角間中野線、一般県道夜間瀬赤岩線、一般県道湯田中停車場線、林道下須池の平線、市街地周辺の主な町道を「幹線道路」として位置付けます。
- 周辺市町村との連絡をはじめ、市街地と農村集落や山間部とを連絡する道路軸として、主要幹線道路との連絡により市街地や国立公園内の通過交通を処理するため、安全で円滑な交通の確保に必要な改良・整備に取り組みます。

(3) 拠点

1) 中心地域拠点

- 本町の中心市街地であり、温泉街・商店街が形成された湯田中渋温泉郷を「中心地域拠点」として位置付けます。
- 河岸段丘の地形的特長を活かした温泉街の良好な街並み・景観の形成と国内外から来訪者を迎える環境の整備を目指し、湯田中駅から渋温泉にかけて地域間の連携を持たせた一体的な整備をハード・ソフト両面から進め、観光地として活性化を図ります。

2) スポーツ・レクリエーション拠点

- スキー場やトレッキングコースなどが整備された志賀高原、北志賀高原に加え、本町のスポーツ施設が集積する上林（地獄谷）エリアを「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付けます。
- 志賀高原や北志賀高原の魅力的な自然環境に触れながら、スポーツやレクリエーションを楽しむことができる空間として保全・創出を図ります。

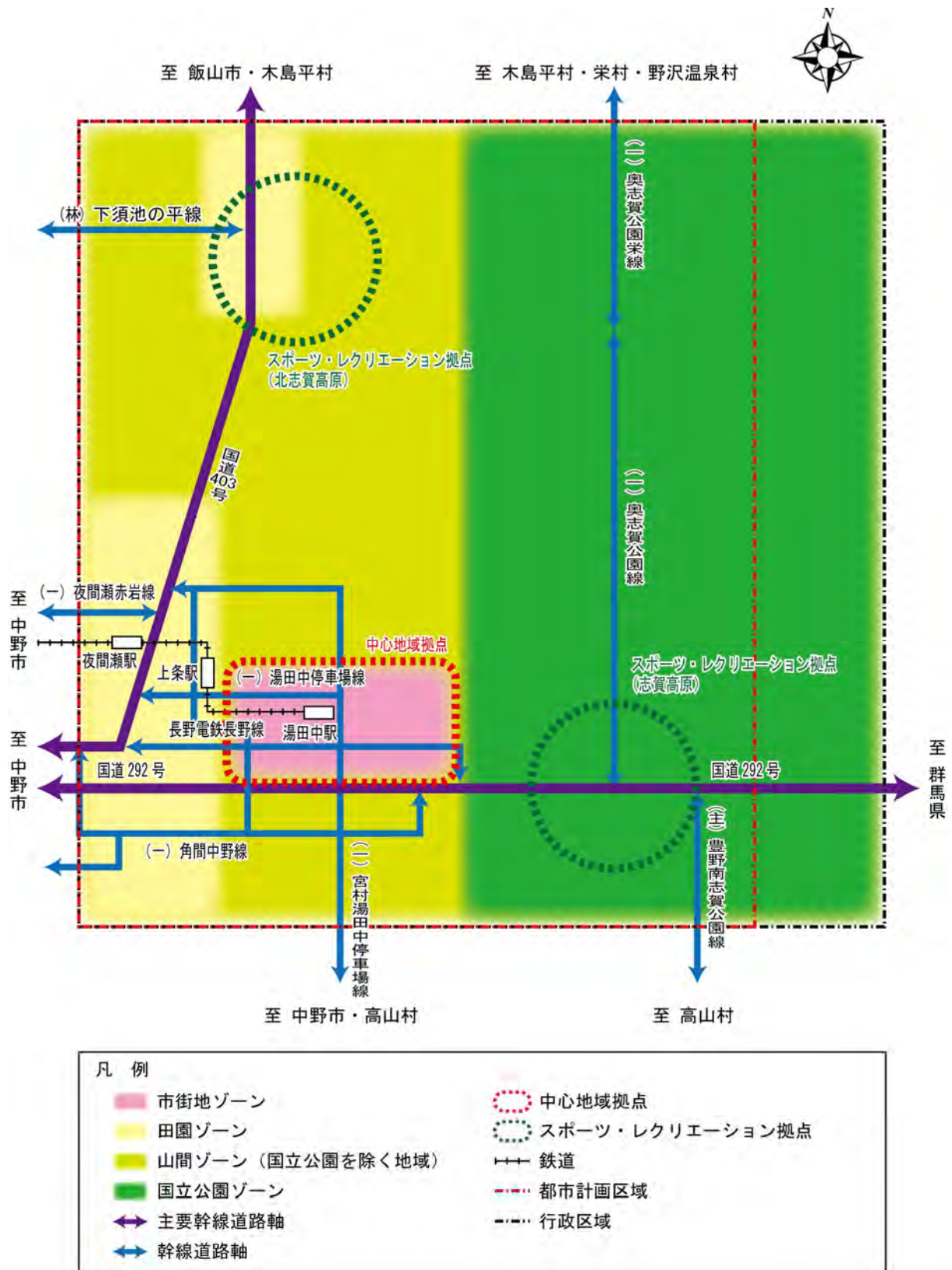


図. 将来都市構造



2. 土地利用の方針

※文中のアンダーラインは、方針図に記載した旗揚げコメントと関連する箇所

(1) 住宅地地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域が指定された地域）

- 住宅地については、用途地域の指定を維持しながら、住環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、良好な住宅地の維持向上を図ります。
- 道路・公園などの都市基盤の整備・充実や、用途地域の指定に準ずる生活利便施設の立地を誘導することにより、快適で安全・安心に暮らせる住宅地の形成を図ります。
- 高齢化の進行を踏まえ、バリアフリー化の促進などによる安全で快適な住環境の形成を図ります。
- 移住定住を促進するため、マイホーム取得等の補助による支援や家賃補助制度の継続、宅地分譲の必要性や規模などの調査を行うとともに、新たな支援策を検討します。
- 空き家バンク事業の推進や空き家を活用した住宅の改修や購入などの支援により、移住定住しやすい環境を促進します。
- 木造建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
- 低・未利用地や空き家については、適正な管理や有効活用を促し、良好な住環境の形成を推進します。
- 小・中学校については、老朽化した校舎や設備について、計画的な改修・修繕を進めるとともに、少子化の進行を踏まえ、小学校の統合計画を推進します。
- 「山ノ内町公共施設個別施設計画」に基づき、改修に適さない公営住宅は除却を進めるとともに、除却後の跡地利用を検討します。
- 人口減少や少子高齢化の進行、自然環境との調和などを踏まえ、本町の地域特性に応じたまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定を検討します。
- 現在の土地利用状況、地域住民の意向などを踏まえ、必要に応じて、用途地域の見直しを行います。



（２）沿道活用地域（準住居地域が指定された地域）

- 幹線道路沿道の交通利便性を活かし、本町の発展に寄与する柔軟な土地利用に対応しながら、住宅のみならず、店舗やサービス施設等の商業業務施設の立地を誘導し、地域の生活利便性の向上と賑わいのある沿道利用型土地利用の形成を図ります。
- 道路・公園などの都市基盤の整備・充実や、用途地域の指定に準ずる生活利便施設の立地を誘導することにより、快適で安全・安心に暮らせる住宅地の形成を図ります。
- 空き家バンク事業の推進や空き家を活用した住宅の改修や購入などの支援により、移住定住しやすい環境を促進します。
- 建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
- 低・未利用地や空き家については、適正な管理や有効活用を促し、良好な住環境の形成を推進します。

（３）商業地地域（商業地域が指定された地域）

- 商業地については、賑わいに寄与する施設や生活利便施設の立地誘導、良好な景観形成などによる商店街・温泉街の魅力づくりに取り組み、賑わいのあるまちづくりを推進します。
- 建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
- 低・未利用地や空き家・空き店舗については、適正な管理や有効活用を促し、良好な商業環境の形成を推進します。
- 「起業チャレンジ支援事業補助金」などの活用を促しながら、起業家を支援するとともに、商業地としての魅力向上を図ります。



(4) 農業集落地域

- 本町の農地は、特産の果樹などを生産する産業基盤であると同時に、自然環境の保全に寄与しつつ、農村の原風景を形成する要素であり、保全すべき区域を明確にしながら、今後も農地の保全を図ります。
- ユネスコエコパークの理念に基づく持続可能な農業の展開に向けて、環境にやさしい農業を推進します。
- 増加が懸念される荒廃農地の活用については、関係機関との連携を強化するとともに、民間活力の導入を検討します。
- 集落地では、誰もが住み慣れた土地で快適に暮らすため、生活環境の維持・改善を図るとともに、大規模な開発を抑制します。
- 「山ノ内町公共施設個別施設計画」に基づき、改修に適さない公営住宅は除却を進めるとともに、除却後の跡地利用を検討します。
- 用途地域内において、農業振興に欠かせないエリアについては、区域・地域の見直しを検討します。

(5) 森林地域

- 森林地域は、林業の振興と治山・治水及び環境・景観保全の観点から、適正な維持保全を図ります。
- 不法投棄や老朽化・放置された建築物・工作物などについては、関係機関と連携して改善に向けて取り組みます。
- 北志賀高原は、高原のリゾート地として、観光客のニーズを把握しながら、ウインタースポーツ以外での誘客を推進するとともに、自然と調和した良好な景観が保全された観光地として交流促進と環境保全が調和した土地利用を検討します。

(6) 上信越高原国立公園

- 上信越高原国立公園内に位置する志賀高原については、国立公園整備事業などを活用し、遊歩道や登山道などの改修・修繕を進め、安全に利用しやすい観光地づくりを推進するとともに、地域が行う施設の維持管理に対する支援を図ります。
- 民間企業も含めた様々な関係団体と多様な分野で連携を図りながら、ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくりを推進します。
- 志賀高原総合会館 98 などの観光施設については、計画的に改修・修繕を進めます。

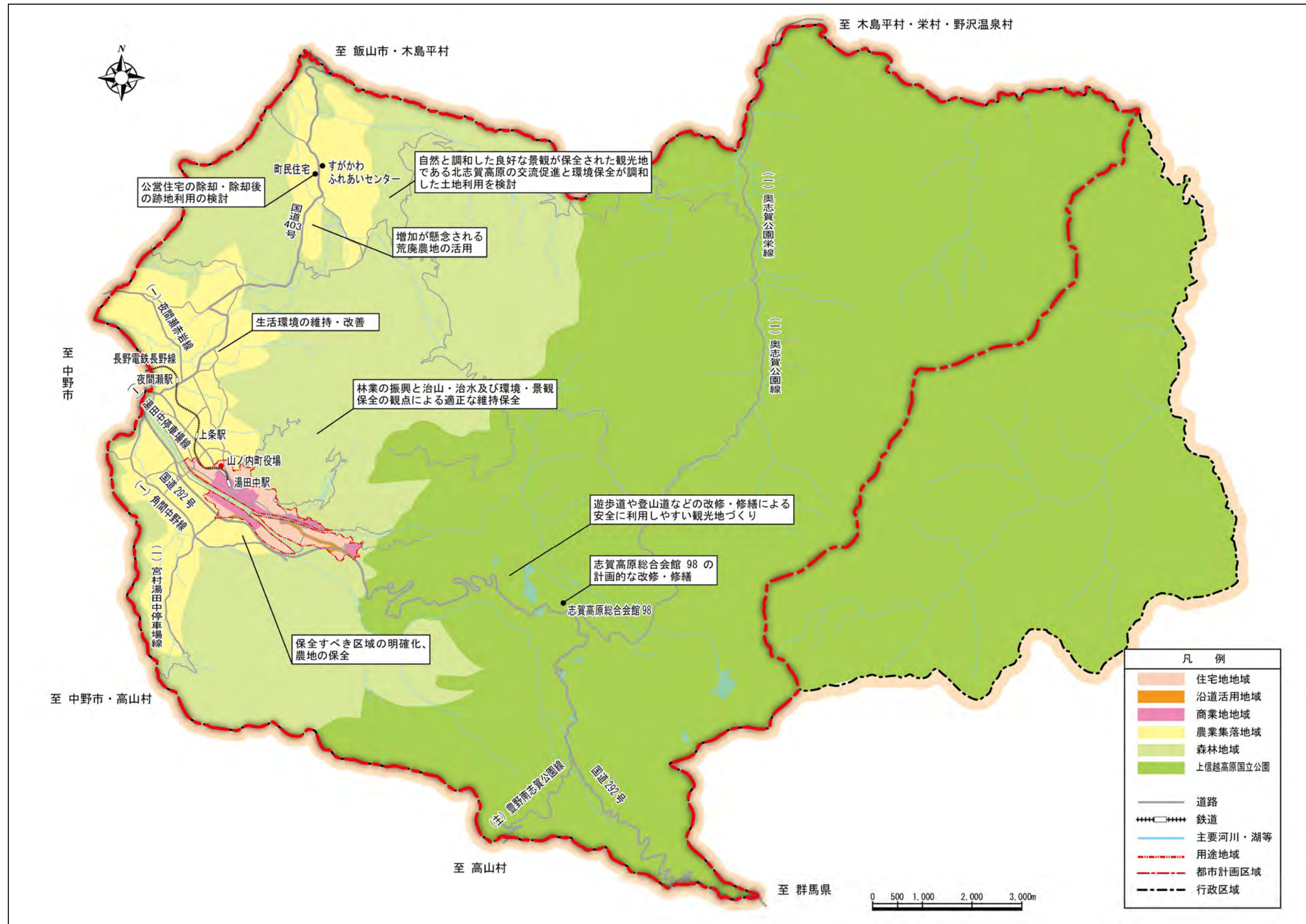


図. 土地利用の方針

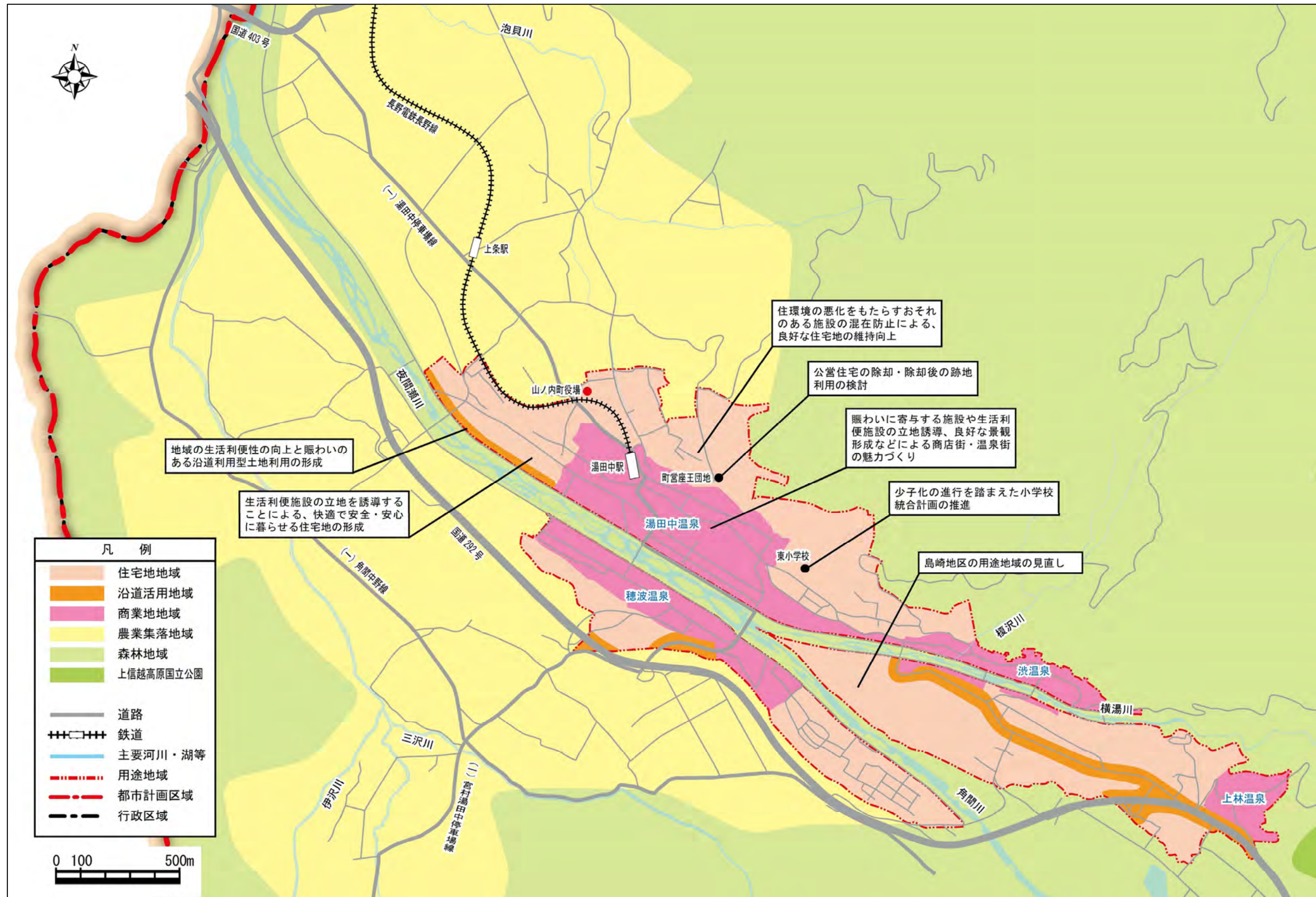


図. 土地利用の方針【市街地周辺拡大】



3. 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通の方針

※文中のアンダーラインは、方針図に記載した旗揚げコメントと関連する箇所

1) 高速交通網との連携

- 高速道路のインターチェンジや新幹線駅を有する近隣市との連携を強化するため、国・県関係市町村等関係機関と連携し、アクセス道路となる国道 292 号、国道 403 号の整備や改良を関係機関と連携して促進します。

2) 町内道路網と主要幹線道路との連携

- 主要幹線道路となる国道 292 号、国道 403 号との連携を強化し、生活交通や観光交通の安全な通行を確保するため、今後も県道や町道の整備・改良や安全対策を図ります。
- 道路利用者が、安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化を図ります。
- 観光地である本町は、観光バスなど大型車の通行もあるため、幅員の狭い幹線道路について、関係機関と連携しつつ、整備・改良や安全対策を図ります。
- 本町の中心部では、温泉街・商店街の活性化を支援する道路整備を検討します。
- 社会情勢の変化、都市の現状などを踏まえ、都市計画道路の整備促進や見直しを検討します。
- 道路や歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの交通の安全に対する意識啓発に努めます。

3) 雪に強い道づくり

- 民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備検討、道路改良など克雪対策に取り組みます。

4) 人・環境にやさしく地域の魅力を高める道づくり

- 幹線道路や学校周辺等では歩車分離を図り、歩行者通行の安全性を確保するとともに、お年寄りや障がいのある人にも優しいバリアフリー化を促進します。
- 歩行者通行が多い温泉街や商業地などの道路では、歩行者空間を確保するとともに、ユニバーサルデザインに基づく歩行者空間の確保を図ります。
- 温泉街や商業地、住宅地については、緑化を推進するとともに、沿道の建築物等と一体的な空間の景観形成に配慮し、親しみやすい道路空間の形成を図ります。
- 主要幹線道路をリゾート空間へのゲートウェイと位置づけ、安全性の確保と、道路景観の整備など魅力を高める整備を促進します。



- 志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原を結ぶ幹線道路を観光地へのアクセス道路と位置付け、路肩部分の除草、支障木の処理など景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 環境負荷低減をテーマとした観光地づくりのため、国立公園ゾーンを中心として「自転車専用通行帯」の整備を検討します。

5) 公共交通の維持と活用

- 鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持を図ります。
- 路線バスについては、利用促進に向けた広報活動を強化するとともに、補助金による支援を行います。
- 地域コミュニティバスの安定運行を図るとともに、関係機関と地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行や鉄道とバスの連携強化などを進めます。
- スクールバスの運行や定期券購入助成等により、遠距離通学児童生徒を支援します。

(2) 公園・緑地の方針

- 都市公園・緑地については、町民の憩い、レクリエーション、交流の場などとして、適切な維持管理を行います。
- 都市公園・緑地のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用していきます。
- 都市公園・緑地などについては、町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステムを促進します。
- 本町の水と緑に包まれた豊かな自然環境や温泉地を活かした公園、子どもから高齢者までが気軽に利用できる公園、緑のあるオープンスペースなどの整備を検討します。

(3) 下水道の方針

- 下水道については、公共下水道、特定環境保全公共下水道への接続促進を図るとともに、下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 下水道接続率を向上させるため、町民意識の啓発を図ります。

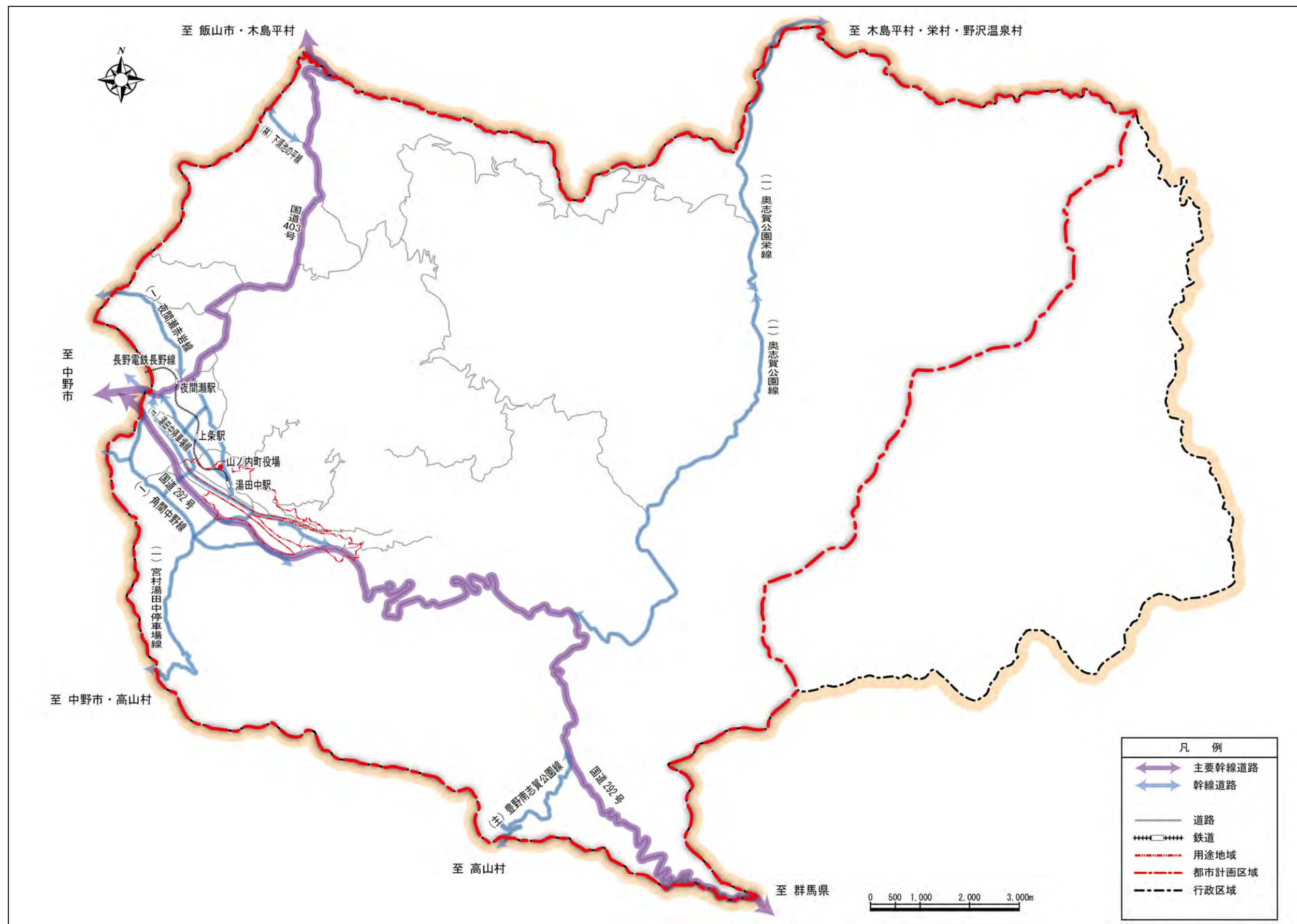


図. 都市施設整備の方針（道路・交通）

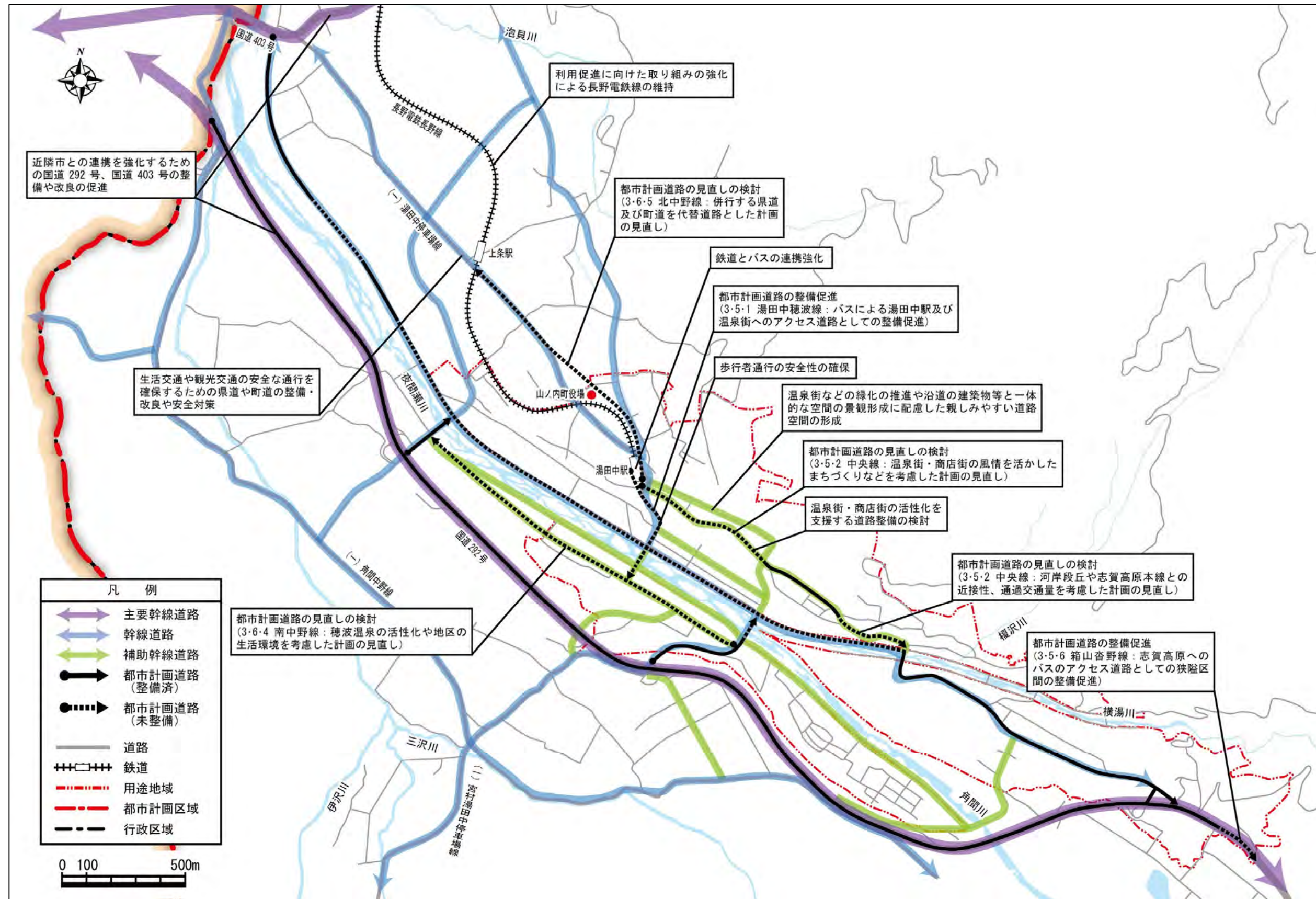


図. 都市施設整備の方針（道路・交通）【市街地周辺拡大】



4. 自然環境保全・都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- 自然環境を守り受け継いでいくため、今後も国、信州大学、地域関係団体等との連携をはじめ、民間企業等との新たな連携により、調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。
- 志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営計画に基づき関係町村と連携して取り組みます。
- 志賀高原ユネスコパークのエリアについては、保護林として原生的な森林環境が維持されている岩菅山東側の魚野川源流域を核心地域及び緩衝地域として拡大できるよう取り組みます。
- 国立公園内における開発行為については、国や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理を促します。
- ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を県や地域の関係者等と連携し、推進します。

(2) 都市環境の形成

- 地域の実情にあった持続可能な循環型社会を構築するため、リサイクル施設の運用や公共交通の利用促進など、多様な方面からの取り組みを推進します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、豊かな自然資源を有効に活用するとともに、温室効果ガスの排出の抑制や既存資源のリサイクル・再利用に関する取り組みを推進するほか、「山ノ内町地域新エネルギービジョン」に基づき、中小水力発電、温泉熱利用、雪氷熱利用、太陽エネルギー利用を重点プロジェクトとしながら、導入・実用化を目指した研究を推進します。
- 北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用を図ります。
- 関係機関や町民との連携により、不法投棄等監視体制の強化を図ります。
- 美しい都市環境を形成するため、町民と行政の協働による地域美化活動を推進します。
- 苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発のほか、町民への理解と協力を求めることにより、公害防止に努めます。



5. 都市景観形成の方針

(1) 良好な都市景観形成に向けた取り組み方針

- 上信越高原国立公園などの自然景観については、地域関係団体と連携しながら、廃屋対策を進めるほか、今後も魅力的な自然景観の保全・形成を進めます。
- 国・県・町指定有形文化財の保護・保存・活用により、歴史的景観を受け継いでいきます。
- 風情ある温泉街、特色ある里山や農村風景を保全するため、地域住民と連携した街並み整備を推進するとともに、団体育成（事業）補助金などによる活動の支援を行います。
- 景観条例等に基づき、建築物等に関する景観誘導、適切な指導・助言を行うことにより、良好な街並み景観の形成を図ります。
- 老朽化などにより良好な都市景観を阻害するおそれがある、又は、周辺に危険を及ぼすおそれがある空き家については、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの改善を促していきます。
- 道路や公共施設などを整備する際には、周囲の景観との調和に配慮し、景観的にも優れた公共空間の形成を図ります。
- 町民や事業者の景観意識の醸成に努めるとともに、景観協定・景観づくり住民協定の締結を促進するなど、町民と行政の協働による景観形成を推進します。

(2) 景観ゾーン別の基本方針

1) 市街地地域（湯田中・渋・沓野・穂波温泉等の用途地域内）

- 観光地（温泉地）として来訪者を迎えるまちなみ形成を目指します。
- 居住環境の緑化・美観形成を目指します。
- まちなかに“うるおい”を与える親水空間の保全と周囲の眺望景観を守ります。

2) 田園地域（本郷・横倉・前坂・宇木・戸狩・佐野・菅・寒沢・上条）

- 道路や鉄道から見える果樹園や田畑・山並みの風景は、本町の名風景の1つで、この風景を大切に守ります。
- 屋外広告物や道路附属物等は、周囲との調和に配慮し、特に、観光ルート沿線や鉄道沿線の風景保全に努めます。

3) 山麓田園地域（須賀川）

- 須賀川に形成された田畑の風景は、本町の名風景の1つで、この風景を大切に守ります。



4) 山地・高原地域（高社山麓・北志賀高原及びその他の山間地）

- 高社山麓・北志賀高原については、高原リゾートらしい観光景観の形成を図ります。
- その他の山間地については、開発を抑制しながら、良好な自然景観の保全に努めます。

5) 高原地域（上信越高原国立公園）

- 高原リゾートらしい観光景観の形成を図ります。
- 観光エリア以外の山間部については、開発を抑制しながら、良好な自然景観の保全に努めます。



図. 都市景観形成の方針（山ノ内町景観計画に基づく景観ゾーン）



6. 都市防災の方針

(1) 安全・安心な都市基盤の強化

- 台風や集中豪雨による内水氾濫や洪水氾濫に備え、ハード・ソフト両面からの浸水対策を推進します。
- 長野県等の関係機関と協力し、急傾斜地崩壊対策や、がけ地対策等の土砂災害防災対策を推進します。
- 消火活動の円滑化を図るため、オープンスペースの確保や、河川等の自然水利に加え、計画的な防火水槽の設置や消火栓など消防設備の維持・補修を図ります。
- 木造建築物等が密集する地域では、建築物の不燃化や耐震性の向上を誘導します。
- 耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。
- 雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援するとともに、除雪機の購入支援など、除雪の負担軽減を図ります。
- 緊急車両の通行に支障が生じないように、幹線道路の整備や狭あい道路の解消などを促進します。
- 空き家については、老朽化による倒壊や不審者の侵入などのおそれがあることから、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの意識啓発を促していきます。
- 電気・通信、上・下水道などのライフラインについては、適切な改修や耐震化工事などにより、防災対策の強化を図ります。
- 地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所については、災害対応備蓄品の充実などによる安全・安心に避難できる機能強化、開設時における感染症対策に配慮した運営に努めます。また、必要に応じて、指定緊急避難場所等の見直しを検討します。

(2) 防災体制の強化

- 防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。
- 防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。
- 地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充を図ります。
- 災害時において、迅速で正確な広報を行うため、SNS の活用を含めた情報伝達手段の多様化・多重化を推進します。
- 災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。
- 社会福祉協議会等関係機関と連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入れを前提とした連携体制の構築を推進します。

※SNS (Social Networking Service) : 人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サービスのこと。



第5章 地域別構想

下線：図面との関連箇所

1. 地域区分の設定

地域別構想では、「第4章 全体構想」を念頭に置きながら、地域ごとの特性に応じた将来像に基づく方針を設定します。

地域区分については、下図に示すように、本町の中心に位置し、用途地域が指定された「中心地域」と、中心地域を取り囲む「農業集落地域」、本町の東側に位置する「国立公園地域」の3つの地域に分類して整理します。



図. 地域区分



2. 中心地域の将来構想

(1) 地域の現状と課題

社会状況、地域・土地利用、道路・交通体系などの項目に区分しながら、中心地域における現状と課題を以下に整理します。

社会状況	現状・問題点	○湯田中渋温泉郷は、本町の観光拠点の1つ ○商店街の活力低下（中心市街地での空き家・空き店舗の集中） ○人口の減少、少子高齢化の進行 ○外国人観光客の増加 ○観光客総数は概ね横ばいで推移、令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルス感染症の影響による来訪者の大幅な減少
	取組方針	○住民生活と観光振興が共生したまちづくり ○中心市街地の活力再生、空き家・空き店舗の有効活用 ○移住定住対策の促進、福祉環境の充実 ○公共施設等のユニバーサルデザイン化
地形、土地利用	現状・問題点	○河岸段丘の限られた土地に形成された中心市街地 ○中心市街地の周囲は山林や田畑などの自然が豊か ○用途地域の指定は住居系・商業系のみ
	取組方針	○周囲の自然環境と調和した中心市街地の形成 ○建物用途の混在と住宅等の過密化の解消
道路、交通体系	現状・問題点	○長期末整備の都市計画道路の存在 ○温泉街・商店街の都市計画道路整備によるまちなみ喪失の懸念 ○安全な歩行者・自動車の通行や大型車両の通行が困難な狭あい道路の存在 ○鉄道やバスなどの公共交通ネットワークが集中する交通結節点
	取組方針	○社会情勢や現在のまちづくり方針に合わせた道路網の見直し ○都市計画道路湯田中穂波線、都市計画道路箱山沓野線の整備促進 ○住民生活と観光振興が両立できる安全で歩いて楽しい道づくり ○冬期間の克雪・除雪対策 ○公共交通の利便性向上と利用促進
主要施設	現状・問題点	○来訪者のための駐車場の不足 ○子どもなどが利用できる公園の不足、既存の公園の老朽化
	取組方針	○駐車場、公共空き地の確保 ○既存の公園施設の改善 ○みろく公園周辺の有効活用
環境、景観	現状・問題点	○背後の自然環境と調和した中心市街地 ○夜間瀬川沿い（穂波温泉側）の桜並木など、良好な河川景観 ○夜間瀬川や温泉街から見える良好な眺望景観 ○歴史的に貴重な木造の温泉旅館が多数存在 ○空き家、老朽化・廃業施設の増加 ○中小河川の水質の維持
	取組方針	○良好な都市環境やまちなみ景観の保全・継承 ○桜並木の保全 ○建築物等の適正な景観誘導と眺望景観の保全 ○温泉街の歴史的建造物の保全 ○空き家、老朽化・廃業施設の活用・除去 ○下水道接続の普及促進
防災	現状・問題点	○土砂災害、洪水などの自然災害に対する懸念 ○空き家、老朽化・廃業施設の増加
	取組方針	○治山・治水対策など、災害に強いまちづくり ○空き家の適正管理の啓発



(2) アンケート調査結果による地域住民意向

町民アンケート結果のうち、中心地域（沓野・湯ノ原、渋・横湯、金安、星川、湯田中、上条、湯河原、穂波温泉）の居住者における、アンケート結果を以下に示します。

①生活環境の満足度について

満足度（「満足」と「やや満足」の合計）については、「下水道の整備」が38.5%と最も高く、次いで、「上水道の整備」が38.1%、「住宅地の整備」が24.6%と続いています。

一方、不満度（「不満」と「やや不満」の合計）については、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」が72.2%と最も高く、次いで、「買い物の便利さ」が62.3%、「歩行者・自転車道の整備」が55.6%と続いています。

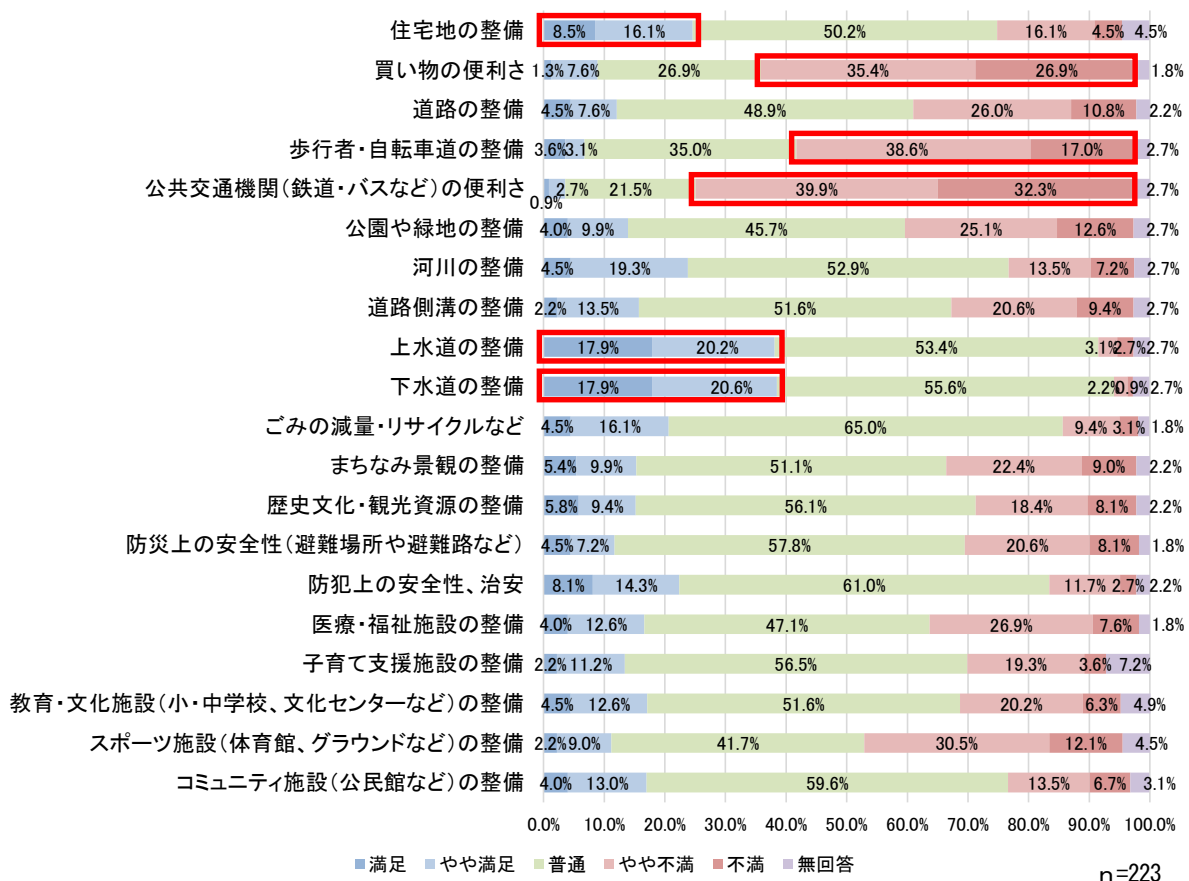


図. 生活環境の満足度について



②将来の山ノ内町について

「観光・交流が盛んなまち」が37.2%と最も高く、次いで、「災害に強い安全・安心なまち」が34.5%、「医療・福祉環境が充実したまち」が30.0%と続いています。

③今後の『計画的な土地利用の推進』について

「用途地域において道路や上下水道、公園等の整備を集中して行い、周辺地域は規制しつつ、計画的な土地利用を推進することが望ましい」が51.6%と最も高く、次いで、「町全体にミニ開発が点在する中で、用途地域による土地利用規制は難しく、それ以外の方法で規制することが望ましい」が20.2%、「しばらくは現状維持が望ましい」が16.6%と続いています。

④まちづくりの優先度について

「市街地と農村」の優先度では、「どこでも暮らせるまち」が52.0%、「都市環境と自然環境」の優先度では、「自然環境の保全を優先したまち」が46.2%、「同じ」が33.6%、「住民生活と観光振興」の優先度では、「同じ」が40.4%、「住民生活を優先したまち」が39.0%となっています。

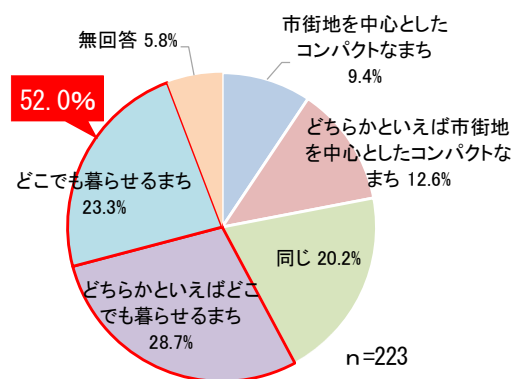


図. 市街地と農村

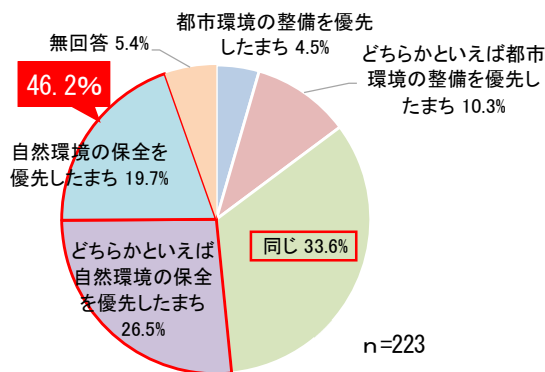


図. 都市環境と自然環境

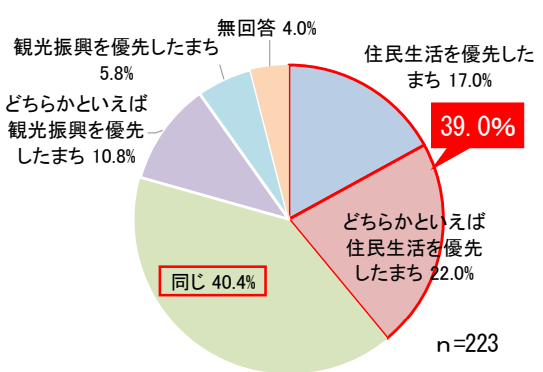


図. 住民生活と観光振興

●アンケート結果まとめ（中心地域）

- ・将来の山ノ内町については、「観光・交流が盛んなまち」「災害に強い安全・安心なまち」「医療・福祉環境が充実したまち」であることを望む意見が多い。
- ・まちづくりの優先度としては、「どこでも暮らせるまちづくり」「自然環境の保全」「住民生活」を比較的重視した意見が多いが、「都市環境」と「自然環境」、「住民生活」と「観光振興」を同程度重視した意見も多い。



(3) 地域の将来像

本町の中心地であり、行政機能を始めとして鉄道駅などの公共交通の拠点周辺には都市機能※1が集積するほか、温泉街として多くの来訪者が訪れます。

住民にとって住みよい居住環境の形成を図るとともに、「湯田中渋温泉郷」としての観光ブランドを今後も維持・向上させていくため、温泉街のまちなみ景観、道路と建築物等の沿道景観、近景の里山、遠景の山並み等の自然景観が調和するまちづくりに取り組みます。

※1 都市機能：店舗、飲食店などの商業機能、工場などの産業機能、事務所などの業務機能、劇場などの文化交流機能などをいう。

住んでいる人、訪れる人が元気でにぎわうまちの形成

(4) 土地利用の方針

- 今後も、大規模な開発を制限した適正な土地利用を誘導するとともに、歴史ある温泉街の風情と周囲の山・川を活かした土地利用の誘導を継続します。
- 湯田中駅周辺は、公共交通の維持に努めるとともに、観光バスや来訪者のための駐車場や、楓の湯を中心とした交流の場を活用し、賑わいの創出を図ります。
- 「山ノ内町公共施設個別施設計画」に基づき、湯ノ原団地や座王団地などの町営住宅については、老朽化が目立っており、良好な住環境を提供するための施設の改善、また、除却や除却後の跡地利用の検討を進めるとともに、老朽化が顕著な公共施設の整備・改善を推進します。
- 住宅地については、用途地域の指定を遵守しながら、道路・公園などの都市基盤の整備・充実などにより、良好な住宅地の維持向上を図ります。
- 空き家の増加に対応するため、移住定住施策と連携し、空き家バンク事業や住まいに関する補助制度の活用により、空き家の活用を促進します。
- 木造建築物が密集した地区については、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、建築物の耐震化や倒壊等の恐れがある老朽建築物の除却や整備等を行い、災害に強く安全性を確保できる土地利用を推進します。
- 低・未利用地や空き家については、適正な管理や有効活用を促し、良好な住環境の形成を推進します。
- 小学校については、「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」を踏まえ、小学校統合による空き校舎の利活用検討を含め、小学校の統合計画を推進していきます。
- 用途地域内において、農業振興に欠かせないエリアについては、用途地域の見直しを検討します。
- 沿道活用地域では、幹線道路沿道の交通利便性を活かした柔軟な土地利用に対応しながら、住宅のみならず、店舗やサービス施設等の商業業務施設の立地を誘導し、地域の生活利便性の向上と賑わいのある沿道利用型土地利用の形成を図ります。
- 商業地・温泉地については、賑わいに寄与する施設や生活利便施設の立地誘導、空き店舗の有効活用や起業家の支援、良好な景観形成などによる魅力向上を図ります。



(5) 都市施設整備の方針

1) 道路・交通の方針

- 観光拠点となる温泉街の再生を目指し、都市計画道路の見直しを行うとともに、現道幅員を維持しながら沿道の歴史ある建築物と調和した観光道路の整備、安全に歩ける歩行空間の確保により、人が集い賑わえる、快適に歩いて楽しめるまちづくりに取り組みます。
- 渋温泉については、良好な沿道景観と安全に歩ける歩行空間の確保に向けて、石畳の改修を行います。
- 湯田中温泉の「かえで通り」については、温泉街にふさわしい道路環境の整備を検討します。
- 観光バスのアクセス道路を確保するとともに、来訪者のための駐車場の整備を推進します。
- 少子高齢化社会に対応するため、鉄道やバスなどの公共交通の維持と利用促進対策を推進します。
- 雪に強い道づくりに向けた道路整備に取り組むとともに、冬期間における交通安全対策を推進します。
- 幹線道路や学校周辺等では、歩行者や自転車による通行の安全性を確保するとともに、バリアフリー化を促進します。
- 温泉街や商業地などの道路では、ユニバーサルデザインに基づく歩行者空間の確保を図ります。
- 温泉街や商業地、住宅地については、緑化などを推進し、親しみやすい道路空間の形成を図ります。
- 湯田中渋温泉郷へのアクセス道路については、路肩部分の除草、支障木の処理など景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 鉄道や路線バスについては、通勤・通学、買い物、観光などの利用者ニーズを把握しながら、鉄道とバスの連携強化など、利用促進に向けた取り組みを推進します。

2) その他の都市施設整備の方針

- 公園については、遊具の老朽化が進行していることなどから、定期的な点検のうえ必要に応じて、改修を推進します。
- みろく公園周辺は、湯田中温泉と渋温泉の中間に位置しており、来訪者のための駐車場や交流拠点として一帯の活用を図ります。

(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 「志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金」の活用などを促しながら、志賀高原ユネスコエコパーク内の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれに関わる地域の伝統産業、生活・文化の継承・発展を推進します。



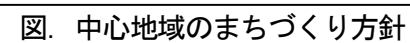
- 自然環境、歴史的・文化的環境の保全・利活用を推進し、市街地の利便性向上や観光地としての魅力向上を図ります。
- 地域住民と行政の協働による地域美化活動を推進します。

（７）景観形成の方針

- 河岸段丘と洪積台地にまちなみが形成され、眺望やロケーションに優れた環境を活かすとともに、歴史や特徴ある建築物・文化財の保護、道路や沿道建築物等が調和した景観形成に努め、風情ある温泉街の景観形成を図ります。
- 住民が主体となり、まちづくり・景観形成に取り組める環境を整えるとともに、まちづくりに必要な支援に取り組みながら、住民と関係団体、行政が一体となって景観形成を推進します。
- 緑豊かなまちなみ景観を創出するため、花いっぱい運動や緑化活動を推進します。また、特定外来植物の除去を推進します。
- 湯田中駅前温泉楓の館など、地域に位置する文化財の保護・保存・活用により、歴史的景観を受け継いでいきます。
- 空き家については、良好な都市景観を阻害する恐れがあるため、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの改善を促していきます。
- 金倉地域や洪温泉では、景観づくり住民協定に基づき、今後も、受け継がれてきた地域の歴史・伝統ある良好な景観を保全するため、景観づくり事業補助金などによる支援を行います。

（８）都市防災の方針

- 地すべりやがけ崩れ、土石流等の土砂災害、洪水等の水災害の予防対策に努めます。
- 木造建築物等が密集する地域では、緊急車両の通行や避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、建築物の耐震化や倒壊等の恐れがある老朽建築物の除却や整備等を行い、災害に強く安全なまちづくりを推進します。
- 老朽化した危険な空き家については、周辺居住環境へ及ぼす危険性を速やかに排除するため、自治会等と連携し状況の把握に努め、建替えや除却を促すなど、迅速な防災対策の強化に努めます。
- 地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所については、多数の避難者を受け入れるため、給水施設、非常用電源、各種トイレ、情報通信環境の整備など、安全・安心に避難できる機能強化を推進します。





3. 農業集落地域（森林地域含む）の将来構想

（1）地域の現状と課題

社会状況、地域・土地利用、道路・交通体系などの項目に区分しながら、農業集落地域における現状と課題を以下に整理します。

社会状況	現状・問題点	○人口の減少、少子高齢化の進行 ○中心的産業である農業従事者の高齢化、後継者不足 ○北志賀高原は、本町の観光拠点の1つ
	取組方針	○集落地の居住環境の改善 ○観光拠点の連携、活性化 ○農業従事者の育成、新規参入支援などによる農業の維持
地形、土地利用	現状・問題点	○高社山等の山々からの傾斜地での農地や集落の形成（北西部） ○夜間瀬川南岸の段丘での農地、集落の形成（南部） ○可住地は、農業振興地域に指定
	取組方針	○住み慣れた土地での生活を維持できる拠点の形成 ○遊休農地の再生、担い手農家への利用集積 ○田舎暮らし需要に合わせた宅地整備
道路、交通体系	現状・問題点	○隣接村へアクセスする国道403号の狭あい区間や（一）宮村湯田中停車場線の未整備区間の存在 ○集落内における狭あい道路、2車線未整備道路の存在 ○地域住民の生活に欠かせないバスなどの存在
	取組方針	○国道403号や（一）宮村湯田中停車場線の整備促進 ○冬期間の安全対策、生活道路の整備拡充 ○市街地などと連絡する公共交通ネットワークの充実
主要施設	現状・問題点	○子どもなどが利用できる公園の不足
	取組方針	○既存の公園施設の改善
環境、景観	現状・問題点	○農地や緑豊かな山並みと調和した農村集落地 ○高社山・北信五岳を遠景とする良好な眺望景観 ○空き家、老朽化・廃業施設の点在 ○幹線道路を中心とした屋外広告物の無秩序な設置 ○中小河川の水質の維持
	取組方針	○農地や緑豊かな山並みと調和した農村の原風景の保全 ○農村の原風景を阻害する大規模建築物等の景観誘導 ○空き家、老朽化・廃業施設の活用・除去 ○屋外広告物の適正化と規制誘導 ○下水道接続の普及促進
防災	現状・問題点	○土砂災害、洪水などの自然災害に対する懸念 ○空き家、老朽化・廃業施設の点在
	取組方針	○治山・治水対策など、災害に強いまちづくり ○空き家の適正管理の啓発



(2) アンケート調査結果による地域住民意向

町民アンケート結果のうち、農業集落地域（佐野、菅・寒沢、戸狩、本郷・宇木、横倉・前坂、須賀川）の居住者における、アンケート結果を以下に示します。

①生活環境の満足度について

満足度（「満足」と「やや満足」の合計）については、「下水道の整備」が34.5%と最も高く、次いで、「上水道の整備」が29.5%、「住宅地の整備」が21.0%と続いています。

一方、不満度（「不満」と「やや不満」の合計）については、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」が68.5%と最も高く、次いで、「買い物の便利さ」が58.5%、「歩行者・自転車道の整備」が48.0%と続いています。

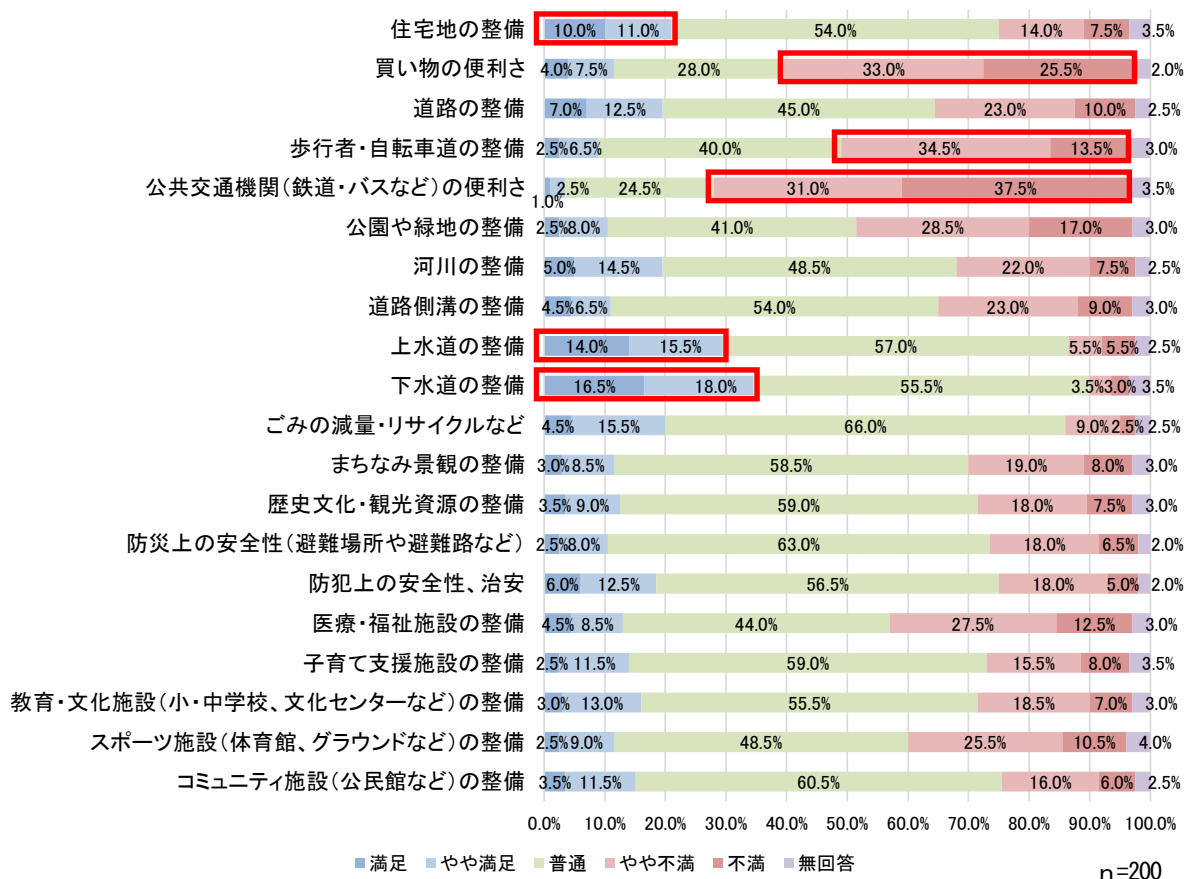


図. 生活環境の満足度について



②将来の山ノ内町について

「医療・福祉環境が充実したまち」が40.0%と最も高く、次いで、「観光・交流が盛んなまち」が32.0%、「産業（農・商・工業）が盛んなまち」が31.0%と続いています。

③今後の『計画的な土地利用の推進』について

「用途地域において道路や上下水道、公園等の整備を集中して行い、周辺地域は規制しつつ、計画的な土地利用を推進することが望ましい」が54.0%と最も高く、次いで、「しばらくは現状維持が望ましい」が20.0%、「町全体にミニ開発が点在する中で、用途地域による土地利用規制は難しく、それ以外の方法で規制することが望ましい」が16.5%と続いています。

④まちづくりの優先度について

「市街地と農村」の優先度では、「どこでも暮らせるまち」が69.5%、「都市環境と自然環境」の優先度では、「自然環境の保全を優先したまち」が58.5%、「住民生活と観光振興」の優先度では、「住民生活を優先したまち」が42.0%、「同じ」が41.0%となっています。

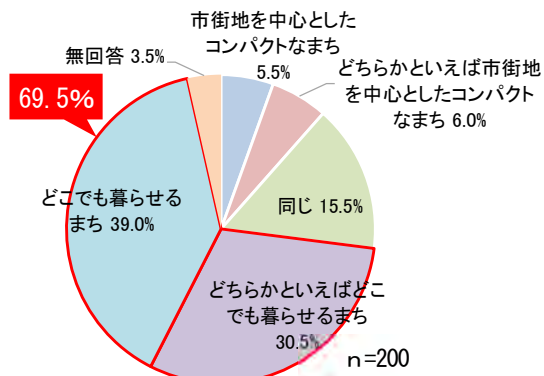


図. 市街地と農村

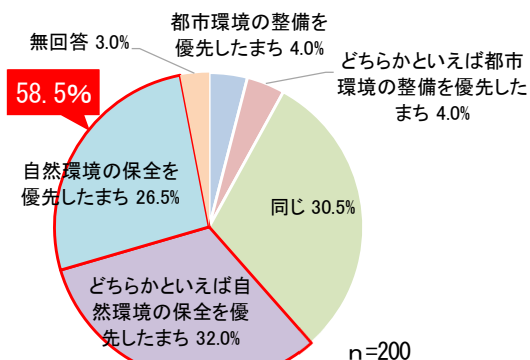


図. 都市環境と自然環境

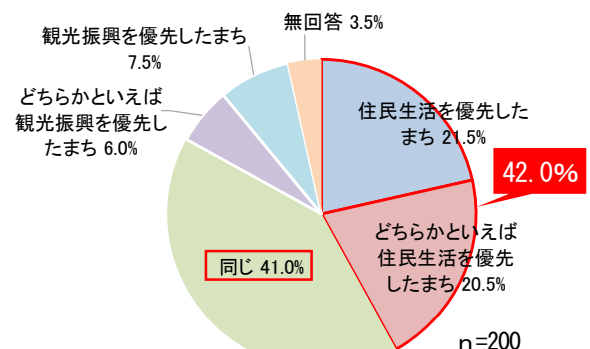


図. 住民生活と観光振興

●アンケート結果まとめ（農業集落地域）

- ・将来の山ノ内町については、「医療・福祉環境が充実したまち」「観光・交流が盛んなまち」「産業（農・商・工業）が盛んなまち」であることを望む意見が多い。
- ・まちづくりの優先度としては、特に「どこでも暮らせるまちづくり」「自然環境の保全」を重視した意見が多い。



（３）地域の将来像

町の西側に広がる農業集落地は、果樹園や水田、そば畑等が広がり、その中に集落が点在しています。

志賀高原や高杜山麓の山々に囲まれ、季節ごとに花や緑、実りの時期など四季折々の変化がみられ、昔から変わらない地域の原風景です。

この風景の維持に努めながら、農村集落の住みよい居住環境の形成を目指します。また、良好な環境と調和した魅力ある高原リゾート地域の形成に取り組みます。

四季彩と恵み豊かな“ふるさと”の形成

（４）土地利用の方針

- 農業及び生活環境の改善に努めるとともに、新たな農業の担い手となるU・I・Jターン希望者を受入れる居住環境の整備や、遊休農地を担い手に集積・集約化するなどにより、農地の保全に取り組みます。
- 町民住宅については、除却を見据えた計画的な改修を実施するとともに、除却後の跡地利用を推進します。
- 「人・農地プラン」などに基づき、農業経営の強化や人材育成などを推進するとともに、無秩序な農地の転用を防止し、農業生産基盤の維持を図ります。
- 荒廃農地等の再生に対する支援など、農地の保全と有効活用を促進します。
- 森林地域においては、豊かな水源としての水源涵養機能、山地災害防止、木材生産等の多面的機能の高度発揮を維持します。
- 北志賀高原は、高原のリゾート地として、観光客のニーズを把握しながら、ウインタースポーツに加え、それら以外での誘客を一層推進するとともに、自然と調和した良好な景観が保全された観光地として交流促進と環境保全が調和した土地利用を推進します。



(5) 都市施設整備の方針

1) 道路・交通の方針

- 地形的な制約がある町内において、国道 403 号や一般県道宮村湯田中停車場線の整備・改良を推進し、隣接市村との連携強化を図ります。
- 集落地では、道路幅員の拡幅や線形の改良などの道路整備により、生活道路の機能向上を図ります。
- 雪に強い道づくりに向けた道路整備に取り組むとともに、冬期間における交通安全対策を推進します。
- 幹線道路や学校周辺等では、歩行者や自転車による通行の安全性を確保するとともに、バリアフリー化を促進します。
- 北志賀高原へのアクセス道路については、路肩部分の除草、支障木の処理など景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 国道 292 号については、リゾート地へ誘う玄関口として、景観に配慮した道路空間の形成を推進します。
- 通勤・通学、買い物などの利用者ニーズを把握しながら、鉄道・路線バスの維持、地域コミュニティバスの安定運行などに努め、市街地と周辺地域を連絡する公共交通ネットワークの充実を図ります。

2) その他の都市施設整備の方針

- 夜間瀬川周辺については、町民が河川に親しめる環境整備を目指します。
- 公園については、遊具の老朽化が進行していることなどから、必要に応じて、改修を推進します。

(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 「志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金」の活用などを促しながら、志賀高原ユネスコエコパーク内の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれに関わる地域の伝統産業、生活・文化の継承・発展を推進します。
- 自然環境、歴史的・文化的環境の保全・利活用を推進し、生活利便性や農業の生産性向上、観光地としての魅力向上を図ります。
- 地域住民と行政の協働による地域美化活動を推進します。



（７）景観形成の方針

- 農地と農村集落、豊かな自然環境が調和した景観形成を図ります。
- 良好な景観を阻害する大規模建築物・工作物の規制誘導を行うとともに、老朽化・廃業施設の除去を促進します。
- 緑豊かなまちなみ景観を創出するため、花いっぱい運動や緑化活動を推進します。また、特定外来植物の除去を推進します。
- 佐野遺跡や鎮守の森など、地域に位置する文化財の保護・保存・活用により、歴史的景観を受け継いでいきます。
- 空き家については、良好な都市景観を阻害する恐れがあるため、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの改善を促していきます。

（８）都市防災の方針

- 地すべりやがけ崩れ、土石流等の土砂災害、洪水等の水災害の予防対策に努めます。
- 山間部では、森林を保全し、地すべりなどの自然災害を予防する治山・治水対策に取り組めます。
- 老朽化した危険な空き家については、周辺居住環境へ及ぼす危険性を速やかに排除するため、自治会等と連携し状況の把握に努め、建替えや除却を促すなど、迅速な防災対策の強化に努めます。
- 地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所については、多数の避難者を受け入れるため、給水施設、非常用電源、各種トイレ、情報通信環境の整備など、安全・安心に避難できる機能強化を推進します。





4. 国立公園地域の将来構想

(1) 地域の現状と課題

社会状況、地域・土地利用、道路・交通体系などの項目に区分しながら、国立公園地域における現状と課題を以下に整理します。

社会状況	現状・問題点	○志賀高原の恵まれた自然を活かした観光リゾート地 ○観光客総数は概ね横ばいで推移、令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルス感染症の影響による来訪者の大幅な減少
	取組方針	○観光ニーズに対応した集客施策 ○年間を通じての観光リゾート地の活性化
地形、土地利用	現状・問題点	○標高2,000m級の山々が連なる上信越高原国立公園 ○豊かな生態系が残る自然地
	取組方針	○自然地とリゾート地の共存 ○森林セラピー基地としての利用 ○山内の観光事業従事者が生活を維持できる拠点の形成
道路、交通体系	現状・問題点	○国道292号が主要幹線道路であり、県道豊野南志賀公園線、県道奥志賀公園線、県道奥志賀公園栄線が幹線道路 ○迂回路や併行路線が無く、冬期観光シーズンなどは混雑が発生
	取組方針	○市街地や周辺都市と連絡する道路・交通ネットワークの充実 ○自然環境と調和を図りつつ、観光交通への対応 ○冬期間の安全対策 ○環境負荷低減を意識した自転車レーンの増設や環境整備
主要施設	現状・問題点	○スキー場施設をはじめ、様々な観光施設の立地
	取組方針	○スキー場をはじめとした観光リゾート地としての集客力の強化 ○冬期間以外の観光施設の有効活用
環境、景観	現状・問題点	○国立公園でもある豊かな自然環境と魅力的な景観 ○ユネスコパークの核心地域、緩衝地域 ○老朽化・廃業施設の点在 ○中小河川の水質の維持
	取組方針	○自然環境の保全、自然公園法に基づいた適正な土地利用・景観保全の継続 ○自然環境を活かしたリゾート空間としての景観整備 ○老朽化・廃業施設の活用・除去 ○排水施設の適正な維持管理
防災	現状・問題点	○土砂災害、洪水などの自然災害に対する懸念 ○老朽化した空き施設などの増加
	取組方針	○治山・治水対策など、災害に強いまちづくり ○空き施設の適正管理の啓発



(2) アンケート調査結果による地域住民意向

町民アンケート結果のうち、国立公園地域（志賀高原）の居住者における、アンケート結果を以下に示します。

①生活環境の満足度について

満足度（「満足」と「やや満足」の合計）については、「河川の整備」が 33.3%と最も高く、次いで、「住宅地の整備」、「まちなみ景観の整備」、「防犯上の安全性、治安」が共に 22.2%と続いています。

一方、不満度（「不満」と「やや不満」の合計）については、「歩行者・自転車道の整備」、「公共交通機関（鉄道・バスなど）の便利さ」が 100.0%と共に最も高く、次いで、「買い物の便利さ」が 88.9%と続いています。

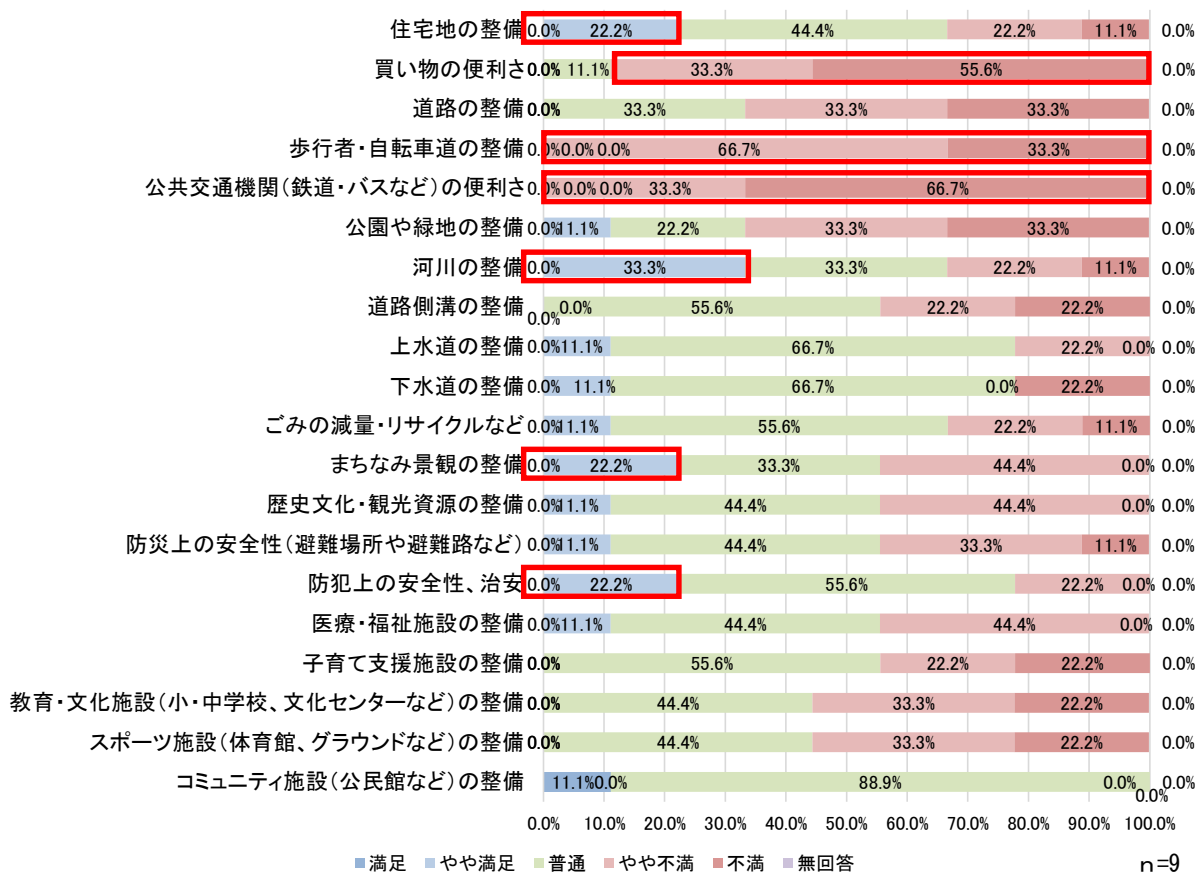


図. 生活環境の満足度について



②将来の山ノ内町について

「公共交通が充実したまち」が 55.6%と最も高く、次いで、「自然環境（国立公園など）と調和したまち」、「観光・交流が盛んなまち」が共に 44.4%と続いています。

③今後の『計画的な土地利用の推進』について

「用途地域において道路や上下水道、公園等の整備を集中して行い、周辺地域は規制しつつ、計画的な土地利用を推進することが望ましい」が 66.7%と最も高く、次いで、「町全体にミニ開発が点在する中で、用途地域による土地利用規制は難しく、それ以外の方法で規制することが望ましい」、「しばらくは現状維持が望ましい」が共に 11.1%と続いています。

④まちづくりの優先度について

「市街地と農村」の優先度では、「どこでも暮らせるまち」が 66.6%、「都市環境と自然環境」の優先度では、「同じ」が 44.4%、「自然環境の保全を優先したまち」が 33.3%、「住民生活と観光振興」の優先度では、「同じ」が 55.6%、「住民生活を優先したまち」と「観光振興を優先したまち」が共に 22.2%となっています。

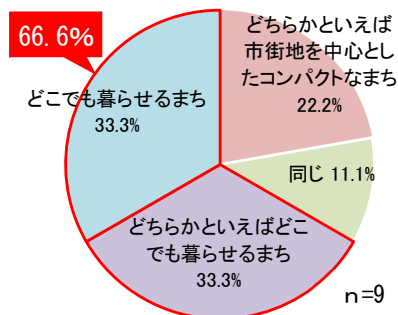


図. 市街地と農村

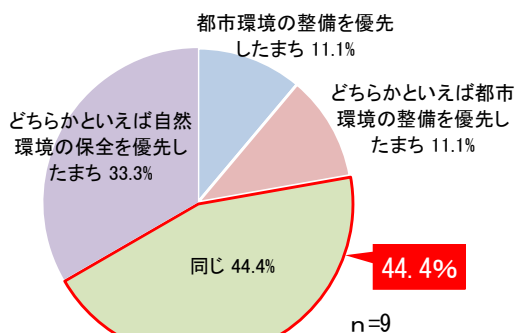


図. 都市環境と自然環境

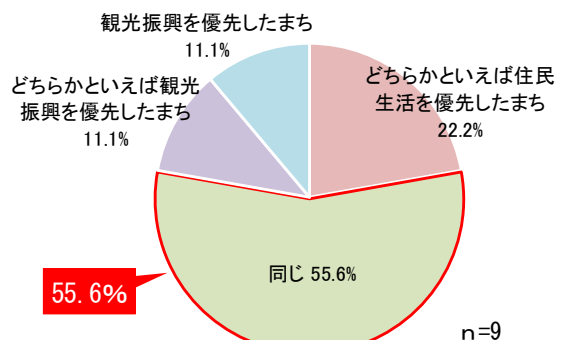


図. 住民生活と観光振興

●アンケート結果まとめ（国立公園地域）

- ・将来の山ノ内町については、「公共交通が充実したまち」「自然環境（国立公園など）と調和したまち」「観光・交流が盛んなまち」であることを望む意見が多い。
- ・まちづくりの優先度としては、特に「どこでも暮らせるまちづくり」を重視した意見が多い。
- ・「都市環境」と「自然環境」、「住民生活」と「観光振興」については、同程度重視されている。



(3) 地域の将来像

町の中程から東側に広がる山間部は、上信越高原国立公園の中心的部分に位置し、緑豊かな自然が保全されています。

この豊かな自然環境の保全に努め、次の世代へ引き継いでいきます。また、自然環境と調和し、国内外から人を惹きつける観光リゾート地としての魅力を維持・向上させ、活性化に取り組めます。

緑豊かな高原の保全と高品質な癒し・リゾート空間の形成

(4) 土地利用の方針

【都市計画区域内】

国立公園地域のうち、都市計画区域内については、国立公園の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然環境と調和した観光リゾート地や森林セラピー基地の拠点としての取り組みを推進します。

- スキー場をはじめとする観光リゾート地では、周囲の自然環境と保全・調和に留意しながら、冬季利用や他のシーズンにおける魅力向上を図り、観光利用を推進します。
- 観光リゾート地や森林セラピー基地としての情報発信及び拠点の形成を図ります。
- 国立公園整備事業などを活用し、遊歩道や登山道などの改修・修繕を進め、安全に利用しやすい観光地づくりを推進するとともに、地域が行う施設の維持管理に対する支援を図ります。
- ユネスコエコパークの緩衝地域として、住民や観光客が自然環境を保全しながら環境教育を実践する場や自然やスポーツを楽しむ場としての活用など、特色を活かした観光地づくりを推進します。
- ユネスコパークの核心地域である志賀山周辺地区は、自然環境の適切な保全・継承を推進します。また、環境保全を重視しながら、教育や観光への利活用を推進します。
- 志賀高原総合会館 98 などの観光施設については、計画的に改修・修繕を進めます。

【都市計画区域外】

国立公園地域のうち、都市計画区域外については、国立公園の豊かな自然環境の保全に係る取り組みを推進します。

- 自然公園法を遵守し、国立公園の豊かな自然環境の保全に努めるため、今後も関係機関との連携を図りながら、国有林を適切に維持管理できる環境を整えていきます。
- 国有林を適切に維持管理することにより、豊かな水源としての水源涵養機能、山地災害防止等の多面的機能の高度発揮を維持します。



(5) 都市施設整備の方針

1) 道路・交通の方針

- 国立公園内の幹線道路や林道については、安全性・快適性を確保するため、狭あい区間の解消、バス通行の安全対策などによる道路の維持・改良を推進します。
- トレッキングや散策を楽しむ観光客の安全確保のため、宿泊施設周辺に位置する幹線道路の歩道整備などにより、トレッキング・散策コースの維持・改善を促進します。
- 雪に強い道づくりに向けた道路整備に取り組むとともに、冬期間における交通安全対策を推進します。
- 志賀高原へのアクセス道路については、路肩部分の除草、支障木の処理など景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 環境負荷低減をテーマとした観光地づくりのため、国立公園ゾーンを中心として「自転車専用通行帯」の整備を推進します。
- 電動自動車など、環境負荷の低い自動車の利用環境の整備を推進します。
- 路線バスについては、通勤・通学、買い物、観光などの利用者ニーズを把握しながら、鉄道とバスの連携強化など、利用促進に向けた取り組みを推進します。

(6) 自然環境保全・都市環境形成の方針

- 「志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金」の活用などを促しながら、志賀高原ユネスコエコパーク内の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれに関わる地域の伝統産業、生活・文化の継承・発展を推進します。
- 豊かな自然環境を活かした高原リゾート地としての魅力向上を図ります。
- 国立公園内における開発行為については、国や県、地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理を促します。
- ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある長野県志賀高原自然保護センターの機能充実を県や地域の関係者等とともに推進します。
- 志賀高原ユネスコパーク協議会に参画し、管理運営計画に基づき、関係町村と連携して取り組みます。
- 地域住民と行政の協働による地域美化活動を推進します。



(7) 景観形成の方針

- 自然公園法を遵守し、森林地域の適正な保全に努めます。
- 自然環境を保全し、良好な森林景観を維持・創出するとともに、豊かな自然環境を活かした高原リゾート地としての魅力的な景観形成を図ります。
- 「渋の地獄谷噴泉」など、地域の文化財の保護・保存・活用により、歴史的景観を守り、受け継いでいきます。
- 良好な都市景観を阻害するおそれがある、又は、周辺に危険を及ぼすおそれがある空き施設や老朽化・廃業した建築物については、所有者に対して適切な維持管理や撤去を促していきます。

(8) 都市防災の方針

- 国や県、関係機関と連携しながら、森林の保全や自然災害を予防する治山・治水対策、地すべりやがけ崩れ等の土砂災害の防止対策に取り組みます。
- 老朽化した危険な空き施設については、周辺居住環境へ及ぼす危険性を速やかに排除するため、地域等と連携し状況の把握に努め、建替えや除却を促すなど、迅速な防災対策の強化に努めます。
- 地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所については、多数の避難者を受け入れるため、給水施設、非常用電源、各種トイレ、情報通信環境の整備など、安全・安心に避難できる機能強化を推進します。





第6章 実現方策の検討

1. 主要な都市計画制度に関する方向性

(1) 用途地域の見直し

- 用途地域は、建築物の用途や建ぺい率・容積率を設定し、秩序ある土地利用とまちなみを形成するために用いられる都市計画制度ですが、社会情勢の変化などから、当初の計画と乖離し、用途地域の指定に準じた土地利用が進まず、用途地域内に農地が残存する場合は、当該エリアについて、用途地域が指定された都市的土地利用から、現状に即した土地利用（農地）へと計画を見直すことが考えられます。
- そのため、現在の土地利用状況や地域住民の意向などを踏まえ、特に農業振興に欠かせないエリアについては、必要に応じて、用途地域の見直し（除外）を検討します。

【見直し検討エリア】

・横湯川、角間川合流付近の第2種住居地域

土地利用現況に即した農地としての活用を許容し、用途地域指定の適用除外を検討します。

(2) 都市計画道路の見直し

- 都市計画道路については、整備率が84.6%と高いものの、当初の都市計画決定から50年以上経過しており、町中心地域の都市計画道路の整備が遅れていることから、計画決定当初からの社会情勢の変化などを鑑みて、必要性、実現の可能性を再検証することが求められます。
- 見直しの方向性として、町民の生活利便性向上や観光振興への寄与が期待される路線については、整備を促進するものとします。
- 一方、社会情勢の変化、都市の現状、景観の保全等の観点から、必要性が低下、または、実現が困難であるため、長期にわたり未着手となっている路線については、計画の見直しを検討するものとします。

【特に整備促進を検討する路線】

・3.5.1 湯田中穂波線

バスによる湯田中駅及び温泉街へのアクセス道路としての整備を促進します。

・3.5.6 箱山沓野線

志賀高原へのバスのアクセス道路としての狭隘区間の整備を促進します。

【特に見直しを検討する路線】

・3.5.2 中央線

起点側の未整備区間は、温泉街・商店街の風情を活かしたまちづくりなどを考慮して計画の見直しを行います。また、終点側の概成済区間は、河岸段丘や志賀高原本線との近接性、通過交通量を考慮して計画の見直しを行います。

・3.6.4 南中野線

穂波温泉の活性化や地区の生活環境を考慮して計画の見直しを行います。

・3.6.5 北中野線

並行する県道及び町道を代替道路として計画の見直しを行います。

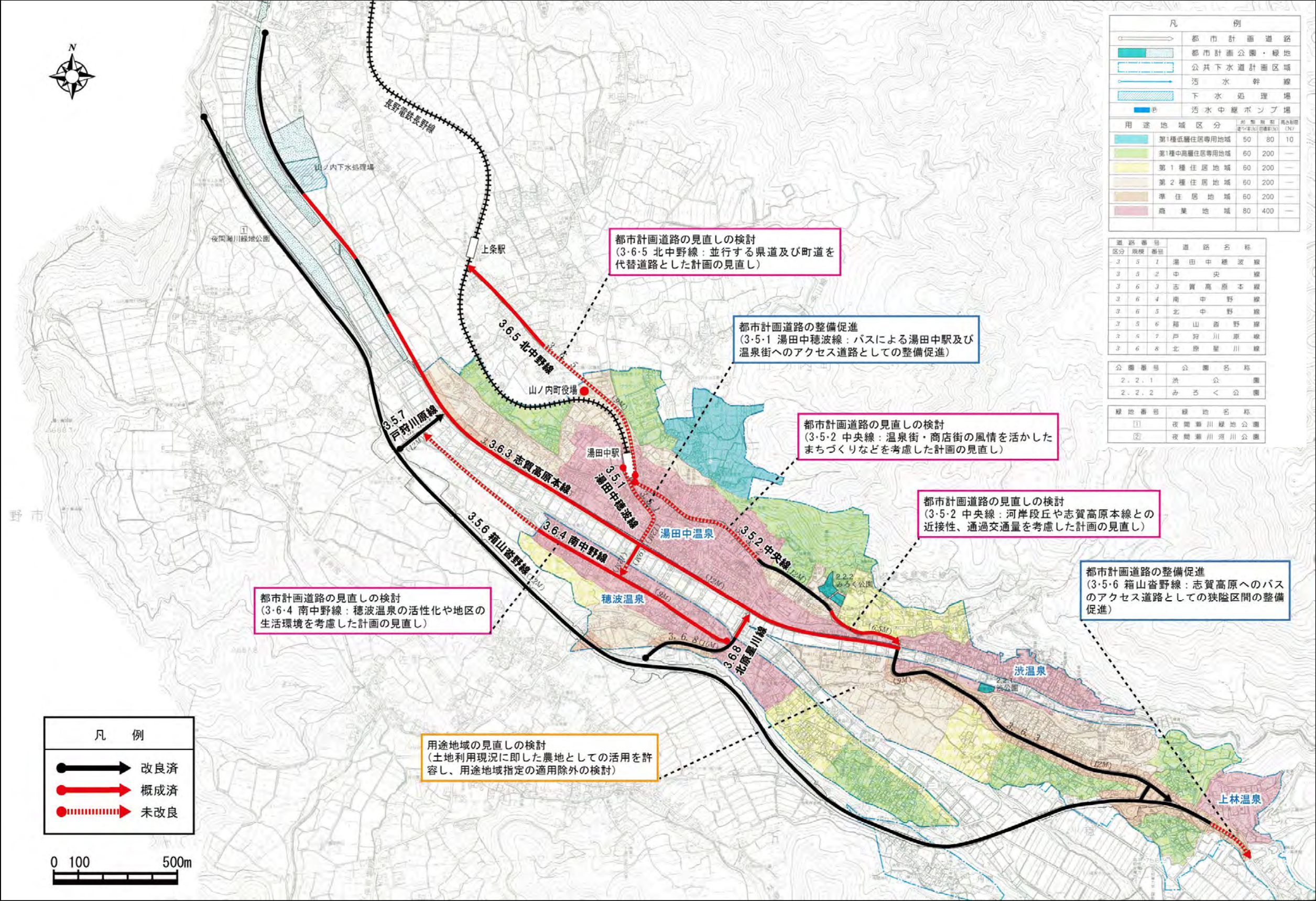


図. 用途地域・都市計画道路の見直し方針図



2. 主な方針のアクションプログラム

「第4章 全体構想」及び「第5章 地域別構想」で示す各種方針のうち、主な事項等について、下図に示すアクションプログラムを基に取り組みを推進します。

区 分	短 期	中 期	長 期
【土地利用】			
・島崎地区の用途地域見直し	→		
・小学校の統合計画	→		
・志賀高原総合会館 98 の計画的な改修・修繕	→		
・賑わいに寄与する施設や生活利便施設の立地誘導	→	→	→
・農地の保全	→	→	→
【都市施設整備（道路・交通）】			
・渋温泉での石畳の改修	→		
・国道 292 号、国道 403 号の整備・改良	→	→	→
・都市計画道路の見直し	→		
・都市計画道路の整備促進	→	→	→
・長野電鉄線の維持	→	→	→
・県道や町道の整備・改良や安全対策	→	→	→
【都市施設整備（公園・緑地）】			
・みろく公園周辺での来訪者用駐車場の整備	→		
・みろく公園周辺の交流拠点としての一帯の整備		→	→
・都市公園・緑地の適切な維持管理	→	→	→
【都市施設整備（下水道）】			
・下水道施設の適正な維持管理、老朽施設の計画的な更新	→	→	→
【自然環境保全・都市環境形成】			
・志賀高原ユネスコエコパーク核心地域及び緩衝地域の拡大	→		
・町民と行政の協働による地域美化活動	→	→	→
・共同処理施設の適正な運用	→	→	→
【都市景観形成】			
・温泉地として来訪者を迎えるまちなみ形成	→	→	→
・魅力的な自然景観の保全・形成	→	→	→
【都市防災】			
・狭あい道路の解消	→	→	→
・自主的な地域防災力の強化	→	→	→
・情報伝達手段の多様化・多重化	→	→	

図. 都市計画との関連性が高い主な事項等のアクションプログラム



3. 町民・事業者・行政の協働によるまちづくり

(1) 役割分担や推進体制の構築

「山ノ内町都市計画マスタープラン」は、都市の将来像、土地利用や道路交通などの都市整備の方針を示すとともに、各地域におけるまちづくりの将来像や方針を設定したものであり、今後、これらの将来像、方針に沿って、山ノ内町が目指すまちづくりの実現を目指すものです。

今後、山ノ内町が目指すまちづくりの実現には、町民、事業者、行政が都市の将来像を共有し、それぞれの立場に応じて役割を分担するとともに、お互いに協力しながらまちづくりを推進することが必要不可欠であることから、その推進体制の構築を目指します。

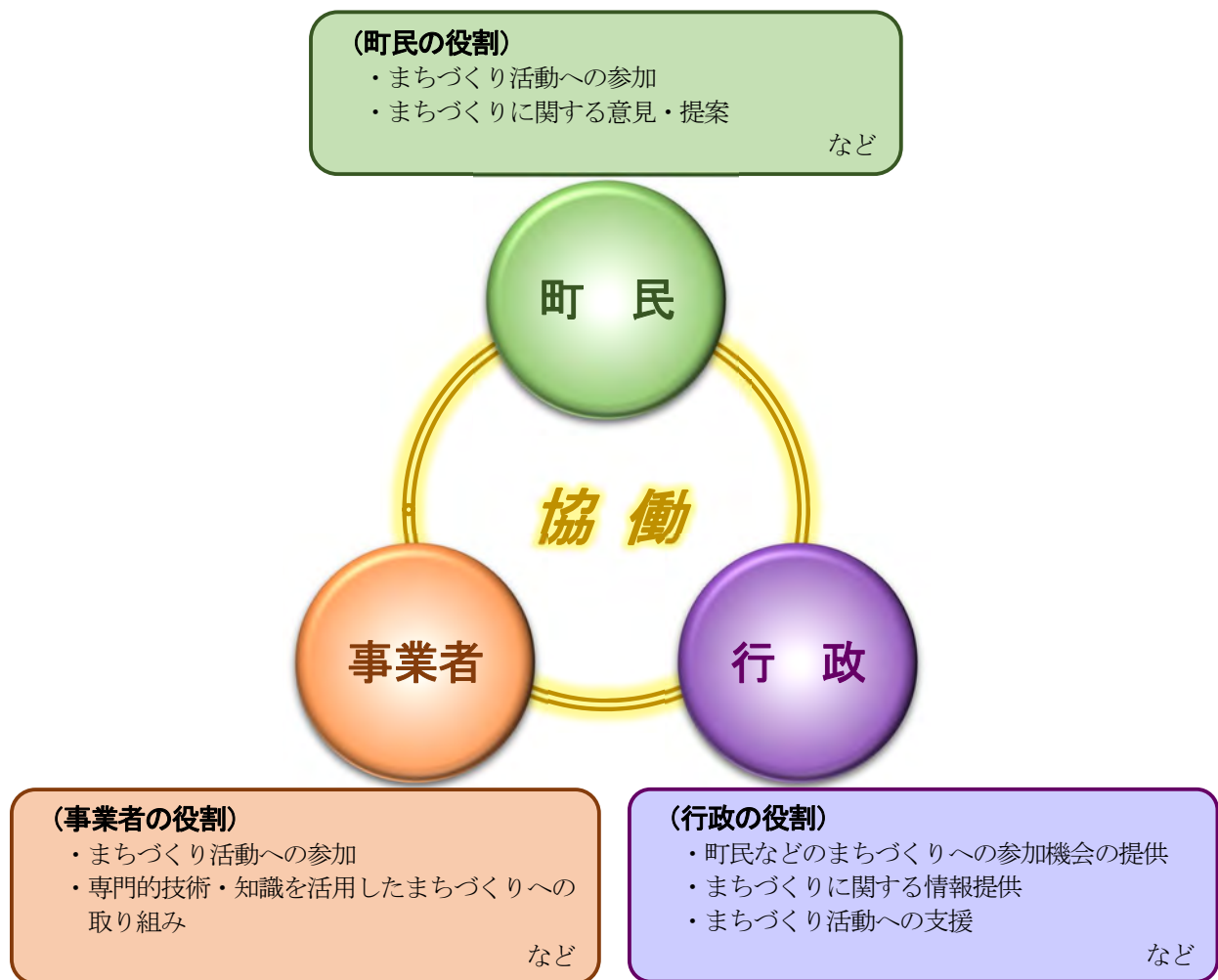


図. 町民・事業者・行政の協働によるまちづくりイメージ



（２）庁内組織体制の強化

まちづくりの推進にあたっては、建設水道課のみならず、観光商工課、農林課、総務課、危機管理課などの庁内各課が連携した総合的な展開が必要です。

今後は、庁内各課間のさらなる連携の強化を図り、効率的・効果的なまちづくり行政を進めながら、計画の実現を目指します。

（３）まちづくりへの参加機会の拡大

都市計画に関する各事業を実施する際には、町民などの意見を十分に把握し、事業に反映していくため、町民などが計画策定に参加できる機会を増やすとともに、適宜、アンケート調査、パブリックコメントなどを行います。

このほか、まちづくりに対する町民などの参加意識の向上を図るため、地区懇談会、まちづくりに関するフォーラム・セミナー、（仮称）まちづくり出前講座などの開催を検討します。

（４）まちづくりに関する人材育成・活動支援

山ノ内町が抱えるまちづくりに関する課題に対応していくため、行政職員の資質・能力の向上のほか、各地域のまちづくり活動を支えるリーダーの育成など、山ノ内町の将来を担う新たな人材育成を図ります。

また、地域のまちづくり活動を盛り上げていくため、山ノ内町が推進するまちづくりの方向性と整合した活動に取り組む団体、地域住民団体などの積極的な活動を支援していきます。

（５）町民・事業者に対する情報提供

山ノ内町ホームページなどにおいて、「山ノ内町都市計画マスタープラン」の概要などを分かりやすく掲載し、町民・事業者への周知徹底を図ります。

また、山ノ内町が取り組んでいるまちづくり施策、都市計画に関する各事業などについては、進捗状況などを定期的に情報開示することにより、まちづくりに関する情報を町民・事業者と共有していきます。



4. 都市計画マスタープランの適正な運用・管理

「山ノ内町都市計画マスタープラン」は、おおむね 20 年後の都市及び地域の将来像を展望しつつ、今後 10 年間の具体的な都市施設の整備などについての基本的な方向を示すものであり、計画は長期にわたることから、本計画に関する事業の進捗については、定期的な点検・確認などによって評価することが求められます。

そのため、本計画においては、『Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）』の PDCA サイクルの考え方に基づき、長期的な計画の運用・管理のもと、各事業の段階的な分析・評価を行うものとします。

また、将来的な社会経済情勢の変化や法制度の改定、上位・関連計画の更新などを踏まえながら、適宜、計画の見直しを行うものとします。

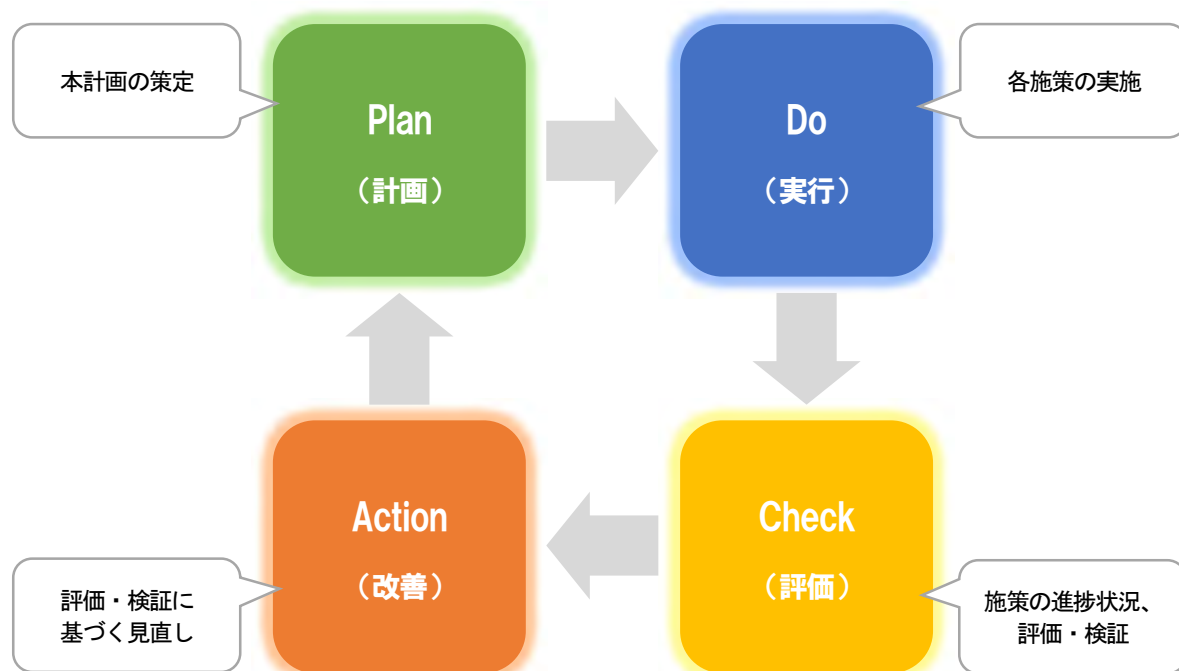


図. PDCA サイクルによる計画の適正な運用・管理